

# 第2次松本市子どもにやさしい まちづくり推進計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

松 本 市



## すべての子どもにやさしいまちづくりに向けて

松本市長 菅谷 昭

急速に進展している超少子高齢型人口減少社会において、松本市では、将来の都市像を「健康寿命延伸都市・松本」と掲げ、20年先、30年先を見据えた政策を展開してまいりました。特に子どもや若者については、その成長を後押しするため、平成25（2013）年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもに関わるすべてのおとなが連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを明らかにしました。そして平成27（2015）年には「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画（第1次計画）」を策定し、総合的、継続的に子どもの権利保障に努めてまいりました。

第1次計画策定から5年が経過し、子どもの権利についての市民の理解は少しずつ深まり、子どもたちが地域で活躍する場が増えたり、子育て支援の充実など成果は上がってきています。一方、当時の課題であった超少子高齢型人口減少社会や高度情報化社会がさらに進展したことに加え、子どもの貧困、虐待、いじめ、外国にルーツを持つ児童の増加、生き方の多様さ、メディア機器による子どもの心身への影響など、新たな課題もクローズアップされてきました。

第2次計画では、第1次計画の基本理念、基本目標を継承したうえで、子どもをとりまく課題の多様化について意識し、さらに若者期へのつながりを支えられるよう、施策の方向を拡充した新たな計画としました。

この計画を推進することで、子どものいのちと健康が守られ、子どもが健やかに成長していけるまち、子どもが地域への愛情を育み、市全体に笑顔あふれるまち、すなわち「すべての子どもにやさしいまち」をこれまで以上に推進していきたいと考えております。

結びに、計画策定にあたり、ご審議いただいた松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の皆様をはじめ、子どもの権利に関するアンケートにご協力いただいた子どもや保護者の皆様、パブリックコメントでご意見をお寄せくださった皆様、そして第1次計画の推進にあたりご尽力賜りました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2（2020）年3月

# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	6
4 第1次子どもにやさしいまちづくり推進計画の成果.....	7
第2章 子どもの現状と課題 .....	11
1 子どもをめぐる現状と課題 .....	11
2 「子どもの権利に関するアンケート」結果から(抜粋) .....	32
3 「子どもへのヒアリング」の結果から(抜粋) .....	43
4 「松本市民満足度調査」結果から(抜粋) .....	45
第3章 基本理念、基本目標、施策の方向.....	49
1 基本理念.....	49
2 基本目標.....	49
3 施策の方向(8つの施策の方向).....	51
4 基本理念、基本目標、施策の方向の体系図 .....	53
第4章 推進施策と事業一覧.....	55
1 推進施策.....	55
【施策の方向1】子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり.....	55
【施策の方向2】子どもの権利の普及と学習への支援 .....	57
【施策の方向3】子どもの相談・救済の充実.....	59
【施策の方向4】子どもの意見表明・参加の促進 .....	61
【施策の方向5】子どもの居場所づくりの促進 .....	63
【施策の方向6】子どもが地域等で健やかに成長するための支援.....	65
【施策の方向7】子どもの育ちを支援する環境づくり.....	67
【施策の方向8】保護者や支援者への支援の充実 .....	69
2 推進施策別事業一覧.....	71
第5章 計画の推進体制と評価・検証.....	99
1 計画の推進体制 .....	99
2 計画の評価及び検証.....	99
参考資料.....	101
1 名簿 .....	101
2 松本市子どもの権利に関する条例.....	103

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

松本市子どもの権利に関する条例は、子どもが一人の人間として、成長、自立していくために、市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となるものです。また、子ども支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していく指針でもあります。

松本市では、平成25年4月に松本市子どもの権利に関する条例を施行し、その理念の実現を目指して、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するため、「第1次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（以下「第1次推進計画」という。）を策定しました。

第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画（以下「第2次推進計画」という。）は、第1次推進計画の基本理念、基本目標を継承しつつ、子どもの育ちや、支援者への支援をより明確にするため、施策の方向を7つから8つに見直しました。そして第1次推進計画を、数値目標だけにとらわれない形で評価・検証をした中間報告（平成29年報告）も踏まえながら、子どもの権利に関するアンケート調査結果（以下「子どもの権利アンケート」という。）や松本市民満足度調査結果、そして子どもたちへのヒアリング結果等による、子どもや保護者・市民の意見も聴取し、明らかになった課題に向き合った計画としました。

特徴的な取組みとして、1つ目は、貧困・虐待・いじめ・不登校、外国にルーツを持つ子ども・性的マイノリティの子ども・障害のある子どもなど、子どもたちやその取り巻く環境の多様化についても意識し、まち全体で子どもの育ちを支えることを目指すこと。2つ目は、18歳までの子ども期に留まらない、キッズ&ユースデモクラシーを踏まえた、若者期へのつながりを見据えた子ども施策を考えたこと。3つ目として、保護者や支援者への支援をより明確化したこと。この3点を踏まえて子どもの権利条例の更なる推進のため、そしてすべての子どもにやさしいまちづくりの実現に向け一歩進めた第2次推進計画としました。

健康寿命延伸都市・松本を推進し、命を大切にすまちとして、また、地域の公民館での学びから住民自治を強め、地区ごとの地域づくりを大切にしてきたまちとして、子どもの権利条例の理念の実現や発展を、行政だけでなく市民とともに目指していけるものにしたいと考えています。

### 2 計画の位置付け

この第2次推進計画は、子どもの権利条例第22条に基づき策定するもので、子どもの権利を実現する子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための計画です。

健康寿命延伸都市・松本の創造を目指すべき将来の都市像とする「松本市総合計画基本構想2020」および「第10次基本計画」（平成28～令和2年度）のほか、子ど

もの権利保障の視点から、子どもに関わる他の計画「松本市子ども・子育て支援事業計画」、「松本市教育振興基本計画」、「松本市地域づくり実行計画」、「松本市食育推進計画」、「松本市健康づくり計画 スマイルライフ 松本21」等と整合を図りながら策定しました。更に、本計画から抽出した「松本市子どもの未来応援指針」、「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」も含めて、子どもの権利を保障する視点から事業を推進していくものです。

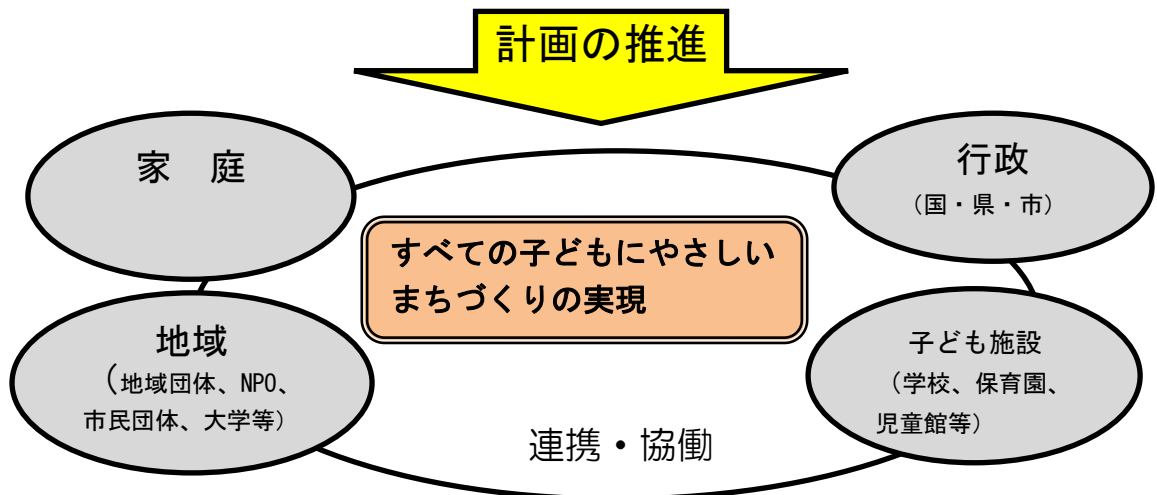
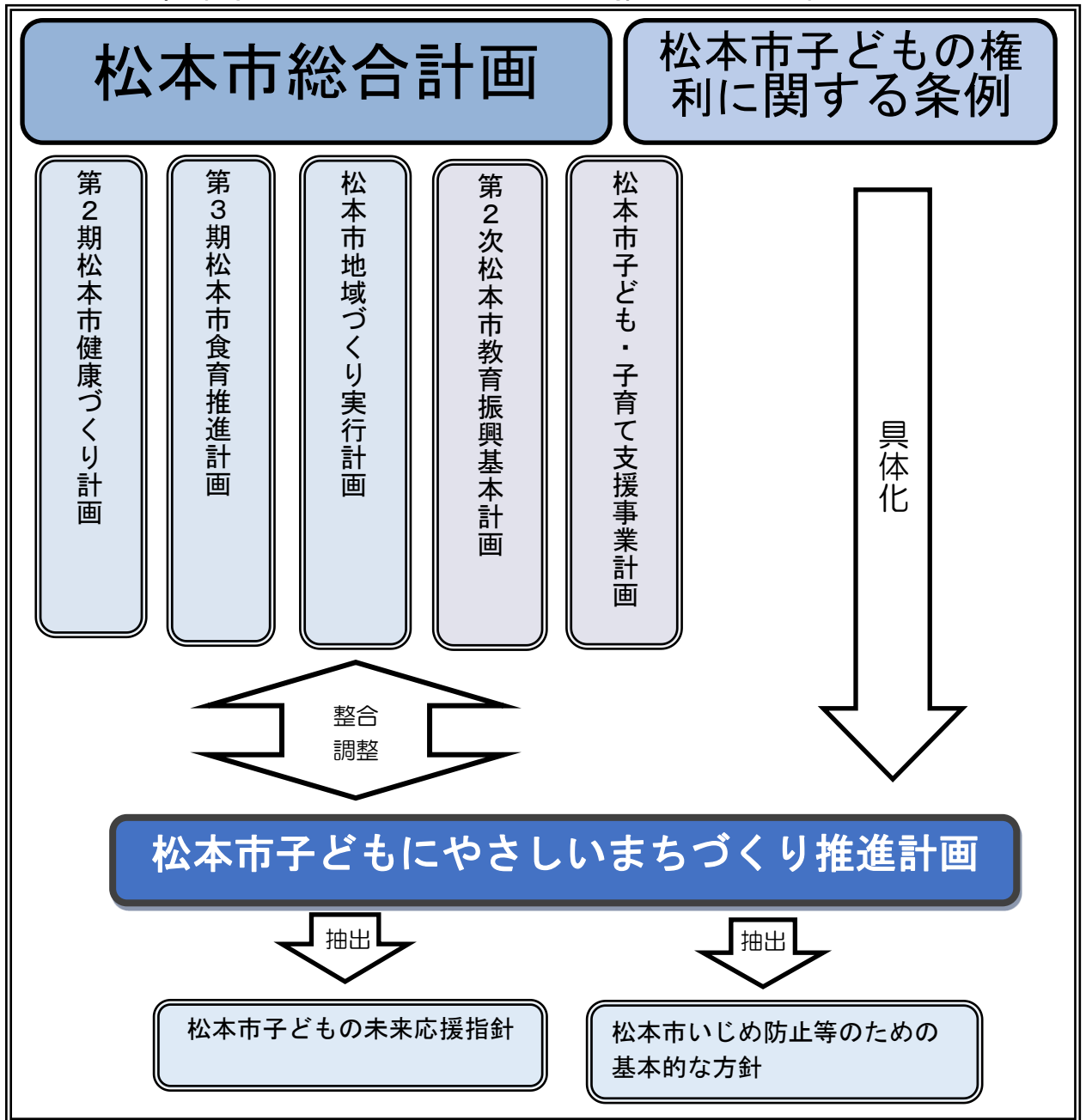
また、本市の子どもに関わる計画は、すべて子どもの権利条例に基づいた視点で計画されています。計画の位置付けイメージは、次ページのとおりです。

特に関連の深い計画として「松本市子ども・子育て支援事業計画」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「松本市次世代育成支援行動計画」（平成17～26年度）の内容を、「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」とともに引き継ぎ、子ども施策を総合的に進めるものです。

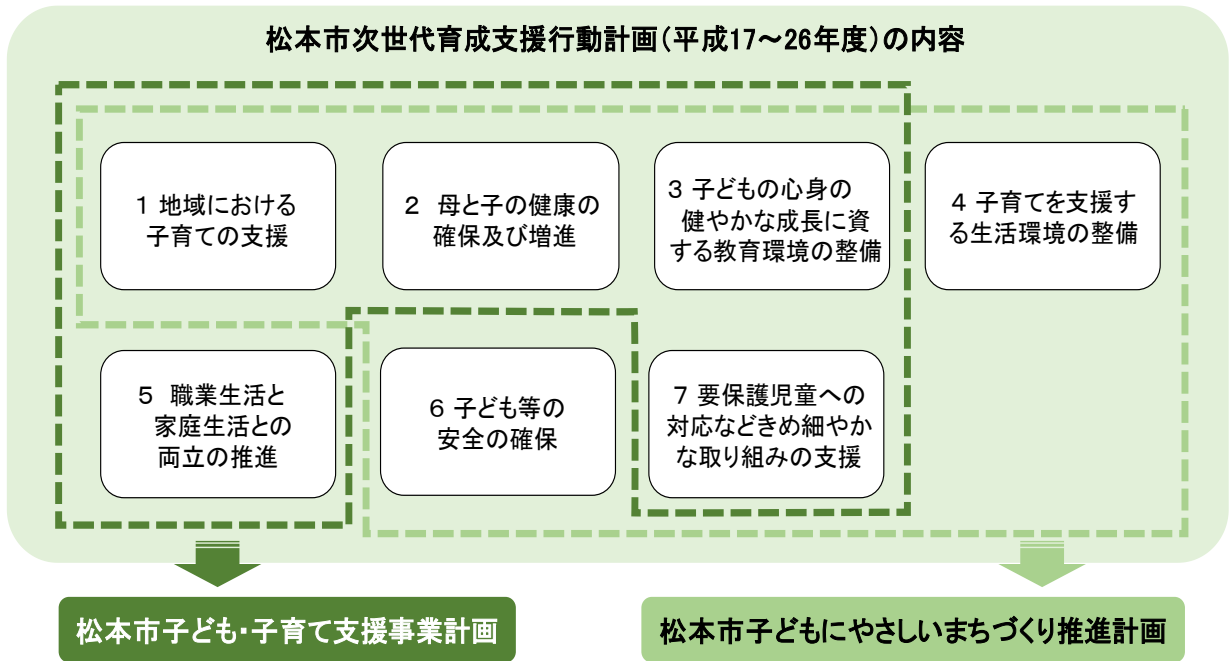
松本市子ども・子育て支援事業計画は「幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の需給計画、仕事と家庭の両立を実現する環境づくりの施策・事業」を担っており、松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画は、それ以外の子育て支援施策を網羅しています。

松本市次世代育成支援行動計画の施策との対応関係は5ページの図に示すとおりです。

松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の位置付け



## 松本市子ども・子育て支援事業計画との関係



### 3 計画期間

令和2年度（2020年4月）から令和6年度（2025年3月）までの5年間とします。

毎年度、取組状況を検証し、課題を整理しながら新たな取組みについて計画します。

また、中間年の令和4年度には、令和3年度に実施を予定しているアンケートなどの実態調査も踏まえ、中間評価を行います。

## 4 第1次子どもにやさしいまちづくり推進計画の成果

### (1) 全体総括

子どもの権利に関する条例の制定後、子どもにやさしいまちづくりを推進するために、様々な施策を行い、平成29年には中間報告として検証も行ってきました。健康寿命延伸都市として、乳幼児期からの取組みが健康寿命を延ばすことにつながると考え、次世代を育むまちづくりとして従来まで実施していた施策の継続や拡充、同時に子どもの権利の理念を根底に置いた事業として、子ども子育て安心ルーム、子どもの未来応援事業、産後ケア事業、保育園の芝生化促進（体づくり）など新たな子どもや保護者を支援する事業を数多く展開してきました。

その結果、平成29年に実施した大手シンクタンク（野村総合研究所）による全国100都市成長可能性ランキングで、「子育てしながら働ける環境がある」について1位になるなど、松本市の子ども・子育て施策が外部でも評価されてきました。

ここでは、第1次推進計画での施策の方向別に、第1次推進計画の成果として前進してきた内容や、中間報告での目標に対しての成果をまとめました。

### (2) 施策の方向別の成果

#### ア 【施策の方向1】子どものいのちと健康を守り大切にす環境づくり

子どもを安心して産み育てる環境づくりとして、安定した医療を提供するための「松本地域出産・子育て安心ネットワーク」や、保健師が妊娠届時からすべての妊婦に関わり、きめ細かな乳幼児健診、育児学級、相談、また民生・児童委員による新生児宅を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」など継続して取り組んできました。それに加え、平成28年度からは、妊娠から出産子育てまでの切れ目のない支援のため「子ども子育て安心ルーム」をこどもプラザ・健康づくり課・保育課内に設置したり、産後ケア事業、産婦健診事業等を拡充し周産期の支援を充実してきました。

また、子どものいのちと人生の質を高めるため、地域で育む心身の健康づくりを目指して、いのちの大切さに触れ合う取組みや、遊びの中で自然と触れ合う取組み等を、地域と学校・保育園・幼稚園と連携して実施してきました。特に保育園における芝生化は、年次計画で増設し、子どもたちの運動量の増加等が結果として表れてきています。

#### イ 【施策の方向2】子どもの権利の普及と学習への支援

子どもの権利の普及を図り、学習の支援を進めるため、全市民に向けて、市政番組や広報まつもと等で特集を組み、子どもの権利の日フォーラムを11月に開催して広く周知を行いました。また、年代別では、未就学児に対して、「子どもの権利紙芝居」を作成し、保育園等で活用しました。小中学生、高校生に対しては、子どもの権利に関するチラシ、相談室を紹介する「こころの鈴カード」や「こころの鈴通信」を配布しました。特に小中学生に対しては、子どもの権利



ニュースを年3回配布したほか、子ども向け学習パンフレットを毎年全員に配付すると同時に、教師向けの指導者用マニュアルも配付して授業で活用しました。そして、保護者向けとして、子どもの権利に関する研修会の開催により周知を行ってきました。

子どもの権利に関する条例の認知度は、子どもの権利アンケートでは、中間報告時点（平成29年）に目標とした75%には及ばず、57.4%でした。しかし条例施行当初に比べると上昇してきており、また小中学生は7割程度と、目標値に近づいてきています。

## ウ 【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実

子どもの権利相談室「こころの鈴」の認知度は、全体では64.8%で、中間評価時点で目標とした80%には及びませんでした。小学生は85.9%で目標を達成しました。

相談件数を見ると、年々上昇し、子どもや保護者にとって身近な場所になりつつあることが伺えます。

また、子どもの権利侵害に対して、子どもの人権の救済や回復のために支援を行う第三者機関として設置している子どもの権利擁護委員は、日常の相談のほかに、救済のための措置として、自己発意を平成28年度に1件、自己調査を平成30年度に1件実施し、ともに結果を公表しました。これは、子どもの権利侵害に対する救済の取組みを着実に進展させていると言えます。

中間報告時点で課題としてあげられた、関係機関との連携は、一堂に会する会議開催までは至っていませんが、個別に多くの機関との連携もされるようになってきています。

子どもの権利相談室「こころの鈴」の周知のため行ってきた事業としては、小中学校、高校への周知カードや通信の配布、児童センター等での学習会、地区民生児童委員協議会での出前講座やPTAでの研修会、子どもの権利擁護委員による講座などの啓発活動などがあります。

そのほかに子どもや保護者・子育て支援者の相談場所として、まちかど保健室や青少年相談、家庭児童相談、教育相談、児童虐待相談、女性センターでの相談など、多岐にわたって継続して実施しています。

## エ 【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進

学校や地域で意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合は、中間報告時点の調査（平成27年度）より、平成30年度の子どもの権利アンケートではいずれも上昇し、少しずつ取組みの成果が出てきていると思われます。（学校：71.8%→73.6%、地域：22.0%→23.8%）

地域によっては、公園の整備や子どもの居場所である児童館建設にあたって、計画段階から子どもたちの意見を取り入れたものにするなどの事例もありました。

従来から実施している、子ども会育成会の事業や、将来の地域のリーダーを育成するためのジュニアリーダー活動、地域での様々な活動への子どもの参加等に加え、新たに、平成27年から「まつもと子ども未来委員会」（小学5年生から高校3年生までの公募による委員会）を設置し、地域や年齢の違う子ども同士が集まって、大学生のサポーターの協力も得ながら、松本市のことを考え、市への

提言（意見表明）等を行ったり、全国規模で開催されるフォーラムやシンポジウムなどに参加して意見を表明したり、子ども交流事業によって他都市の子どもとの交流を図るなど、社会参加について多くの機会を提供してきました。

## オ 【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進について

自宅以外で安全・安心に過ごせる放課後の居場所としての児童センターや放課後児童クラブのほか、つどいの広場やこどもプラザ、運動施設や地域での公民館などで、従来から居場所づくりを実施してきましたが、更に青少年の居場所として、体育施設や学習スペースの整備を進めました。

また、様々な理由で学校に行くことができない子どもたちの居場所として、中間教室や子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」では、子どもが、ありのままの自分でいられる場所として、一人ひとりの子どもに寄り添い、自ら新しい一歩を踏み出せるよう支えるとともに、保護者の相談にも応じるなど、運営を充実・強化してきました。民間でも同様の活動をする団体も出てきており、今後は連携やシステム作りも必要となってきました。

平成29年度からは、子どもの権利に関する条例の理念に基づく子どもの貧困対策の一環として、子どもの豊かな食事や学習・保護者への支援を行う子どもの居場所づくり事業（子どもの未来応援事業）を開始し、実施団体への支援を充実しています。参加することで、「いろいろな人と話せて自信がついた」などの声もあり、自己肯定感の上昇にも繋がっていることが推察されます。

## カ 【施策の方向6】 子どもが地域等で健やかに成長するための支援

従来まで実施していた、地域や学校で行う子どもの安全・防災活動への支援のほか、35地区の地域づくりセンター毎に、子どもの見守り等も実施するなど地域での包括的な互助システムを充実してきました。

また、地域の中で子どもがつながりをつくるための「トライやるエコスクール事業」などでは、子どもたちが主体的に活動できるようになったという報告もありました。

平成26年からは、大人が家庭や地域で、子どもと積極的に関わりを持ち、子どもを笑顔にする活動を推奨する「まつもと子どもスマイル運動」を始めました。この運動を形として表したスマイルバンドを配布したり、ポスターにより市民の意識の向上を図ってきました。

## キ 【施策の方向7】 子どもの育ちや子育てへの支援

松本市が従来から実施している子ども自身の育ちを支援することと、子育てをしている保護者を支援するための様々な事業を継続して行うとともに、不登校、発達障害、貧困に対しての支援や病児保育などを拡充し、支援の充実を図ってきました。

また、市内4カ所の子どもプラザ内に「子ども・子育て安心ルーム」を設置し、子育てコンシェルジュと、地区担当保健師・母子保健コーディネーター・保育コンシェルジュが、子育てしている保護者一人ひとりに寄り添いながら継続的に支援をしていくシステムを作り、年々充実を図りました。

メディアをとりまく様々な課題に対しても、従来から小中学生やその保護者への啓発を行ってきましたが、身体への影響や依存性等も考慮して、新たに乳幼児の年齢からの対策として、乳幼児から小学生の保護者に対してのチラシ配布や、子どもたちへの教育内容の検討等も行ってきました。

## 第2章 子どもの現状と課題

子どもの状況や実態を把握するためには、子どもや保護者の視点に立ったデータの収集、蓄積、共有が必要となります。ここでは、平成29年度に実施した、子どもにやさしいまちづくり委員会による「第1次推進計画の中間報告書」、平成30年度に市内の子どもや保護者を対象に実施した「子どもの権利アンケート結果」、子どもにやさしいまちづくり委員会が行った「子どもへのヒアリングでの意見」、そして「平成30年度松本市民満足度調査結果」、その他各種データをもとに現状を示し、そこから現在の子どもの取り巻く課題を明らかにし、第2次推進計画の基礎としていきます。

なお、子どもを取り巻く課題は非常に複雑かつ多様化しているため、そのすべてを網羅するものではありません。

### 1 子どもをめぐる現状と課題

#### (1) 人口動態について

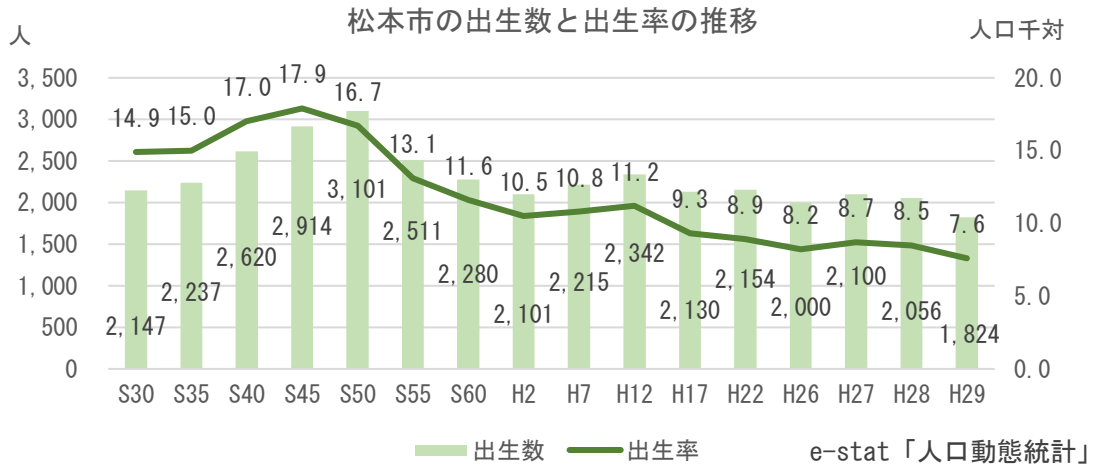
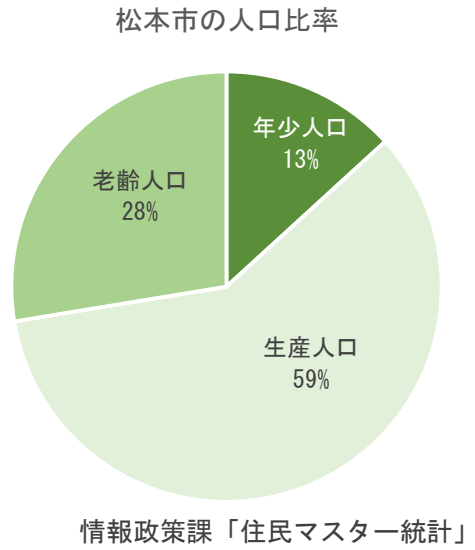
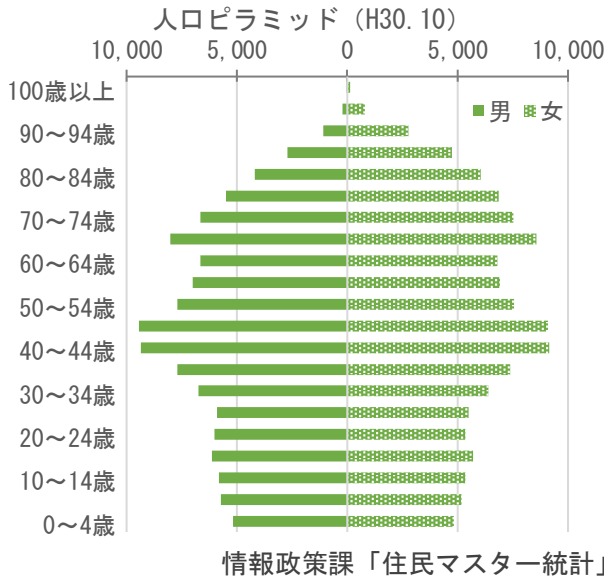
##### ア 現状

松本市の年間出生数は、平成29年に2千人を下回り1,824人で、出生率は7.6%、14歳未満の年少人口は13%となっています。また、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）も低下傾向にあり、最新の数字では1.50で、人口を維持するのに必要な2.06（人口置換水準）は大きく下回っています。死亡率との差による人口の自然増減をみると、平成22年から自然減に転じています。

高齢者については、高齢（65歳以上）人口の割合（高齢化率）が、28%となっており、健康寿命も男女とも年々上昇してきています。

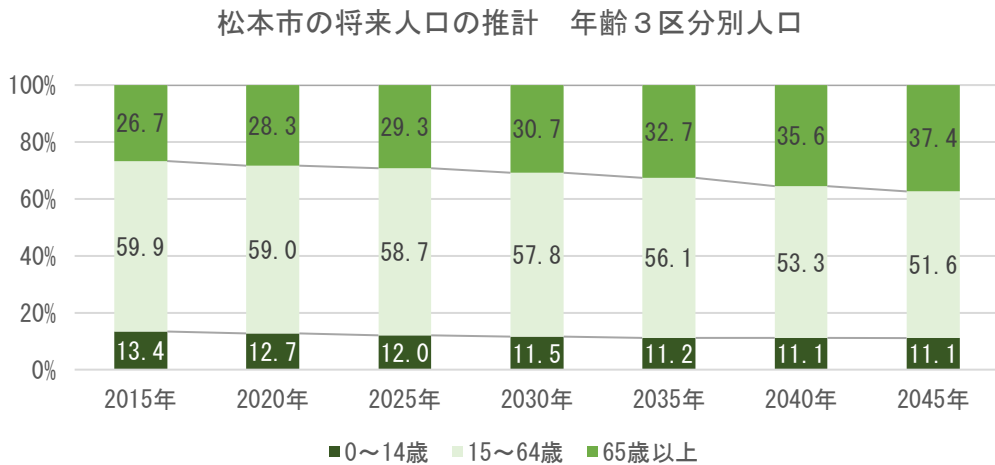
未成年者の自殺死亡率は、長野県は全国を上回り、平成27年から微増傾向にあります。松本市においては、平成25年から29年の5年間で7人の未成年者が自殺で亡くなっており、長野県と同様に高い傾向で推移しています。

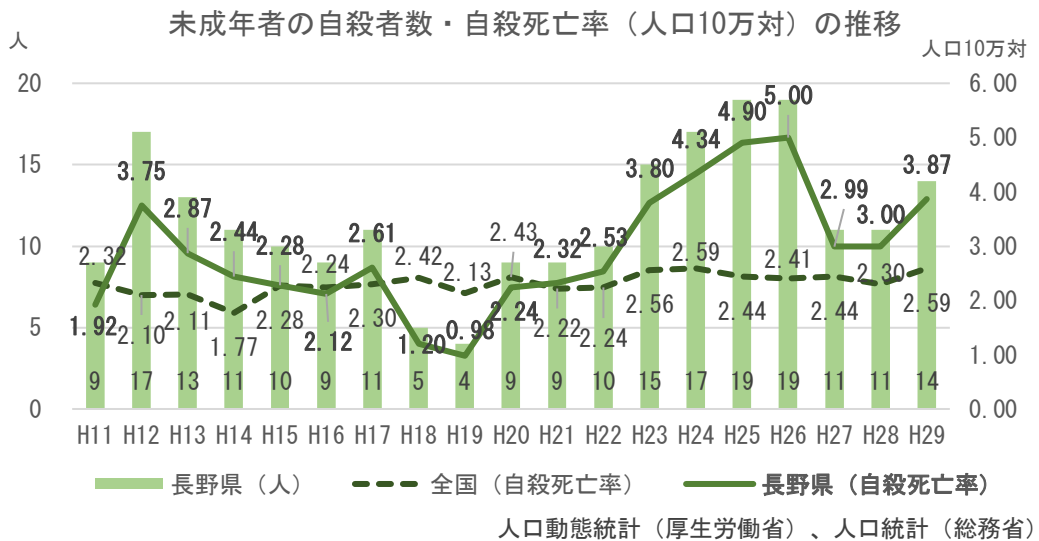
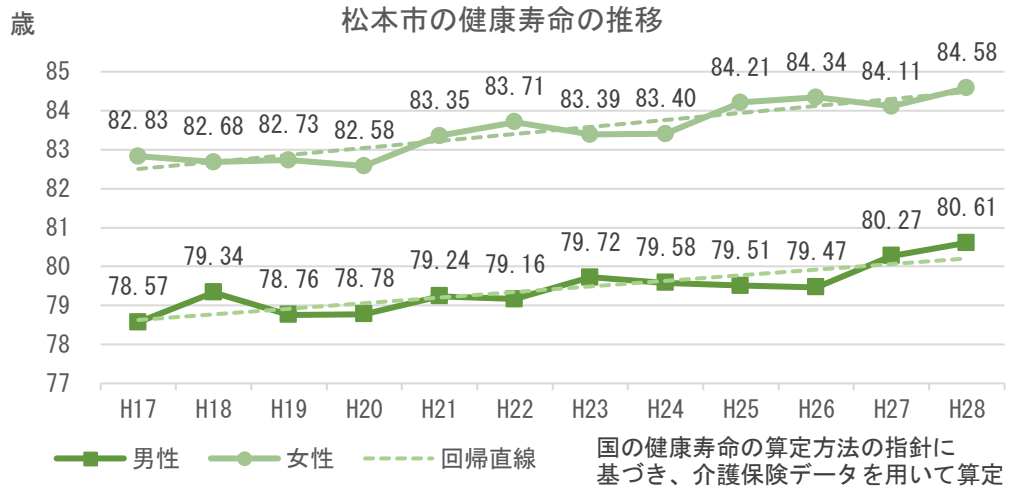
人口動態		H30年10月1日現在		
	合計	年少人口	生産人口	高齢人口
		(0～14歳)	(15～64歳)	(65歳以上)
全体	239,695人	31,681人	141,883人	66,131人
男	117,441人	16,470人	72,387人	28,554人
女	122,284人	15,211人	69,496人	37,577人



合計特殊出生率	S58～62	S63～H4	H5～9	H10～14	H15～19	H20～24
	1.78	1.64	1.62	1.55	1.44	1.50

人口動態保健所・市区町村別統計





## イ 課題

超少子高齢型人口減少社会において、地域で安心して子どもを産み育てられ、子ども自身も安心・安全に成長できる地域環境を作り出すために、行政、地域、企業、市民それぞれが行うべきことについて、連携して考えていく必要があります。

未成年者の自殺対策については、現在行っている施策の強化とSOSの出し方に関する教育を各機関と連携し進めていくとともに、個別支援について長野県の戦略と合わせて検討が必要です。

## (2) 子育て環境について

### ア 現状

共働き世帯や核家族・ひとり親家庭などの増加により、地域における乳幼児期の子育て支援に対する需要は多岐にわたり、また増加もしてきています。

こんにちは赤ちゃん事業については、里帰り出産で、長期間留守にする家庭があるため、訪問数は90%程度となっていますが、保護者にとっての相談の場と

もなっている乳幼児健診や新生児訪問等により、訪問できなかった家庭を含めた子育て支援を行っています。

こんにちは赤ちゃん事業

単位：人・%

年度	対象児数	訪問数・率	要支援数・率
平成 28	2,101	1,914 91.1	277 14.5
29	1,805	1,669 92.5	191 11.4
30	1,847	1,662 90.0	186 11.2

松本市こども福祉課統計

乳幼児健診の受診状況（H30年度）

単位：人・%

	対象児数	受診児数	受診率	要観察児数・率
4ヵ月児健診	1,852	1,807	97.6	336 18.6
10ヵ月児健診	1,764	1,721	97.6	385 22.4
1歳6ヵ月児健診	1,897	1,866	98.4	619 33.2
3歳児健診	2,005	1,991	99.3	376 18.9

「松本市の保健衛生」

## イ 課題

地域における子育て支援に対する需要は年々増加していることから、支援体制の強化を検討することが必要です。しかし、ただ需要があるからサービスを提供するだけでなく、親子がしっかりと向き合い、子育てを楽しみ、結果として愛着形成が促進され、子どもの自己肯定感が向上していくような事業展開を検討していく必要があります。

子ども自身が、それぞれの個性を豊かに開花させられるような支援のあり方の検討も必要です。

松本市は、キッズ & ユースデモクラシーを掲げて、子どもの権利をベースに様々な施策を行っており、こうした施策の継続に加えて、地域での子育て支援として、元気な高齢者が、地域の中で自身の生きがいをつくりながら子育て支援もしていく仕組みづくりなど、年代の枠を超えての検討が求められます。

また、保護者が仕事と家庭の両立ができるように、子育てを応援する職場環境を推進するための、企業への働きかけが必要です。

## (3) 子どもの居場所について

### ア 現状

多くの子どもは、学校を中心とした生活の中で、勉強やクラブ活動を行い、学校外では習い事等に打ち込んでいる子どももいます。子どもの権利アンケート結果では、ホッとできる場所は、「自分の部屋など一人でいられる場所」や「リビングなど家族と一緒にいられる場所」が最も多くあげられました。家の外では、

「図書館・公民館」や「山や川など自然のあるところ」「部活・習い事の教室」などもありましたが、「ほっとできる場所はない」と答えた子どもも2.2%（44人）ありました。

小学生の放課後の居場所である児童館・児童センターは、年々利用者も増え、中高生向けに青少年の居場所として設置した施設も、学習やスポーツなどで、活用されています。一方、補導委員による街頭補導では、街頭で出会う児童生徒数は減少しており、特に平成27年頃から補導した青少年数は、数年前の1/3以下になっています。内容を見ても喫煙や不健全娯楽（ゲームセンター等）の減少が著しく、子どもたちの生活が変化し、内向的になっていることが推測されます。

権利擁護委員が実施した「学校外のアンケート調査」では、小中学生の74%が学校外でのスポーツや文化活動を行っており、そのうちの80.9%はその活動を楽しんでいました。

また、42.9%の子は、2種類以上の活動を行っており、放課後が忙しい小中学生の姿が明らかになりました。

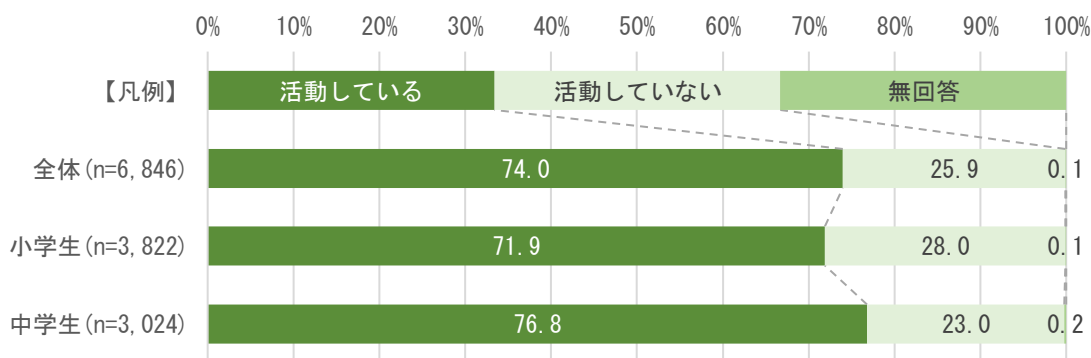
【学校外のアンケート】学校以外の活動・活動種類別 回答数

単位：人

	活動している（活動内容は、複数回答）					活動していない	無回答	総合計
	スポーツ	音楽	塾・その他	無回答	計			
小学生	2,636	1,083	2,095	19	3,822	907	4	4,733
中学生	1,232	505	2,196	19	3,024	1,491	8	4,523
計	3,868	1,588	4,291	38	6,846	2,398	12	9,256

松本市子どもの権利擁護委員  
「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 結果報告書」

学校以外の活動をしている児童の割合



松本市子どもの権利擁護委員  
「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査 結果報告書」

## イ 課題

子どもたちが気軽に立ち寄ることができる居場所やほっとできる場所を見つけることができるよう、既存の公民館や居場所を支援する地域人材を活用するなど、さらなる居場所の環境整備の検討が必要です。



すべての子どもの権利を守っていくために、家庭、学校、地域、行政がともにその課題を理解し、困難を抱えている保護者や子どもの支援者を支援する仕組みづくりとして、現在構築されているものを継続発展するとともに、更に検討していく必要があります。

#### (4) 子どもの意見表明・参加について

##### ア 現状

子どもの権利アンケートで、「あなたの意見を言ったりする機会」についてたずねたところ、家庭や学校地域で「聞いてもらっている」と答えた子どもは、家庭では84.9%、学校では73.6%、地域では23.8%で、わずかずつ上昇してきていました。また、その設問と「自分のことが好きか」との設問をクロス集計すると、自己肯定感の高い子ども（自分のことが好きと答えた子ども）の方が「聞いてもらっている」と答える割合が優位に高く、同時に「地域の中でやりたいことが出来る場所があるか」や「自分の好きなことをする時間が十分にあるか」なども同様の結果でした。（39～40ページ参照）

子どもの意見表明・参加の促進として設置された、まつもと子ども未来委員会の実施状況は以下の通りです。

まつもと子ども未来委員会（35人程度で現在5期目）

	活動期間	委員数				開催回数	参加数(延)
		小学生	中学生	高校生	合計		
1期	H27.1～H27.12	23	7	8	38	10	281
2期	H28.3～H29.2	16	11	9	36	13	194
3期	H29.4～H30.3	18	10	9	37	15	270
4期	H30.4～H31.3	20	12	1	33	17	342

松本市こども育成課統計

##### イ 課題

すべての子どもが自分の意見を表明し、積極的に様々な事業に参加できるような仕組みづくりを、家庭や学校や地域で考えていくことが必要であり、そのことが子どもの自己肯定感や自主性を高めることにつながっていくことを、大人たちが自覚できるよう、大人への啓発も含めて様々な施策につなげる必要があります。

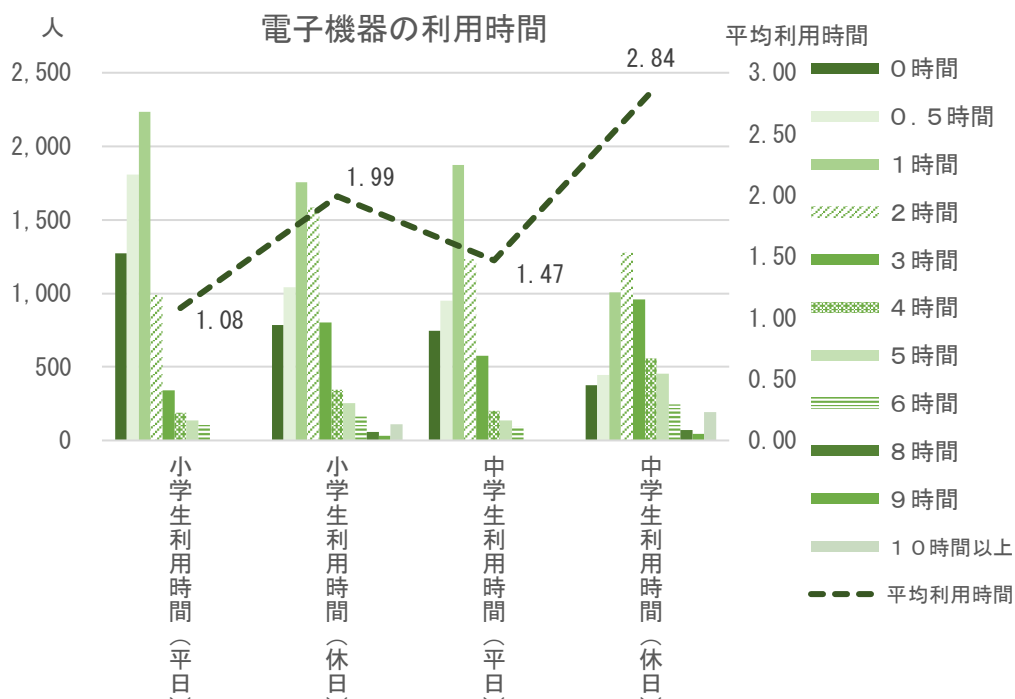
#### (5) メディアが子どもに与える影響について

##### ア 現状

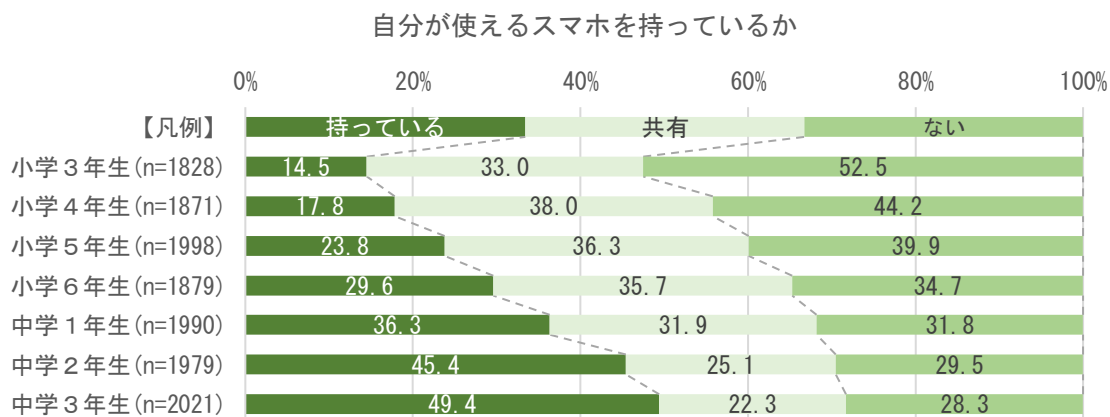
近年のインターネット、スマートフォン等の普及により、低年齢の子どもも情報通信機器に接しています。長野保健医療大学の熊本圭吾教授が、平成31年に県内の保育園児を対象に調査した結果では、1～6歳児全体で76%、1歳児でも62%、6歳児では96%が情報通信機器を見たり触ったりしているという結果でした。

松本市の小中学生を対象に実施した電子メディア機器に関するアンケート調査（令和元年6月に松本市校長会主催）では、学年が上がるごとに自分専用端末を持っている割合は高くなり、親と共有の端末を持っている割合と合わせると、小学3年生で47%、中学3年生で71%となっています。利用時間は小学生が平日で平均1.08時間、休日で1.99時間、中学生は、平日で1.47時間、休日で2.84時間でした。

また、スマートフォン等を利用するようになってどの学年も勉強時間・睡眠時間がともに短くなっていることも自覚しつつ、スマートフォンへの依存傾向（やめられない・やめにくい）と回答した子どもが小学生で44%、中学生で51%でした。

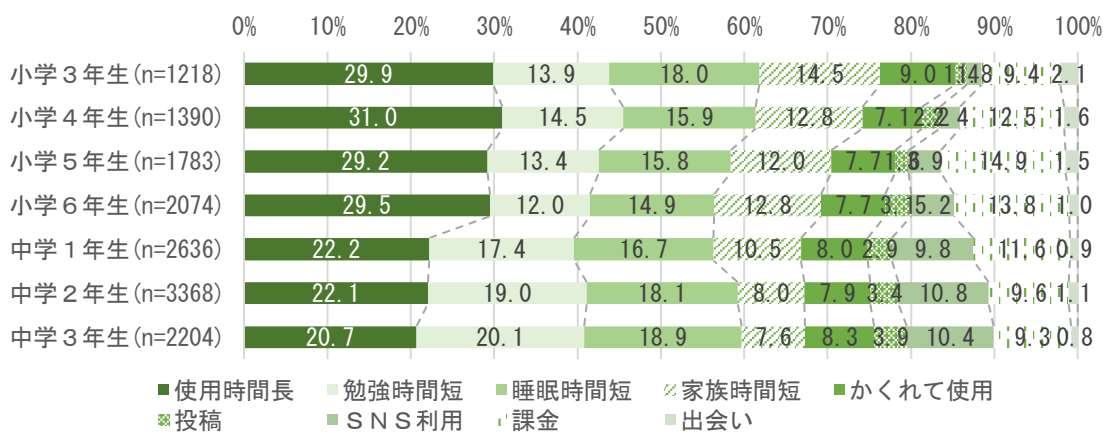


松本市校長会「電子メディア機器に関するアンケート調査結果」



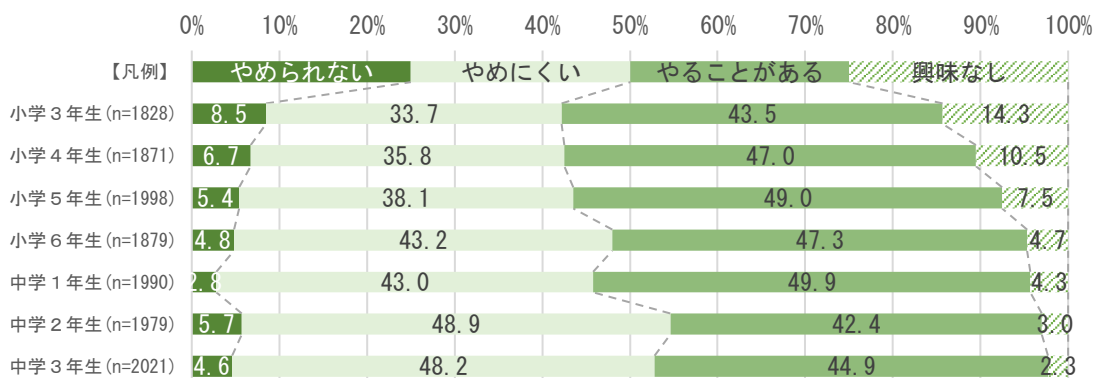
松本市校長会「電子メディア機器に関するアンケート調査結果」

### 生活の変化



松本市校長会「電子メディア機器に関するアンケート調査結果」

### どのくらい夢中になっているか



松本市校長会「電子メディア機器に関するアンケート調査結果」

## イ 課題

スマートフォンの過剰使用等により、睡眠時間が減るなどの生活習慣への影響、視力の低下・脳の発達の遅れなどの体への影響や、低年齢から依存傾向がみられたり、子どもの遊びや人間関係にも影響を及ぼすなど、無視できないデータが数多くあります。これらに対しては、松本市だけの問題ではなく社会全体として、子どもの育ちを守るために対応を検討していくことが必要です。

ICTは社会生活全般の利便性を高め、教育の中でも取り入れられ、有効活用されています。一方で、保護者が有害サイトのフィルタリングを行っても、その解除方法をインターネットで検索し、子どもが解除してしまう等、多くの大人が追いつけていない状況にあります。大人達がICTの与え方や使い方を指導できるようにするといった予防策、既に過剰使用による影響を受けている子どもへの対応策等、まだその有効な方法が明確になっていないこともあり、模索しながら、しかし早急に対応していくことが求められています。

(6) 貧困について

ア 現状

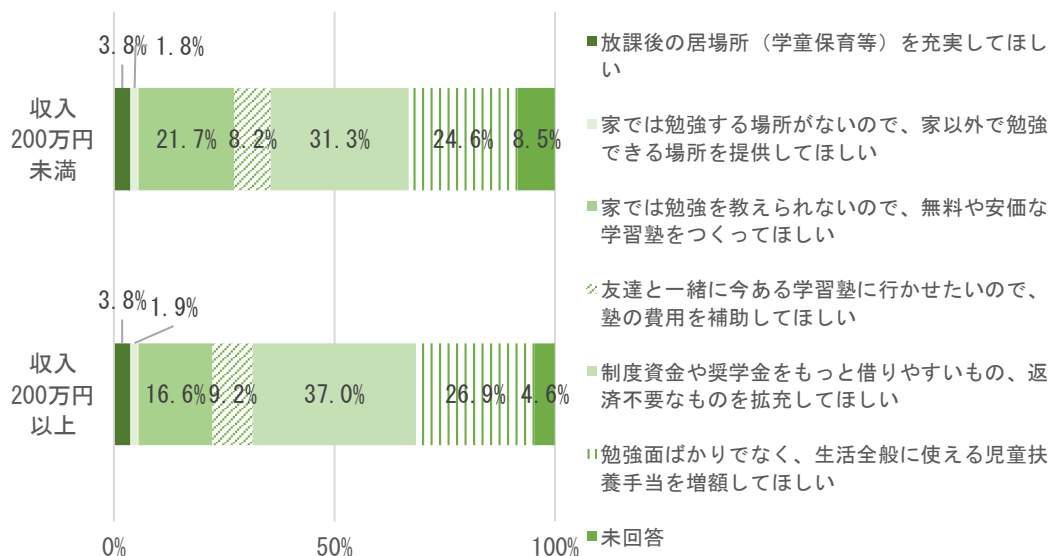
子どもの貧困について、厚生労働省の平成24年の国民生活基礎調査で貧困率が過去最高の16.3%となり、平成25年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

貧困には、衣食住の欠乏により生命維持の危機にさらされる状態にある絶対的貧困と、可処分所得が全人口の中央値の半分未満という基準に該当する相対的貧困があります。相対的貧困の問題は、貧困が原因で、子どもの学習や友人との交流の経験が減少し、やがて子どもの学力や対人スキルの低下、社会からの孤立、就労機会の喪失につながり、貧困から抜け出せなくなる、貧困の連鎖を生み出すことにあります。ただし、相対的貧困問題は子どもにとって大きなリスク要因ではありますが、これが解消することで、子どもにとっての環境的不利がなくなるわけではありません。国連では、「子どもの貧困とは、単にお金がないというだけではなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる。」と示しています。

松本市が実施した調査によれば、虫歯で歯が溶けてしまっている、爪がいつも長く汚れているといった子どもたちの存在や、経済的に困窮していることが予想される世帯ほど、子どもの大学進学を希望しないことや、無料で利用できる学習支援に対するニーズが高いことがわかりました。

平成29年度から実施している子どもの居場所づくり推進事業は、子どもの豊かな食事や、学習・保護者への支援を行う地域の居場所づくりを進めています。参加した子どもたちからは、90%の子どもたちが「また来たい」と答え、いろいろな人とのふれあいで、「自信をつけた」と答える子どもも多くあり一定の効果が上がっています。

学習の支援に対する希望（H28ひとり親家庭実態調査）



松本市子ども福祉課調査

子どもの居場所づくり推進事業の状況

	実施会場数 (箇所)	参加者数 (人)	
		子ども	支援者
H29年度	6	1, 193	1, 207
H30年度	10	3, 519	2, 258

松本市こども福祉課統計

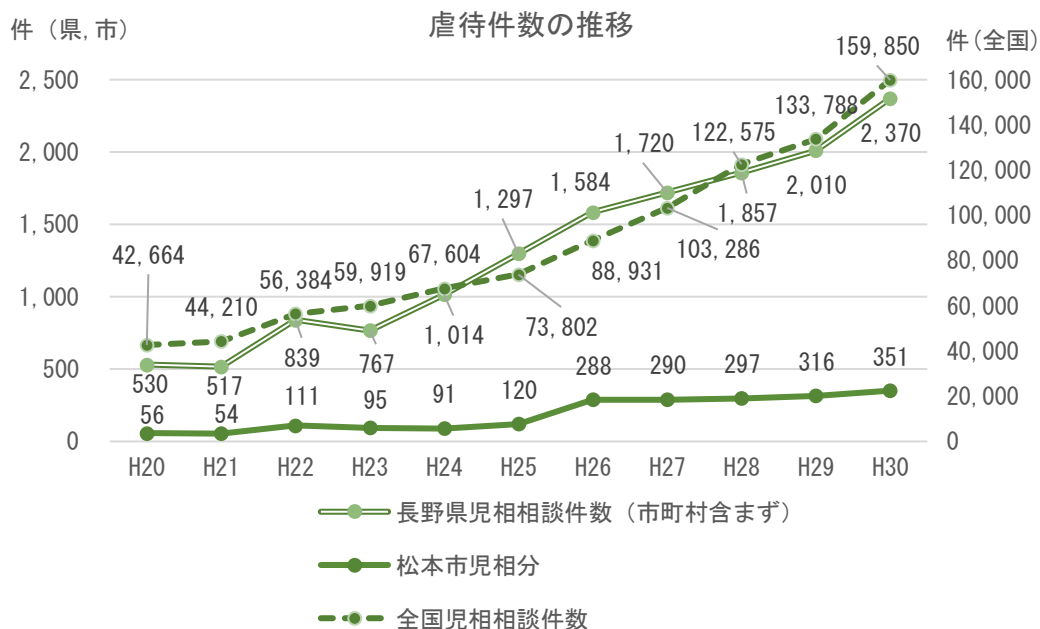
## イ 課題

子どもの未来応援指針に基づき、子どもの権利侵害が発生する恐れのあるすべての状態を貧困と捉え対策を行うこととしていますが、子どもの居場所づくり事業をはじめとして、ひとり親家庭に対する支援や生活支援等、国や県が行う実態調査をもとに、多方面から総合的に進める必要があります。

## (7) 虐待について

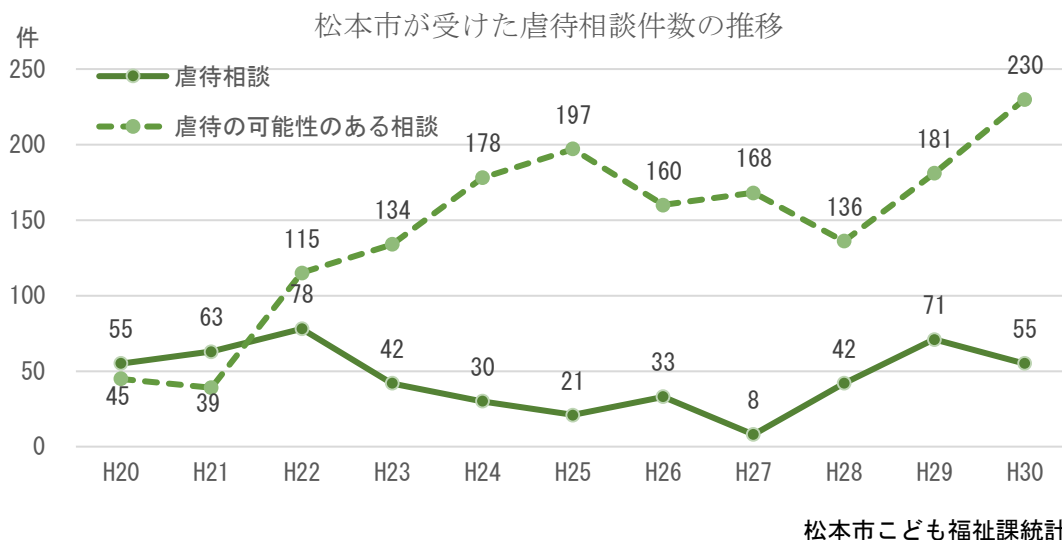
### ア 現状

松本児童相談所管内の平成30年度の松本市の虐待相談は351件となっています。松本市が受けた虐待相談は55件、また虐待の可能性のある相談としては230件となっており、上昇傾向にあります。虐待の区分別では、心理的虐待が年々増加傾向にあります。



厚生労働省統計・児童相談所業務概要（長野県）

※ H26 から、直接虐待を受けていない「きょうだい」についてもカウントを開始



虐待の背景には貧困問題があることが多く、貧困家庭の子どもが虐待を受け、その子どもが学校でいじめ等の問題行動をするなど、虐待・いじめ・貧困の問題は繋がっていることが多く、切り離されるものではありません。

また、親自身も子ども時代に虐待を受け、必要な支援を受けられないまま大人になり、家庭を持ち、自らの子を虐待してしまう、虐待の世代間伝達という問題があります。社会構造の中にある各種ハラスメントが大人の世界で横行しているといった社会のありように根ざした問題であり、叱咤・激励だけでは解決しない問題です。

虐待をはじめとする子どもの逆境的体験は、医学的な分野でも研究が進んでおり、一時的な身体的、精神的ストレスのみならず、その後の発達や成長にも影響すると言われています。

## イ 課題

児童福祉法の改正により、しつけの際の体罰の禁止が規定されるなど、児童虐待防止に向けた対策は強化され、併せて児童相談所や市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置などの体制強化や関係機関の連携強化についても、喫緊の課題として示されています。

虐待の通報件数や相談件数は全国的に増加しており、松本市においても同様の傾向が見られます。これは、虐待に対する市民の意識が変化した結果と考えられますが、一方で、社会情勢の変化に伴い子育てを行う親が孤立し、悩んだり、疲弊した結果、虐待が増加していると捉えることもできます。

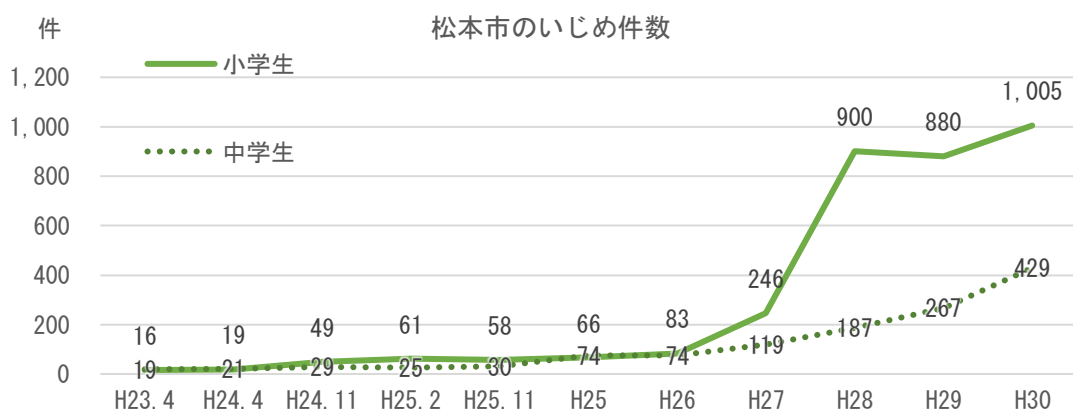
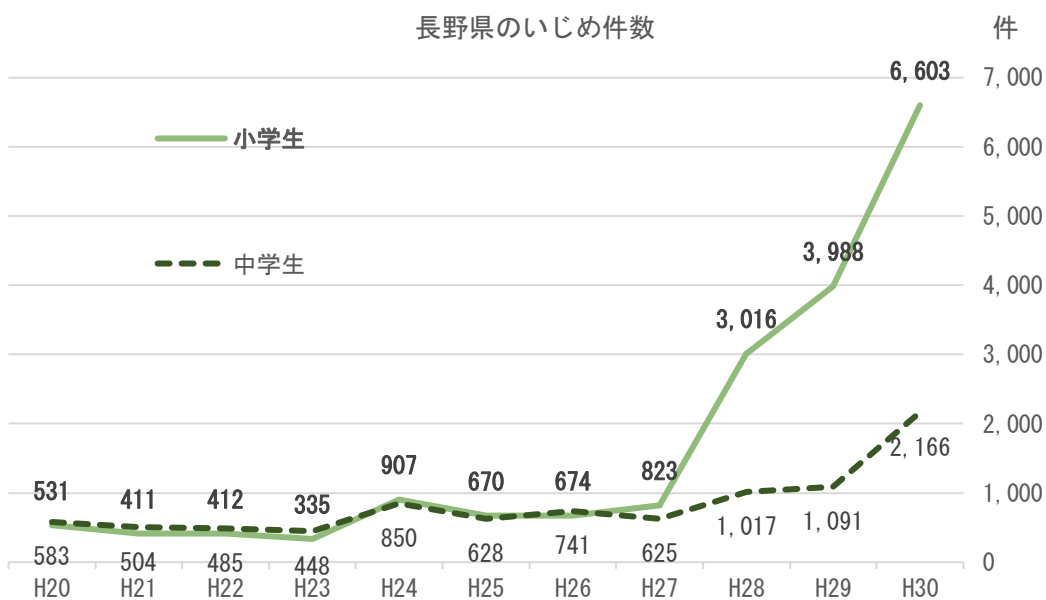
今後、子どもの権利を侵害する虐待の撲滅に向け、通報受理後の対応として、子育てに悩んでいる親に対する支援など、予防策にも力を入れていくこと、虐待を行った者へのフォローなども含め、児童相談所など関係機関とも連携しながら、どのような支援ができるか更に検討を進める必要があります。

(8) いじめについて

ア 現状

いじめ防止対策推進法第2条では、いじめの定義を「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」としています。

平成28年度からは、文部科学省からの指導で、いじめ件数の捉え方が変わり、統計上急増していますが、「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設けるなど、早期に発見し、また丁寧かつ継続的な対応がとれるようになってきています。



松本市学校指導課調査

※松本市の平成23～25年は、調査月が統一されていませんが、平成25年度以降は、年間を通しての公表値です。

※平成28年度から、いじめの認知に関わる捉え方が変わったため、データ上は増加しています。

## イ 課題

文部科学省では、教員の捉え方により、いじめの発生件数にばらつきが出るため、いじめの定義の再確認を促すとともに、いじめを認知した際、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結び付けることができたかが重要であるとしています。

学校現場では、いじめが起きてから対応するだけでなく、その原因となる事象を検証することにより、いじめが起こらないような工夫や、「いじめの芽」や「いじめの兆候」、それもいじめと捉えて早期把握に努めていくことも必要です。

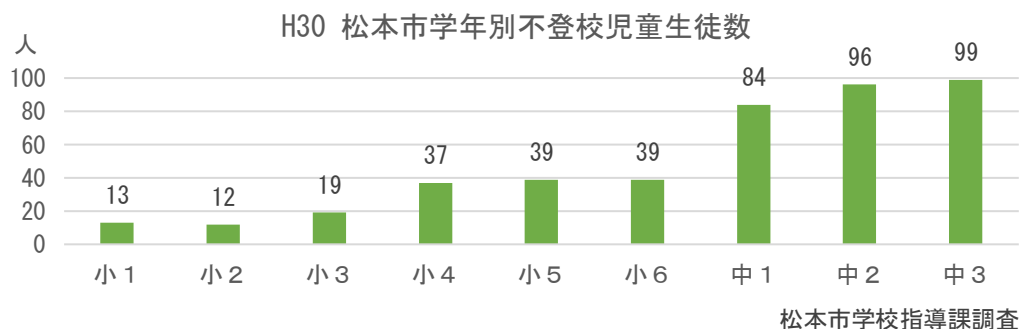
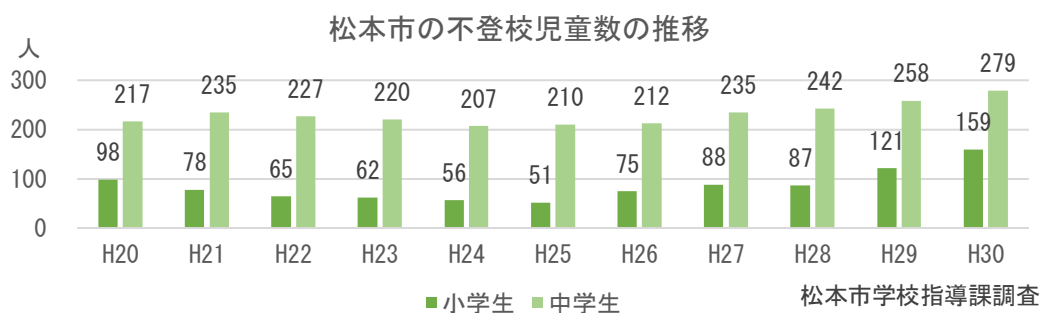
また、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっています。

### (9) 不登校について

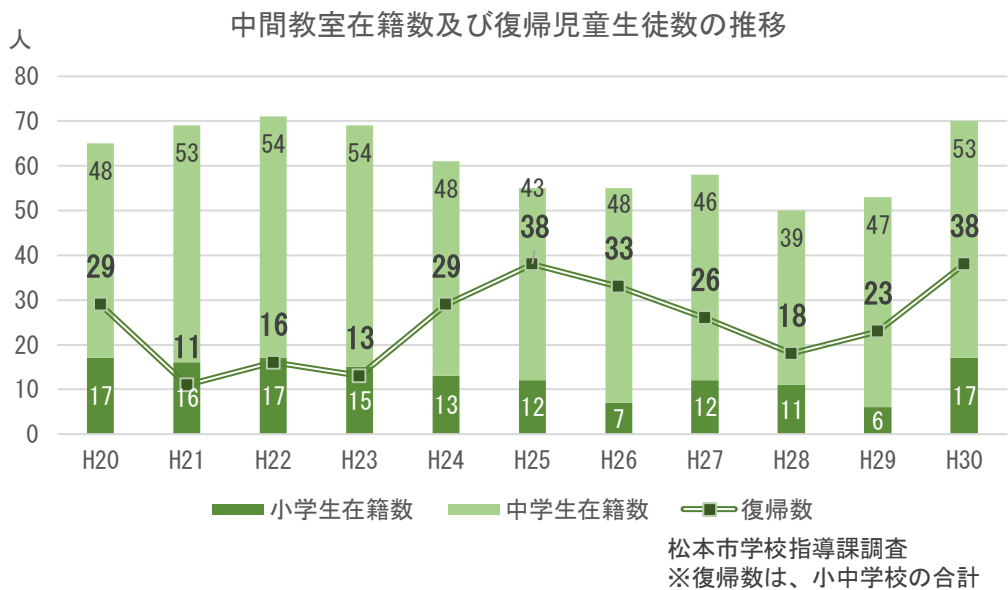
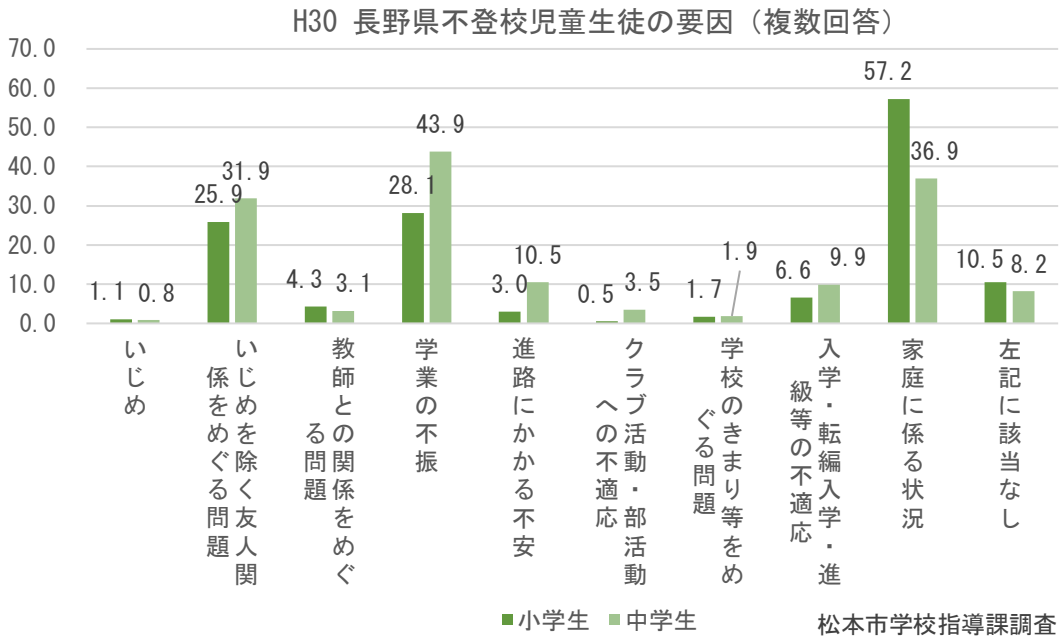
#### ア 現状

平成28～30年度にかけて、小中学校ともに不登校児童生徒の人数、在籍比は増加傾向にあり、特に小学校における不登校児童数の増加が目立っている状況です。長野県の不登校の直接のきっかけ別割合（H29 県調査）をみると、「家庭・親子の問題」「学業の不振」「不安の傾向がある」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順になっています。

\*不登校とは、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒で、何らかの要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）（文部科学省定義から）







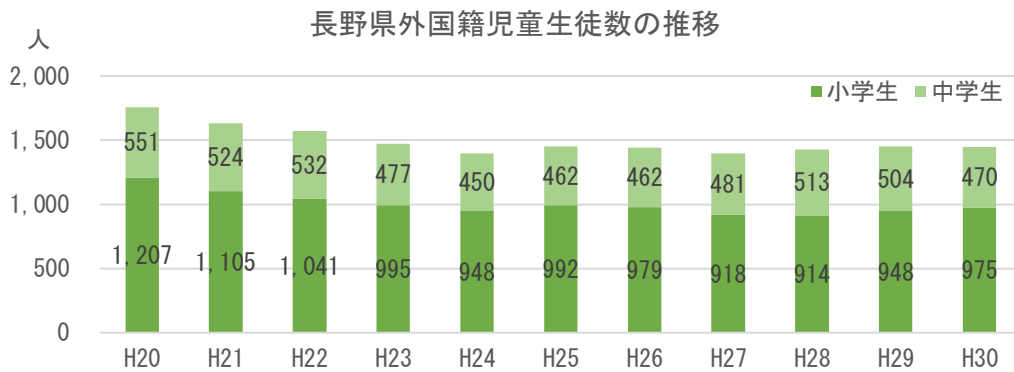
## イ 課題

不登校の児童生徒数は、学年が上がるごとに増加し、長期化してきている実態があります。在籍クラスには登校できなくても、校内の支援体制により自立支援のためのクラスには通える子どもたちの支援を強化するなど、様々な施策は行っていますが、不登校となる要因は多様化・複雑化しており、個々の背景に配慮し、長期化する前のサポートの充実を図り、より子どもの状況に合わせ、それぞれの子どもに寄り添った体制づくりを行う必要があります。

(10) 外国にルーツを持つ子どもについて

ア 現状

外国にルーツを持つ児童生徒のうち、日本語指導が必要として学校から松本市子ども日本語教育センターへ支援を依頼された児童生徒の数は、令和元年度は55人となっています（令和元年6月現在）。この中には、親が就労等で来日した後、日本に呼び寄せられるケースが多く見られます。17歳を過ぎると在留資格取得が困難になること等の理由から、学齢期で呼び寄せられた子どもたちの多くは、日本語能力の低さ等の課題があり、学校でも様々な困難に直面しています。



長野県の学齢期の外国人住民数（5月1日現在）（単位：人）

	公立小中学校		朝鮮初中級 学校 * 1	母国語教室 (ブラジル) * 2	就学状況 不明 * 3	合計
	人数	うち日本語指導 が必要な児童数				
H25	1,465	430	60	55	267	1,847
H30	1,445	498	55	18	182	1,700

\* 1 学校教育課 \* 2 長野県国際課資料 \* 3 信濃毎日新聞データ (H31.04.27)

イ 課題

学校や地域で、様々な取組みはされていますが、困難を抱えている人が声を上げることができているのか、またそれぞれの実情に合わせた支援ができているのかを把握し、外国にルーツを持つ親子の支援を更に進めていく必要があります。

(11) 性的マイノリティの子どもについて

ア 現状

データが少なく、現状を正確に把握する手段がありませんが、電通ダイバーシティ・ラボが20～59歳の6万人を対象に実施した「LGBT調査2018」によると、LGBTを含む性的マイノリティ（LGBT層）に該当する人の割合は、8.9%で、2015年調査に比べ1.3ポイント増加しています。

LGBTという言葉の浸透率も68.5%で、2015年調査から30.9ポイントと大幅に上昇しています。増加要因としては、LGBTに関する情報の増加による一般理解の進展等が推測されています。

また、当事者からは、幼少期から違和感があったという発言をされる方もいますが、子どもの実態については更に情報がないため把握することができません。

## イ 課題

性的マイノリティに対する社会の理解は、以前に比べ深まってきてはいますが、まだ十分に浸透しているとはいえません。多様性を認め合う社会になるよう、多くの人に理解を広める必要があります。

また、子どもの場合は、自分で感じる違和感があってもその理由にたどり着いていない子どももいると推察できます。様々な場面での教育と啓発そして支援へとつなげていけるような取組みを更に進める必要があります。

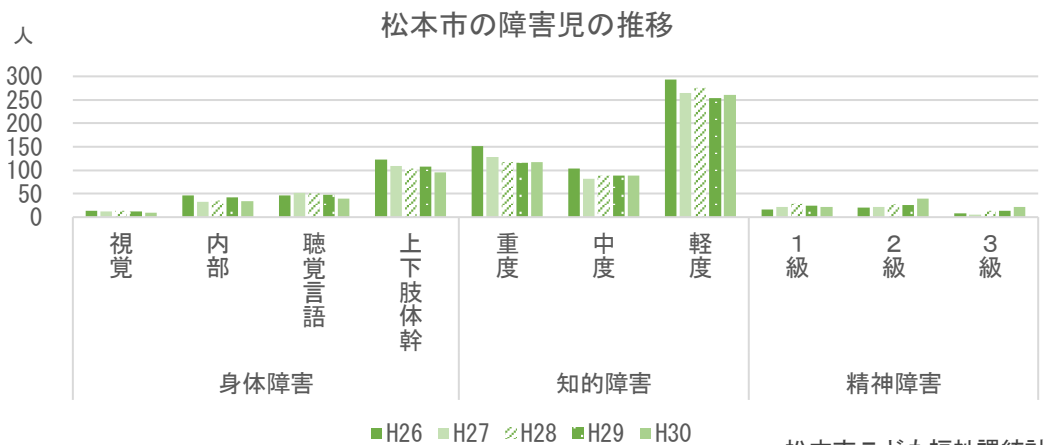
## (12) 障害のある子どもについて

### ア 現状

障害者に対する手帳交付は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）があり、その中で、身体障害については大きな変動はありませんが、知的障害については、軽度の知的障害が50%以上を占め、精神障害についても少数ですが増加傾向にあります。

松本市の障害児（手帳保持者）の状況 (単位：人)

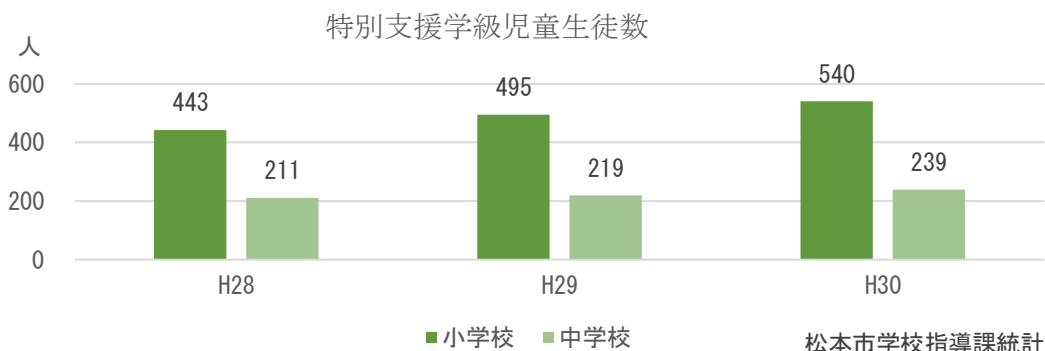
	身体障害				知的障害			精神障害		
	視覚	内部	聴覚言語	上下肢体幹	重度	中度	軽度	1級	2級	3級
H26	13	46	46	123	152	104	293	16	20	8
H27	12	32	52	109	128	82	265	22	22	5
H28	13	35	51	103	117	88	275	29	27	14
H29	12	42	47	108	116	89	254	24	26	14
H30	10	34	39	96	117	89	260	22	39	22



県内の小中学校の特別支援教育の状況として、全児童生徒数に占める割合は、特別支援学校の児童生徒が0.69%、特別支援学級の児童生徒が2.07%、通級の児童生徒が0.40%、通常の学級に在籍し、特別な支援が必要な児童生徒が、小学校は7.14%、中学校は4.92%となっており、発達障害の児童生徒数の増加に伴い、特別支援教育の対象児童が年々増加しています。

松本市でも小中学校における特別支援学級の設置数と在籍者数は、年々増加する傾向にあり、特に発達障害等、情緒障害児童の在籍者数が増加しています。

実際に、小中学校で発達障害と診断された児童生徒数も年々増加する傾向にあり、背景として、発達障害に対する知識や理解が普及してきたこと、早期発見・早期療育の受入れ体制整備が広がったこと等が挙げられます。



あるぷキッズ支援事業の実績（発達障害児支援）

年度	相談件数	あそびの教室 回数・延参加児数	ペアレント トレーニング 回数・延参加数	巡回支援 延対象児数
H28	419 件	392 回 3,764 人	33 回 196 人	720 人
H29	426 件	392 回 3,355 人	34 回 211 人	988 人
H30	517 件	375 回 3,339 人	33 回 167 人	903 人

こども福祉課統計

## イ 課題

障害者差別解消法が施行され、松本市でも障害者に対する合理的配慮、インクルーシブ教育の推進が図られています。合理的配慮の充実を図る上で、どのような観点で、何を優先すべきか、保育・教育の現場において、共通理解のもと、多様で柔軟な仕組みを更に進める必要があります。

また、発達障害への対応について、相談ニーズの増加から、迅速に診断を受けることが難しくなっています。子どもたちが発達障害を理由に社会から孤立することを防ぐために、相談、支援体制の充実が求められています。

## 13) 子どもの権利条例の普及・相談支援に関する状況

### ア 普及について

#### (ア) 現状

子どもの権利アンケートでは、「子どもの権利に関する条例」を知っている割合は57.4%となり、平成27年度の23.6%を上回り、認知度は確実に上がりましたが、中間報告時点(2018年)の目標値(内容まで知っている40%、名前だけ知っている35%)には届かず、条例を知らない児童生徒が42.6%あり、内容まで知っている子どもは9.0%にとどまり、学年別にみると、小中学生は70%前後ですが、高校生は37.8%でした。(34ページ参照)

市民満足度調査では、「子どもの権利について理解し尊重している」に、あてはまる・ややあてはまる、と答えた人の割合は、全体では65.9%で子ども(高校生以下)の親は、79.9%でした。(47ページ参照)

また、「行政による子どもを大切に作る取り組みを感じたり、見かける」については、全体で53.1%、子どもの親は70.7%でした。それぞれの年次推移をみると、平成28年度と比較して、わずかに減少がみられました。(47ページ参照)

#### (イ) 課題

子どもの権利に関する条例を知っている割合は、57.4%で前回調査時よりは上がりましたが、目標値の75%には届かず、条例を知らない児童生徒が4割程度いることや、内容まで知っている子どもが1割程度であること、そして高校生の認知度が37.8%と低いことから、今後は小中学校の授業における学習を継続するとともに、特に高校生への周知について、SNSの活用や、周知グッズの工夫など、各年齢に対し、より効果的な方法・媒体を検討する必要があります。そして、幼児期から大人までが切れ目なく、様々な機会を通じて子どもの権利について知ることができるような支援体制が必要と思われれます。

同時に、子ども自身や生き方の多様性について理解を深めるための学びの保障についても検討が必要となってきます。そしてこれらの実施にあたっては、行政だけでなく民間との共働あるいは民間の活用も進めていく必要があります。

### イ 相談支援について

#### (ア) 現状

県内には、子どもについての様々な相談窓口として「長野県こども支援センター」があり、また「チャイルドライン」も活動しています。しかし、子どもをめぐる課題が複雑かつ多様化している現在、相談を聴くだけでなく、

困ったときには直接面談し、深刻な状況については調整や救済をする機関が子どもの身近な場所に必要です。

子どもの権利アンケートでは「困っているとき、つらいとき、だれに相談するか」（複数回答）の問いに、「親」が61.6%、「友達」が56.9%と最も多く、だれかには相談できている子どもが多いことはわかりましたが、一方「だれにも相談しない」と答えた子どもも17.5%（346人）いました。

また、自己肯定感とクロス集計した結果、自己肯定感の高い子どもは、親や祖父母、担任の先生など大人に相談すると答え、一方自己肯定感の低い子どもは「誰にも相談しない」と答えた子どもが優位に多くありました。

（40ページ参照）

子どもの権利アンケートでは「こころの鈴」を知っている割合について、「知っている」を「内容まで知っている」「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」の2つに分けて聞いた結果、64.8%となり、平成27年度の15.7%を大きく上回りました。学年別にみると、小中学生は80%前後ですが、高校生は35.9%でした。（37ページ参照）

子どもたちの傷つき体験については、「おとなからされていやな思いをしたこと」と自己肯定感とのクロス集計では、「親（保護者）から、心を傷つけられる言葉を言われる」が自己肯定感と優位に関連性がみられました。

（35ページ参照）

友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたことについて聞くと、年々減少してきていました。子どもたちの間に子どもの権利が浸透してきているものと拙速な判断はできませんが、今後経過を見ていきます。

また、自己肯定感とのクロス集計では、多くの項目で優位に関連性がみられ、親や友人・先輩からの傷つき体験が、自己肯定感に及ぼす影響の強さが推察できました。（36ページ参照）

平成30年12月に子どもの権利擁護委員が実施した「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」（以下「学校外のアンケート調査」という。）\*の中で、「学校外のスポーツ・文化活動の中で、指導の先生や監督の言葉や言動から、いやな思いをしたことがあるか」との問いに、5.3%（364人）の子どもが「いやな思いをしたことがある」と答えていました。その内容としては、「冷やかしやおどし文句、いやなことを言われる」が最も多く、次いで「自分の意見を聞いてくれない」「いやなことや恥ずかしいことをされる」と続き、体罰もありました。

一方、いやな思いをした子どもたちのうち69.8%はその活動は楽しいと答え、楽しくないと答えたのは5.5%でした。

今回の調査結果は、子ども側の調査だけですので、そのすべてが行き過ぎた指導とは言い切れませんが、子ども達が「いやな思い」として感じているということは事実として受け止めて今後に生かしていくことが必要です。

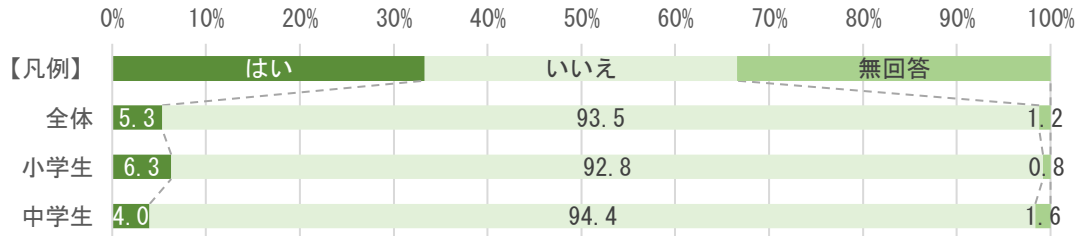
また、「いやな思いをした時にどのように行動したか」（重複回答あり）の問いには、小中学生合わせて「親や大人に話をした」が46.7%で最も多かったものの、「誰にも話せなかった」「がまんした」と答えた子どもは29.1%でした。

＊「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査」

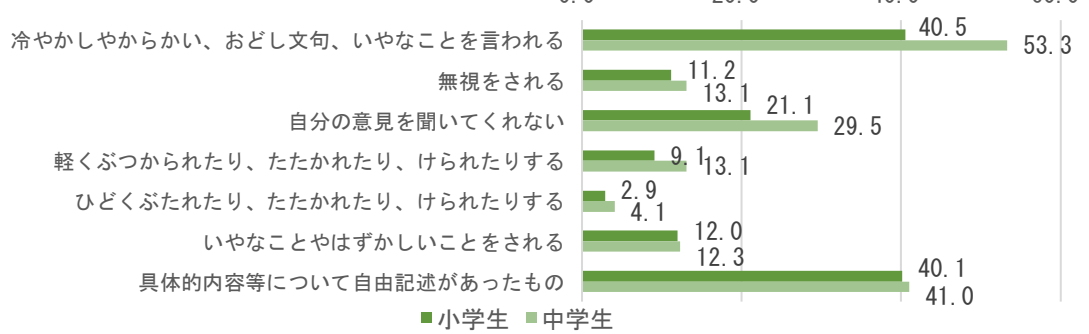
調査目的: 学校外のスポーツ・文化活動等での子どもへの権利侵害の実態把握と救済

調査対象: 市内の小学4年生～中学3年生まで全児童生徒 12,713人

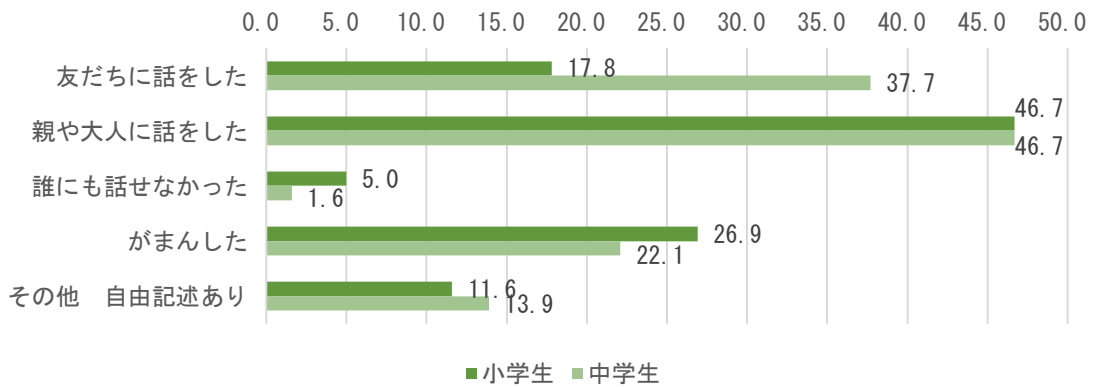
学校外のスポーツ・文化活動で、いやな思いをしたことがあるか



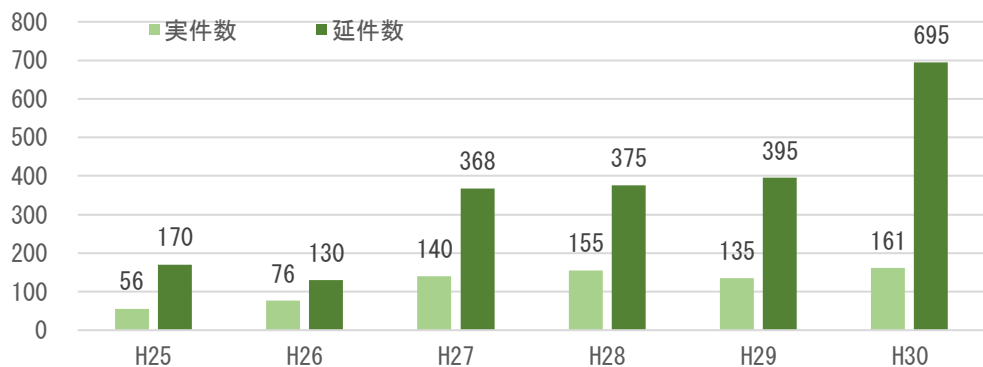
いやな思いの内容 (複数回答)

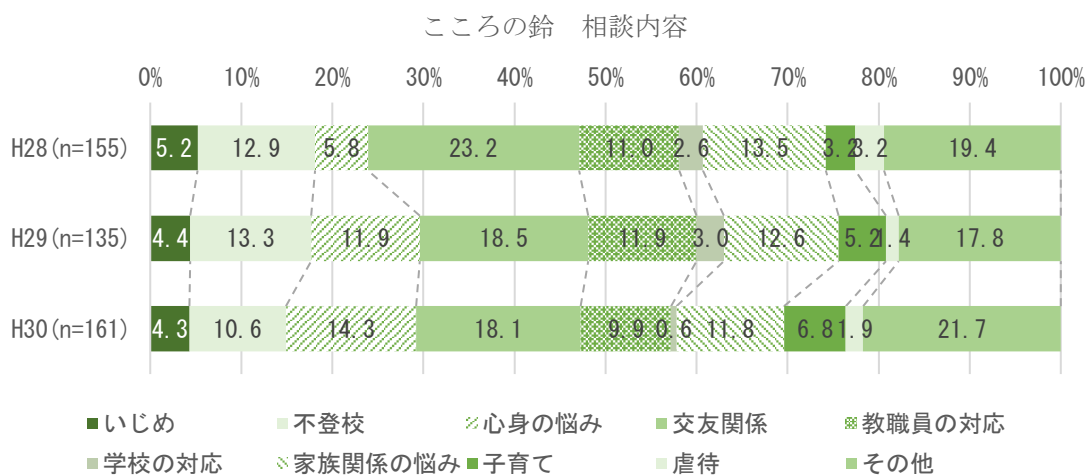
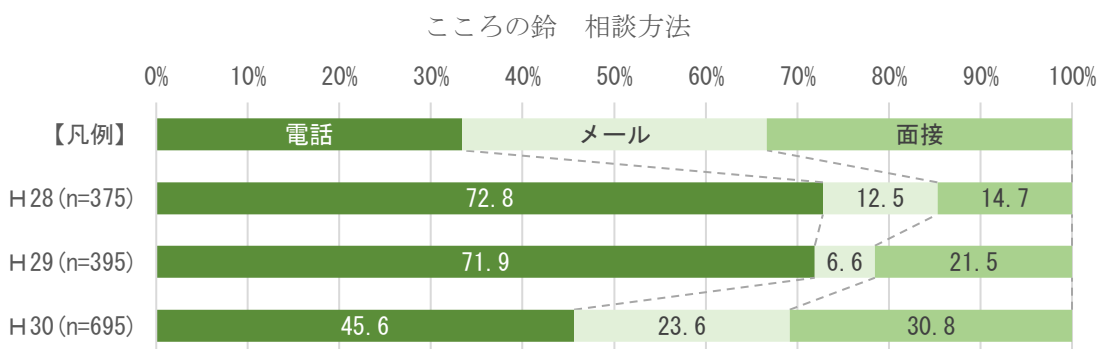
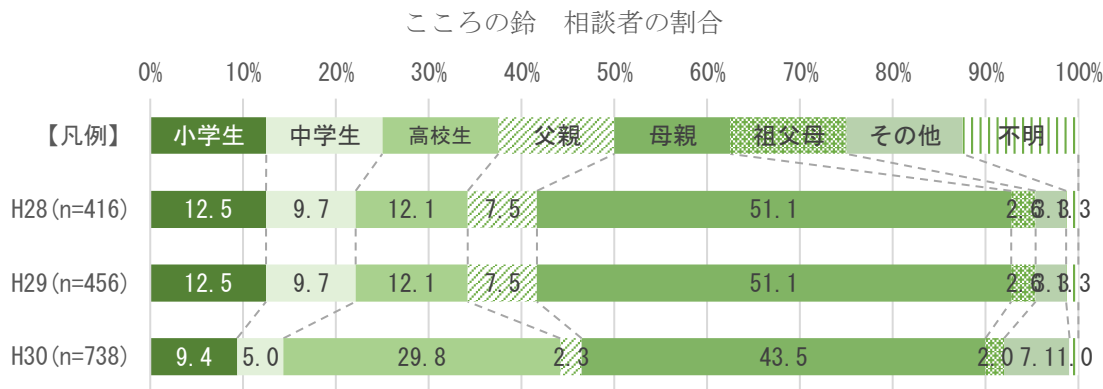


いやな思いをした時、どのように行動したか



こころの鈴 相談件数 (実・延)





## (イ) 課題

「こころの鈴」の認知度については、中間評価時点で目標とした80%に、小中学生は、ほぼ達成しましたが、高校生の認知度は35.9%と低い値でした。

また、困ったときつらいときに「だれにも相談しない」と答えた子が2割弱あり、それが自己肯定感と関連があったことから、だれにも相談できない子どもを減らし、多くの子どもたちの自己肯定感を上げていくために、特に高校生への「こころの鈴」の周知をより推進していくことが必要と思われます。

保護者向けには、周知活動とともに、子どもとの接し方についての講座を開くなど、具体的な取組みを検討していく必要もあると思われます。



## 2 「子どもの権利に関するアンケート」結果から（抜粋）

子どもの思いや願い等を把握するため、平成23年度、25年度、27年度に子どもを対象としたアンケート調査を実施しています。経年での変化を比較し次期計画策定の基礎資料とするため、平成30年度にもアンケート調査を実施しました。その結果から、現在の子どもの取り巻く状況の傾向についてまとめました。

### (1) アンケートの概要

#### ア 調査期間

平成30年11月15日から12月20日まで

#### イ 調査対象及び回収率

市内各学校（全70校）の小学5年生、中学2年生、高校1・2年生の1クラスの児童生徒とその保護者、それぞれ2,265人 合計4,530人に配付

【回収結果】 (単位：人)

	小学校	中学校	高校	特別支援学校	合計	
学校数	30	23	13	4	70	
調査票配付数	775	609	848	33	2,265	
子ども	回収数	725	576	748	32	2,081
	回収率	93.5%	94.6%	88.2%	97.0%	91.9%
保護者	回収数	683	508	599	21	1,811
	回収率	88.1%	83.4%	70.6%	63.6%	80.0%

#### ウ 実施方法

各学校へ配布し後日回収、特別支援学校(ろう学校以外)は市職員が聞き取り調査

#### エ 設問項目数

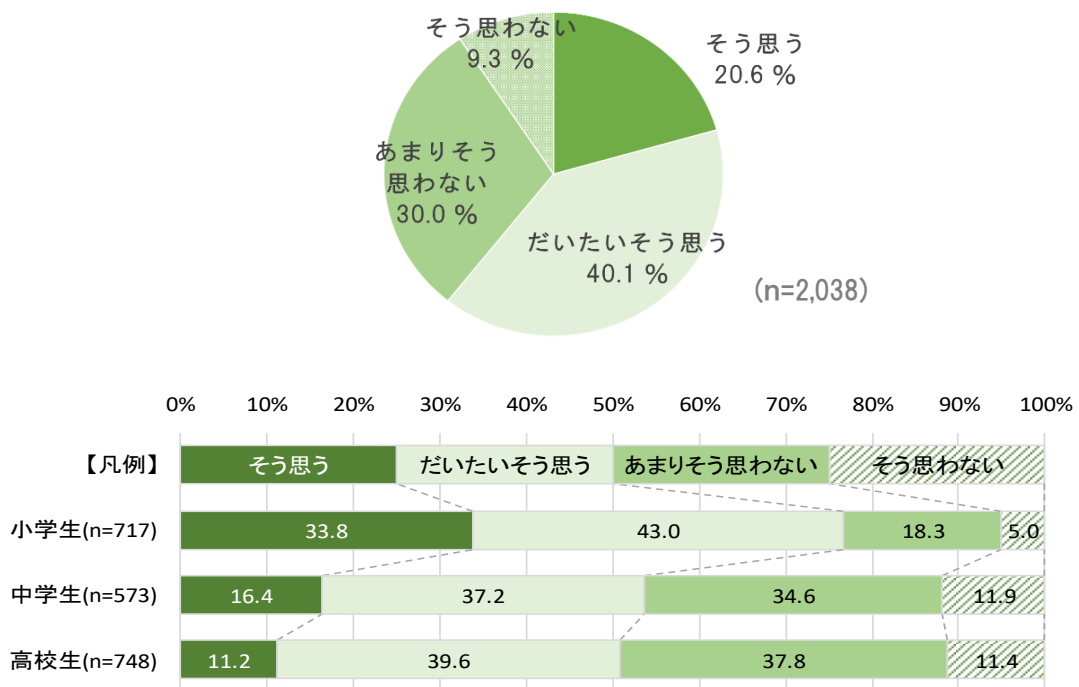
子ども向けアンケート（設問数35問）

保護者向けアンケート（設問数14問）

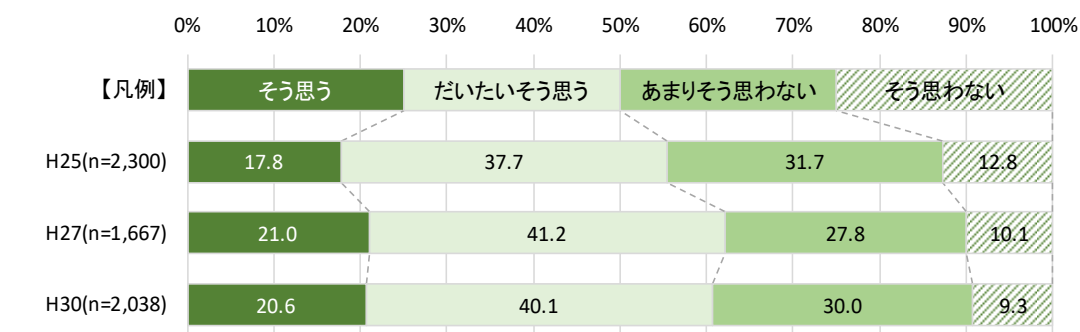
### (2) アンケート結果について

#### ア 子どもの自己肯定感

「自分のことが好きですか」の回答を見ると、前回の調査結果と同様に肯定的な回答が6割を超えていますが、学年が上がるにつれて低下する傾向にありました。

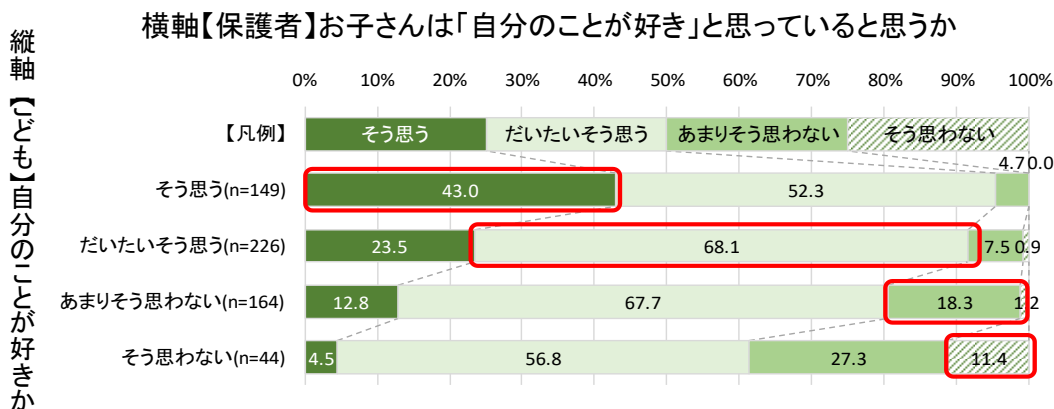


自分のことが好きか (経年比較)



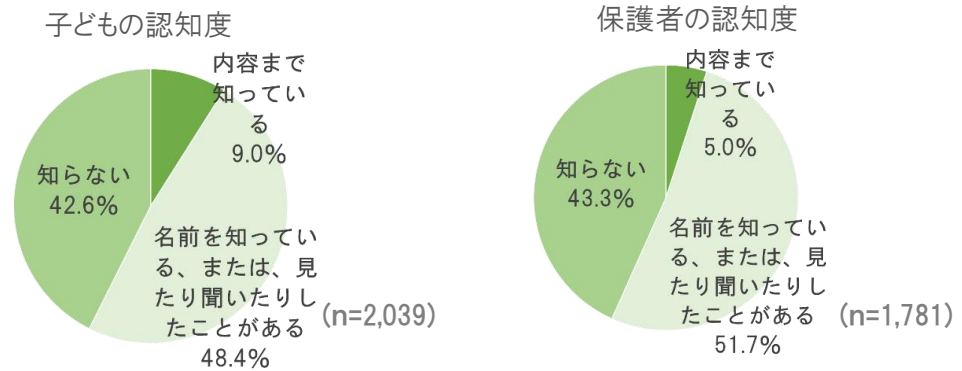
## イ 子どもの自己肯定感と保護者との差異

親子セットで回収ができた調査票（604組）において、子どもの自己肯定感が高い親子の方が双方の認識が一致している傾向にあり、子どもの自己肯定感が低い親子では、親が子どもの自己肯定感を過大に評価している傾向がみられました。

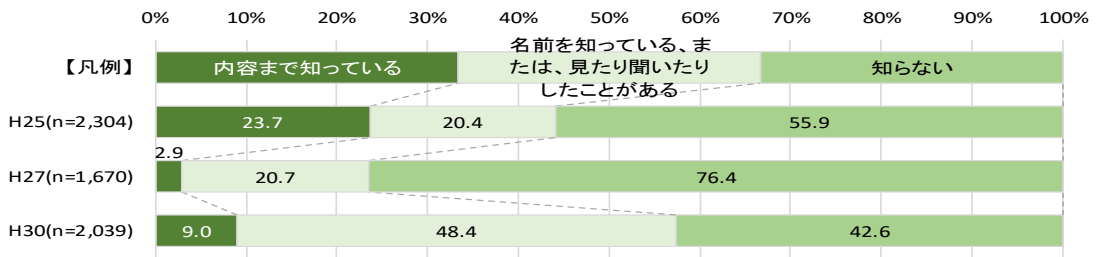


## ウ 「松本市子どもの権利に関する条例」の認知度

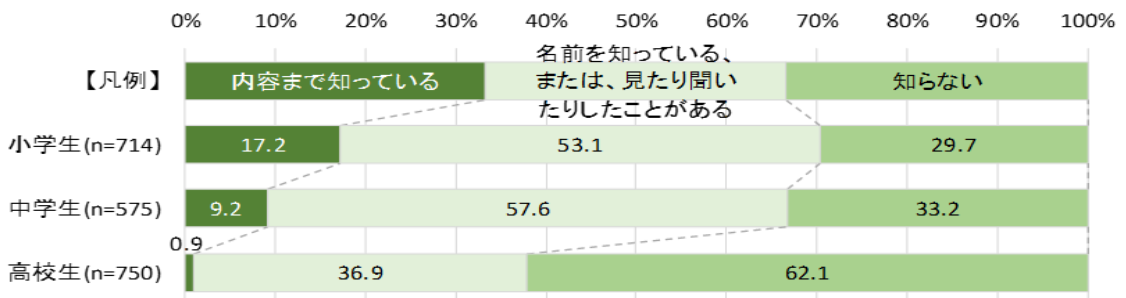
子どもの条例に対する認知度は、「内容まで知っている」と「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を合わせると、子どもが57.4%、保護者は56.7%で、前回の調査（平成27年度 子ども23.6%、保護者44.7%）より高くなりました。しかし「内容まで知っている」の割合だけを見ると、子ども9.0%、保護者5.0%に留まっており、引き続き周知が必要であると思われます。



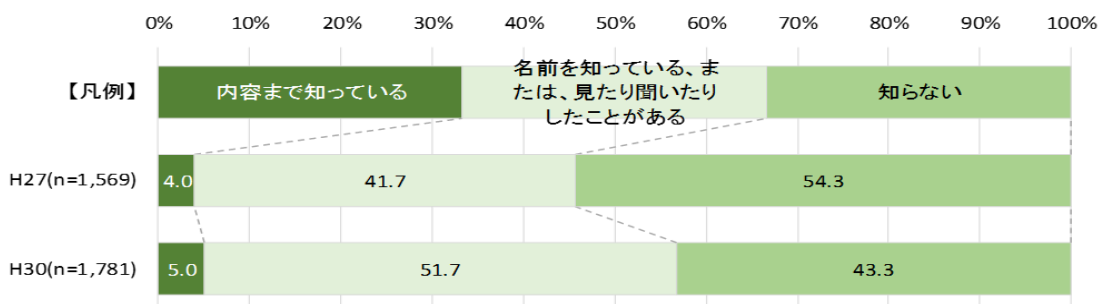
松本市子どもの権利に関する条例を知っているか(経年比較)



子どもの条例認知度(学年とのクロス)



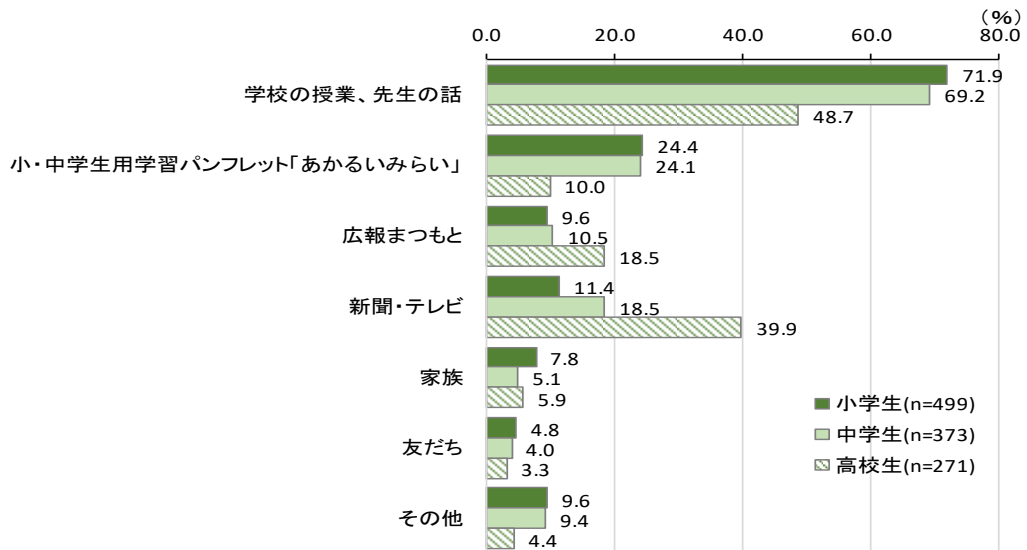
保護者の条例認知度(経年比較)



## エ 条例を知った方法

どの学年も「学校の授業、先生の話」が一番多くなっていますが、学年が上がるごとに、その割合は低くなり、「新聞・テレビ」「広報まつもと」は逆に高くなっています。

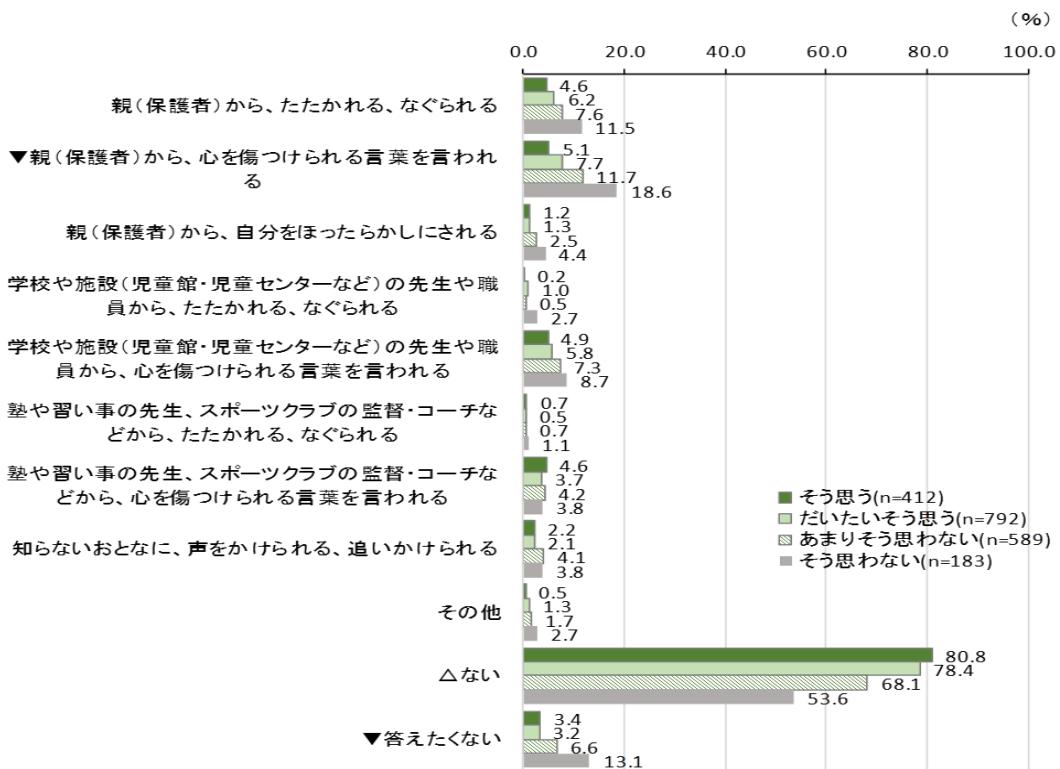
学年別の条例を知った方法



## オ 悩んでいること、困っていること

子どもたちの傷つき体験については、「おとなからされていやな思いをしたこと」を自己肯定感とクロス集計したものは次のとおりで、「親（保護者）から、心を傷つけられる言葉を言われる」が自己肯定感と優位に関連性がみられました。

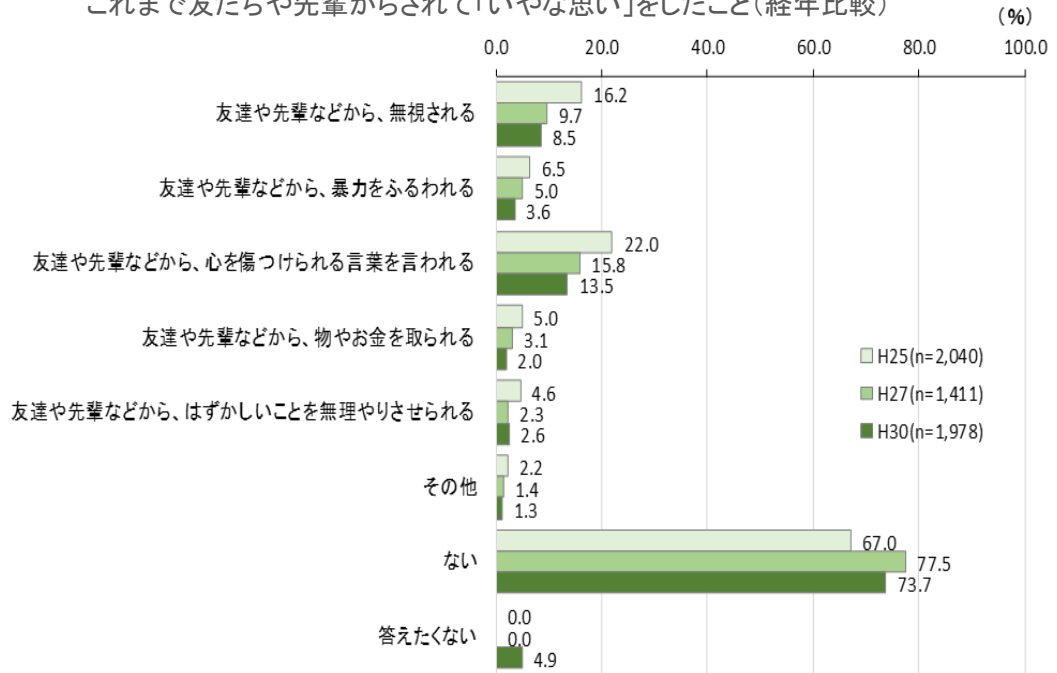
これまでおとなからされて「いやな思い」をしたこと（「自分のことが好きか」とのクロス集計）



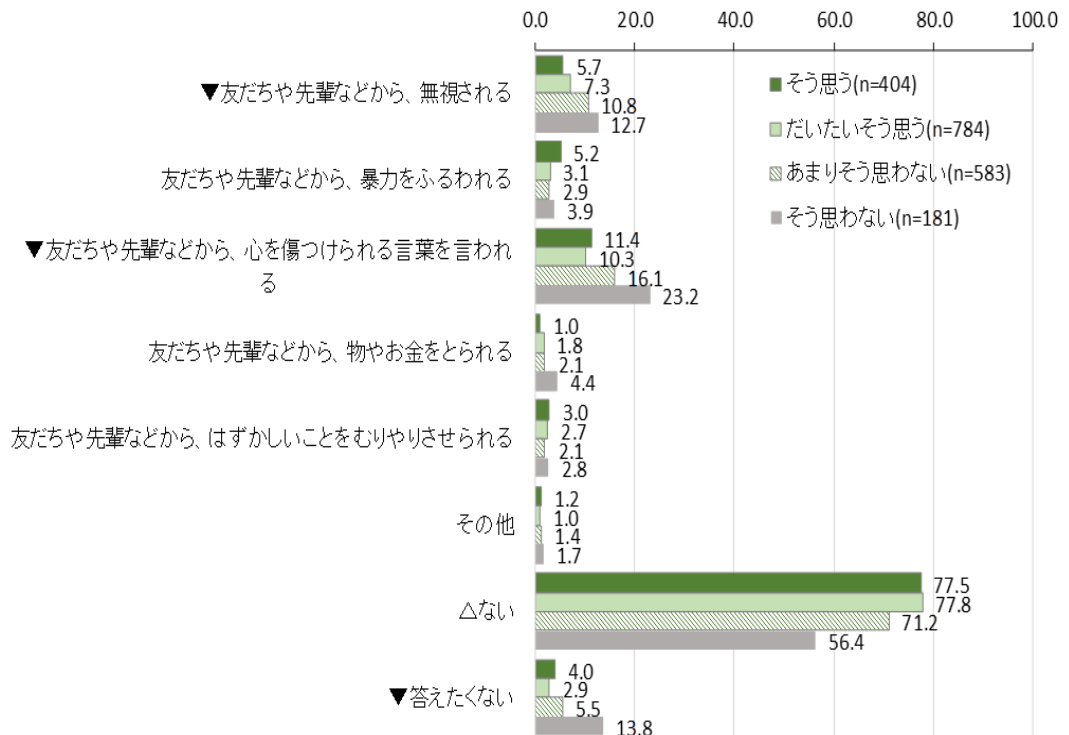
また、友達や先輩からされて「いやな思い」をしたことについて聞くと、年々減少してきていました。これだけで子どもたちの間に子どもの権利が浸透してきていると拙速に判断はできませんが、今後も経過を追っていきます。

自己肯定感とのクロス集計では、多くの項目で優位に関連性がみられ、親や友人・先輩からの傷つき体験が、自己肯定感に及ぼす影響の強さが推察できました。

これまで友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたこと(経年比較)



これまで友だちや先輩からされて「いやな思い」をしたこと(「自分のことが好きか」とのクロス集計)

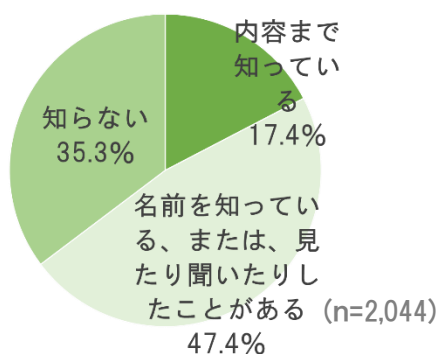


## カ 子どもの権利相談室「こころの鈴」の認知度

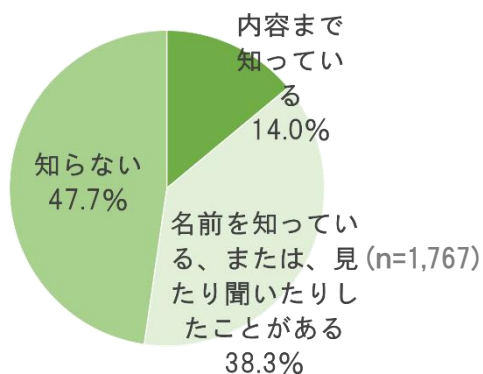
平成27年度までの調査では、こころの鈴について「知っている」、または、「知らない」の2択で聞いており、認知度は15.7%にとどまっていた。今回新たに「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を加えて聞いた結果、認知度は64.8%となりました。しかし、学年が上がるごとに認知度は低くなり、高校生は35.9%にとどまりました。

保護者については、「内容まで知っている」と「名前を知っている、または見たり聞いたりしたことがある」を合わせると52.3%で、子どもの学年が上がるごとに、子どもと同様に認知度は下がっていました。

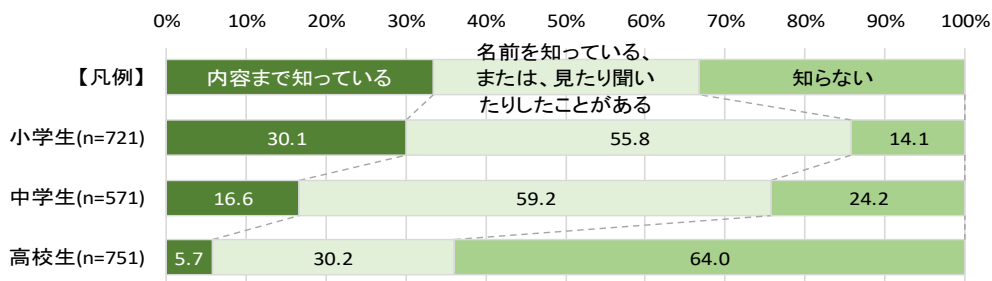
子どもの認知度



保護者の認知度

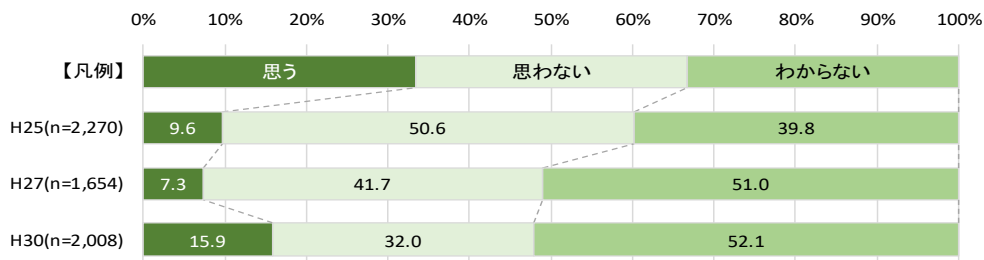


「こころの鈴」を知っているか(子どもの年代別)



こころの鈴に「相談したいと思う」と回答した人は増加し、「思わない」と答えた人は減少してきています。

「こころの鈴」に相談したいと思うか(経年比較)

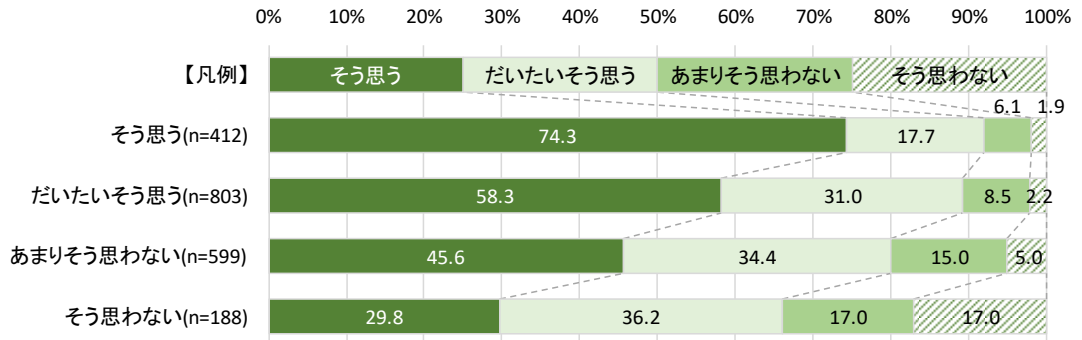


## キ 自己肯定感と他の項目との関連

自己肯定感の高い子どもと低い子どもが、他の設問にどう答えたかについて、有意差がみられた主なものは次のとおりです。

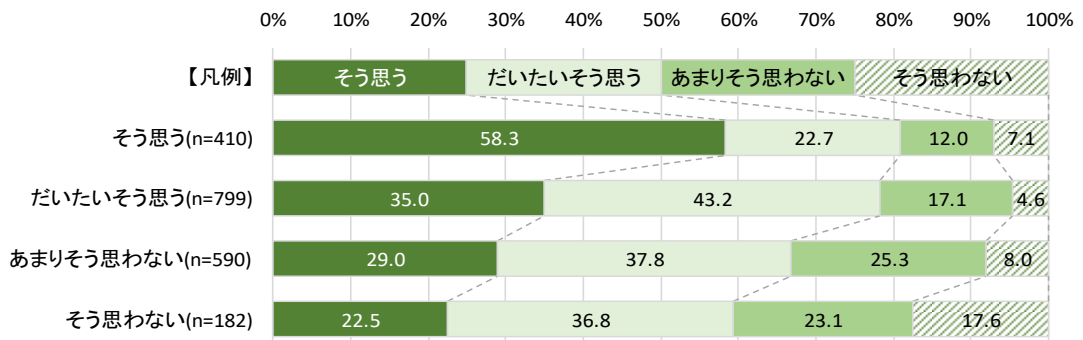
### (ア) 家庭で考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



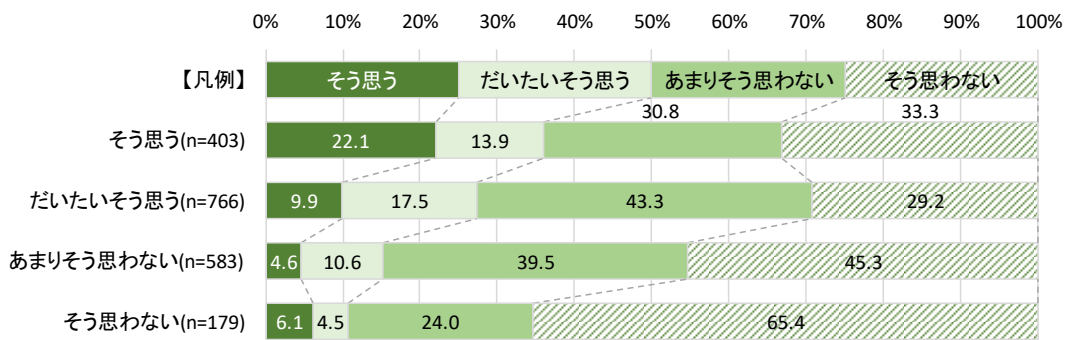
### (イ) 学校で先生に考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



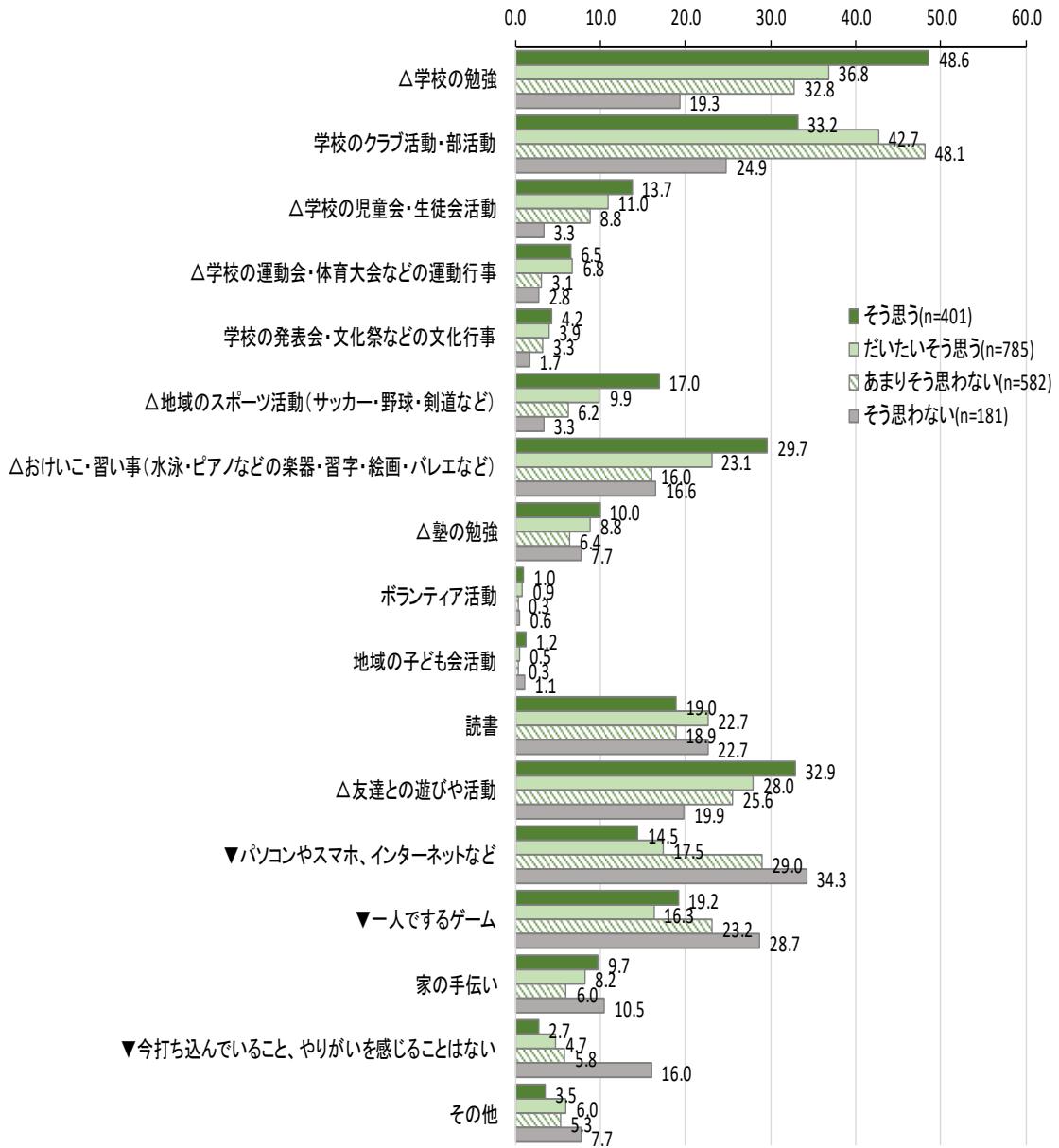
### (ウ) 地域で考えを聞いてもらっていると思うか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



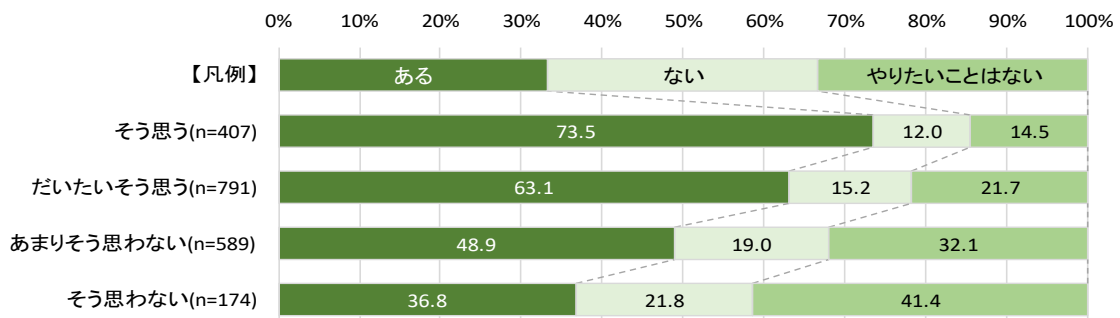
(エ) 今、打ちこんでいること

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計) (%)



(オ) 地域の中でやりたいことが出来る場所があるか

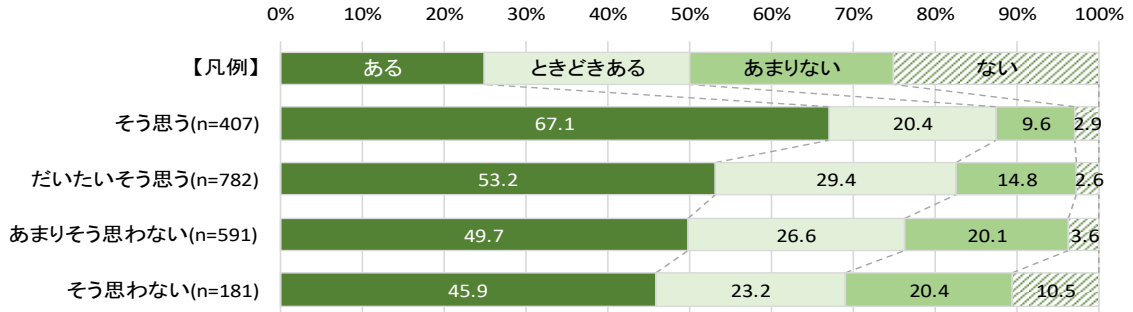
(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)





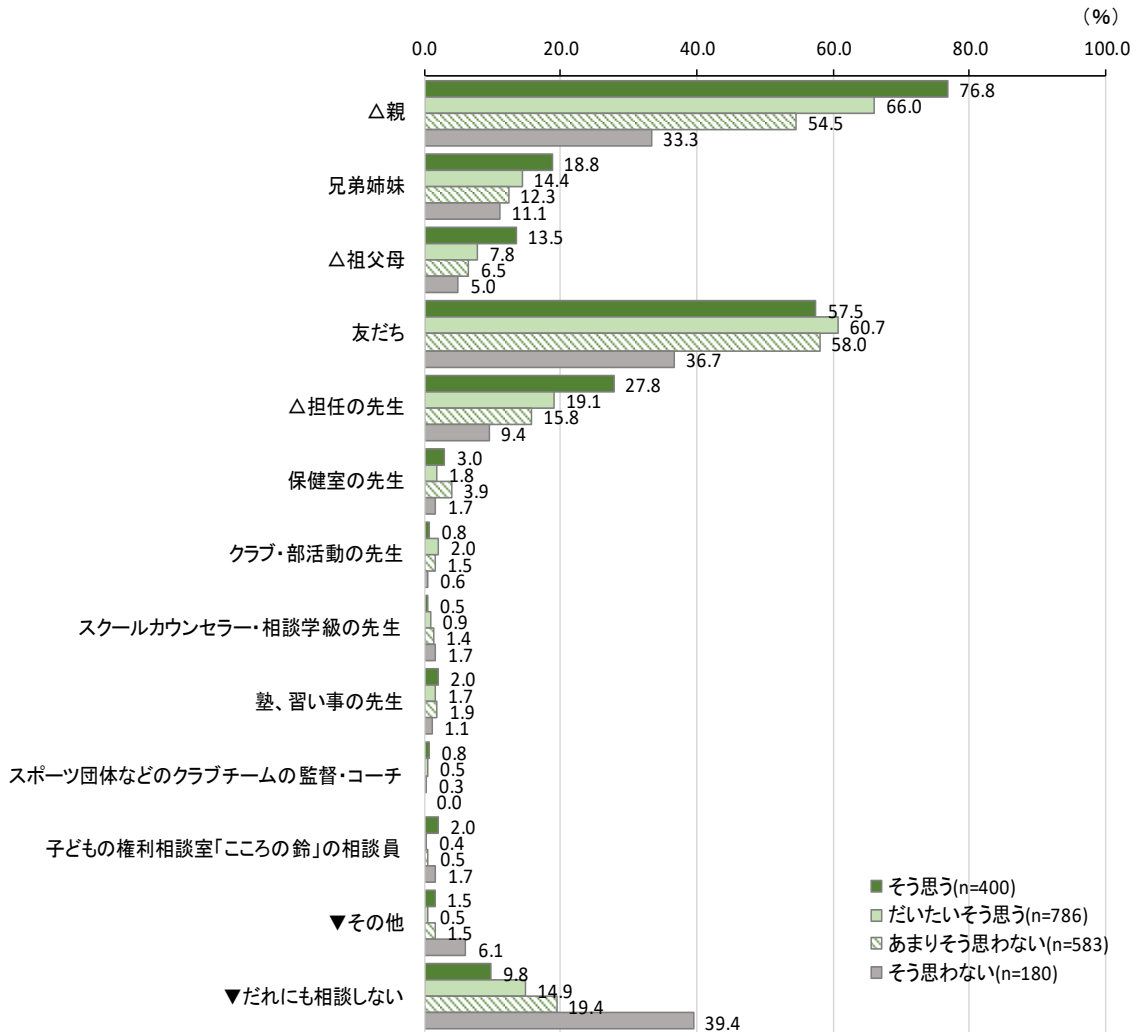
(カ) 自分の好きなことをする時間が十分にあるか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



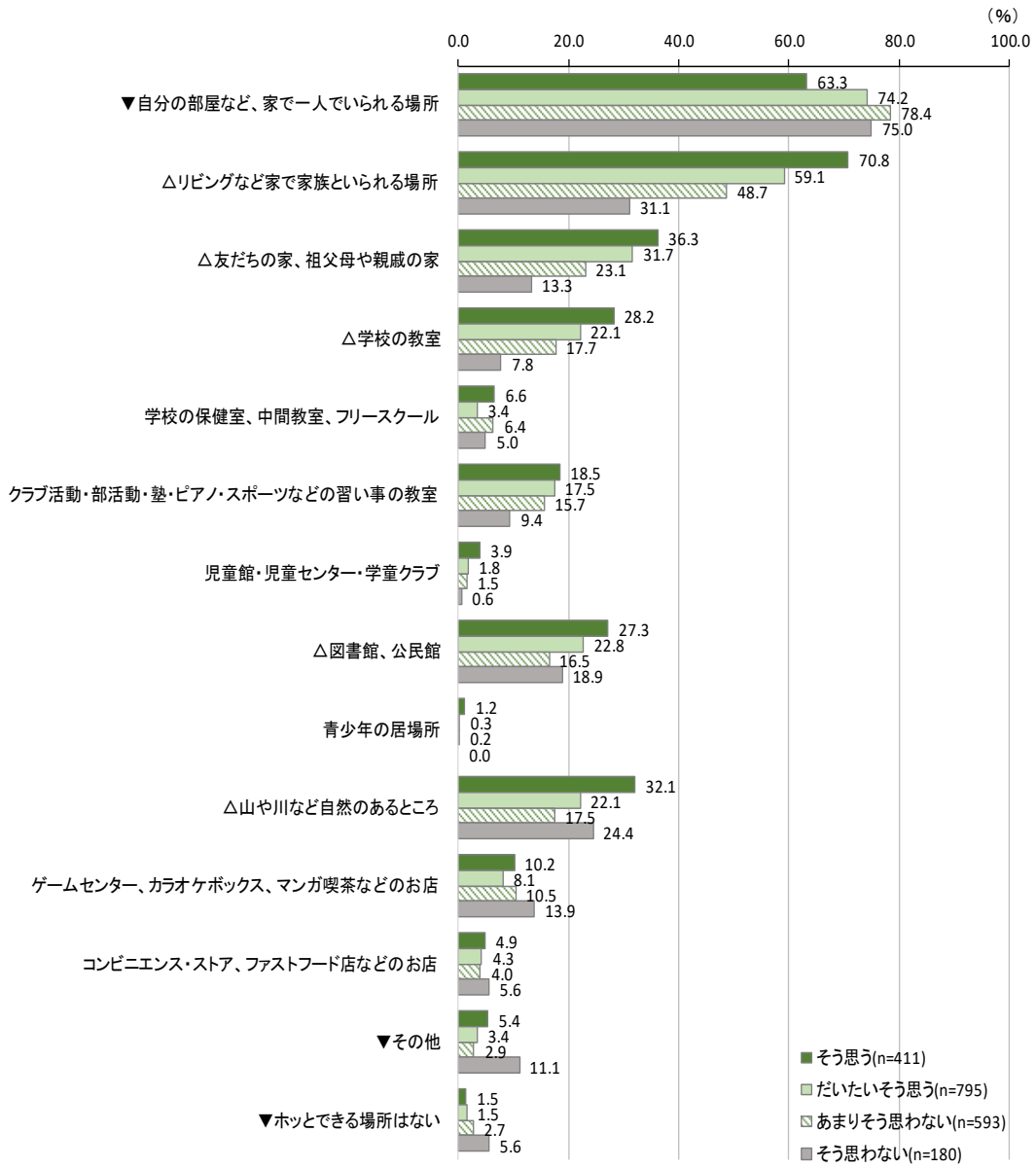
(キ) 困っているとき、つらいとき、だれに相談するか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



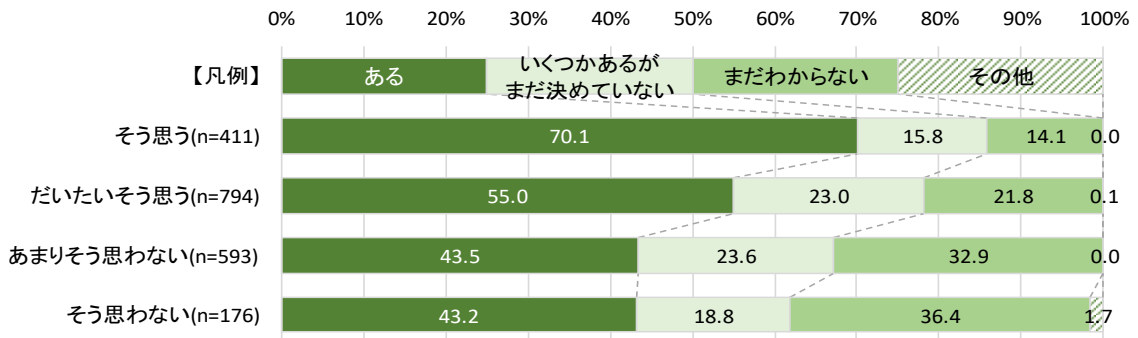
(ク) ホットできる場所はどこか

(「自分のことが好きか」とのクロス集計)



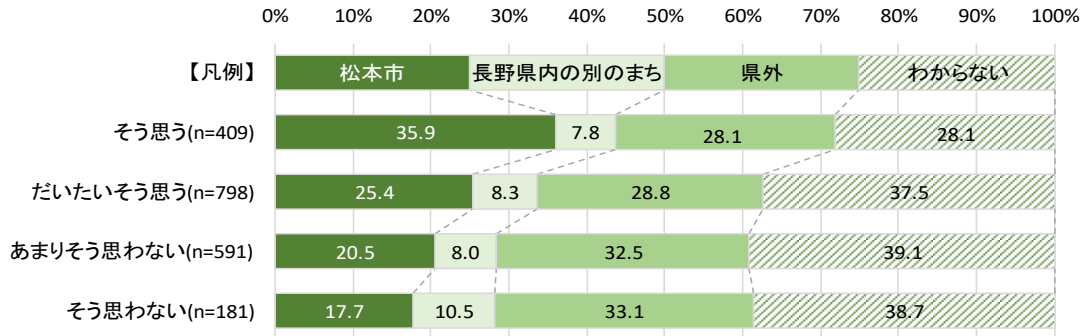
(ケ) 将来つきたい仕事はあるか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



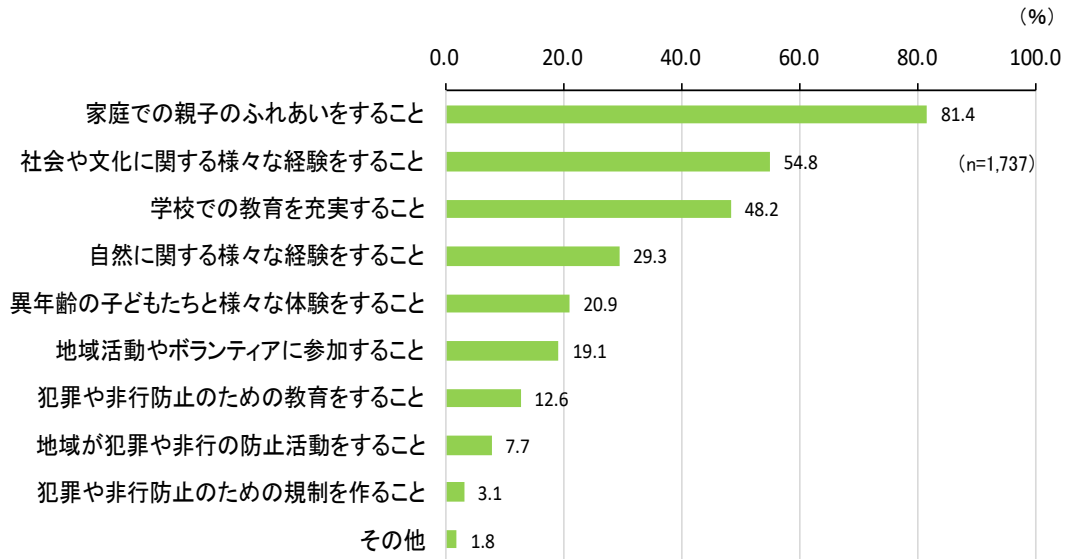
(コ) おとなになって住みたいまちはどこか

(縦軸「自分のことが好きか」とのクロス集計)



ク 子どもがすこやかに育つために必要だと思うこと (保護者の回答)

【複数回答】



ケ 「子どもの権利条例」ができたことへの評価の理由 (自由記述から)

～良かったと思う～

- ▶ 大人と同じように遠慮なく堂々と生きることを細かく書いてあるから。(小学生)
- ▶ 一人で困っているときに悩みを聞いてくれる場所ができたから。(中学生)
- ▶ 虐待死が増える中、この条例ができたのはそれを止める第一歩になると思うから。(中学生)
- ▶ 松本市が子どもを大切にしていこうという気持ちが伝わるから。(高校生)

～良かったと思わない～

- ▶ 条例ができただけでこの世界が変わったわけでもないから。(小学生)
- ▶ どうせ変わらない。子どもは大人のわからないところで誰かを傷つける。(中学生)
- ▶ 子どもの権利についてまだ知らない人がいる。(高校生)

### 3 「子どもへのヒアリング」の結果から（抜粋）

子どもの意見を計画に取り入れるために、まつもと子ども未来委員と子どもにやさしいまちづくり委員が、グループに分かれ意見交換を行いました。

#### (1) ヒアリングの概要

##### ア 実施日

平成30年12月9日（日）

##### イ 会場

あがたの森文化会館

##### ウ 参加者

まつもと子ども未来委員会 17名（小学5年生～中学3年生）

子どもにやさしいまちづくり委員会 11名

##### エ 内容

第1次推進計画の7つの推進施策うち、「子どもの権利の普及と学習への支援」、「子どもの相談・救済の充実」、「子どもの意見表明・参加の促進」、「子どもの居場所づくりの促進」の4施策について意見交換

#### (2) ヒアリング結果

##### ア 子どもの権利の普及と学習への支援について

- ▶ 子どもの権利の学習パンフレットや権利ニュース等は、文字数をもっと減らし、イラストや漫画、印象に残るフレーズ等載せるなどすると良い。
- ▶ こころの鈴の周知方法は、カード以外にも下敷きや消しゴム、クリアファイル等、子どもの手元に残る物を作ると良い。
- ▶ 子どもの権利に関する配布物については、単に配布して終わるのではなく、学校の先生からの説明や子ども同士で話し合う機会を設ける等、工夫があると良い。
- ▶ 人が多く集まる施設（イオンモール等）で、子どもの権利に関するイベント等を開催したり、多くのサポートがいるプロスポーツチーム（松本山雅）とタイアップしたりして、PRすると良い。

##### イ 子どもの相談・救済の充実について

- ▶ 知らない人に相談するのは勇気がいるので、優しくそうな人や身近な人（友達の親等）、歳の近い人等、相談しやすい人がいてくれると良い。
- ▶ 親に相談すると心配しすぎてしまうので、親に気付かれないようにするため、また、自分の中で相談したいことを整理するためにも、手紙で相談ができると良い。

- ▶ 学校内でも、いじめや子どもたちの状況、家庭での状況等について、話し合ってもらい（情報共有）、問題があると感じれば、早めに関係機関等に繋げるといった対応をしてあげると良い。

## ウ 子どもの意見表明・参加の促進について

---

- ▶ まず、未来委員会の活動を知ってもらうことが大切。未来委員会の募集ポスターに委員の顔写真を入れて、友達から声をかけてもらえるようにしたり、紙媒体だけでなく動画を活用したりすると良い。
- ▶ いろいろなイベントに未来委員会が参加したり、未来委員会の活動を周知したりと、参加者数を増やすことで、未来委員会の活動や未来委員会に似た活動が広がっていくと良い。
- ▶ 地域住民（大人）と一緒にいろいろなことを話したり、意見を聞いてもらったりする機会があると良い。

## エ 子どもの居場所づくりの促進について

---

- ▶ 公園や児童館・児童センターなど、身体を動かして遊ぶ場所はたくさんあっても、静かに落ち着いていられるところは限られている（図書館は静かだが、市内に数箇所しかない）。
- ▶ いつでも、だれでも、無料で使える居場所（ゲームができる場所、思いきり外遊びやボール遊びができるグラウンド、カフェのような場所等）が欲しい。
- ▶ 優しく、子どもの意見をしっかり聞いてくれる人がいる場所があると良い。

## 4 「松本市民満足度調査」結果から（抜粋）

松本市総合計画をもとに松本市が実施する各分野の施策について、松本市の環境・体制の評価や自身の行動について測ることによって、各施策の進捗状況を継続的に把握することを目的に平成23年度から実施しているものです。

### (1) アンケートの概要

#### ア 調査期間

第1回 平成30年11月1日から11月23日まで

第2回 平成31年1月18日から2月11日まで

#### イ 調査対象及び回収率

松本市在住の18歳以上の男女（無作為抽出）

2,400名（1,200名×2回）回収数1,309名（回収率54.5%）

#### ウ 実施方法

返信用封筒を同封した質問票送付によるアンケート調査形式

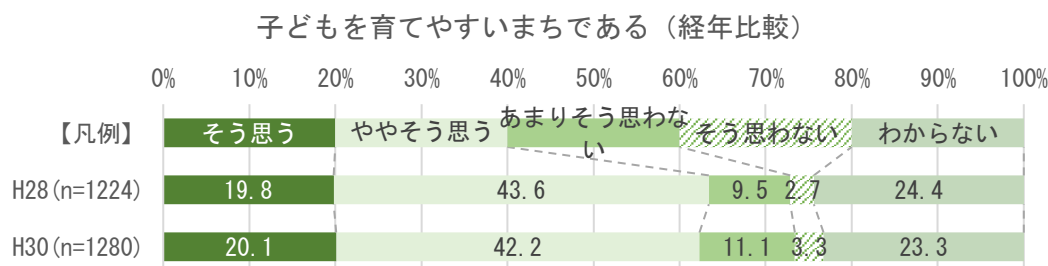
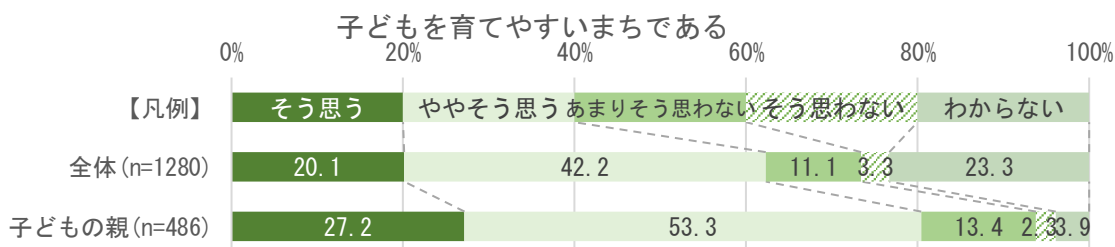
#### エ 設問項目

松本での暮らしについて・施策の評価・行政に対する評価・松本市の生活についてなど

### (2) アンケート結果について

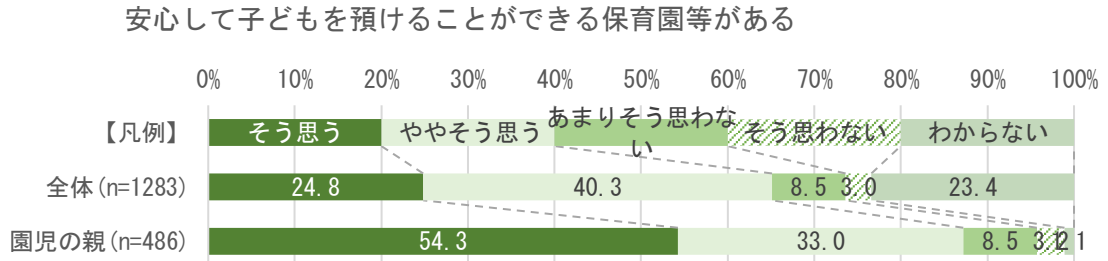
#### ア 子どもを育てやすいまちであるか

子育て関連施策については、肯定的評価が高く、「子どもを育てやすいまちであるか」については受益者である子どもの親は80.5%にのぼっており、経年変化をみるとではわずかに上昇しています。

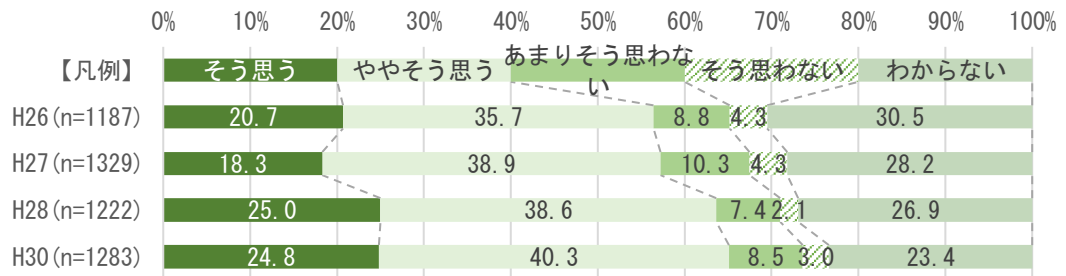


## イ 安心して子どもを預けることができる保育園等がある

園児の親は、87.3%が「安心して子どもを預けることができる保育園等がある」と答えています。

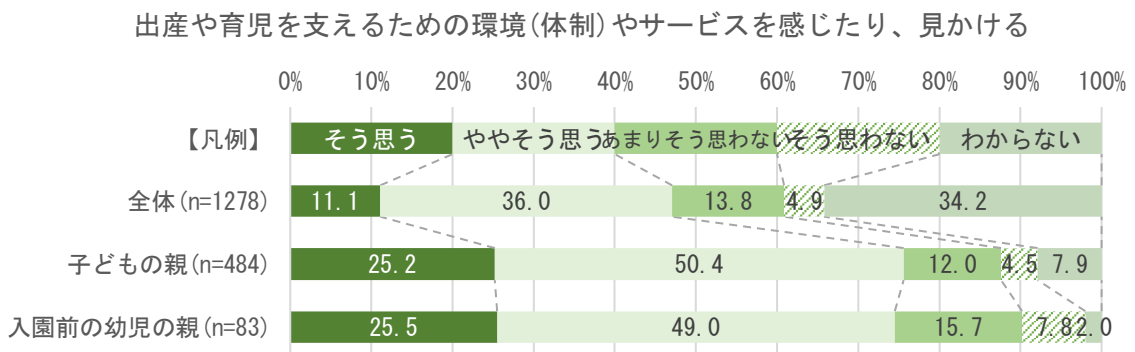


### 安心して子どもを預けることができる保育園等がある（経年比較）

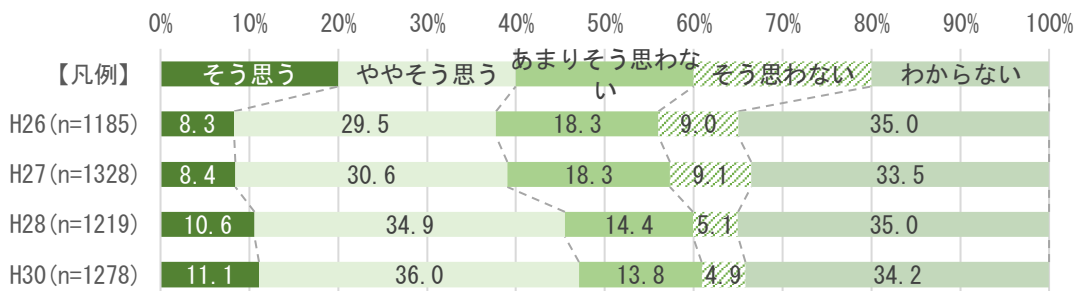


## ウ 出産や育児を支えるための環境（体制）やサービスを感じたり見かける

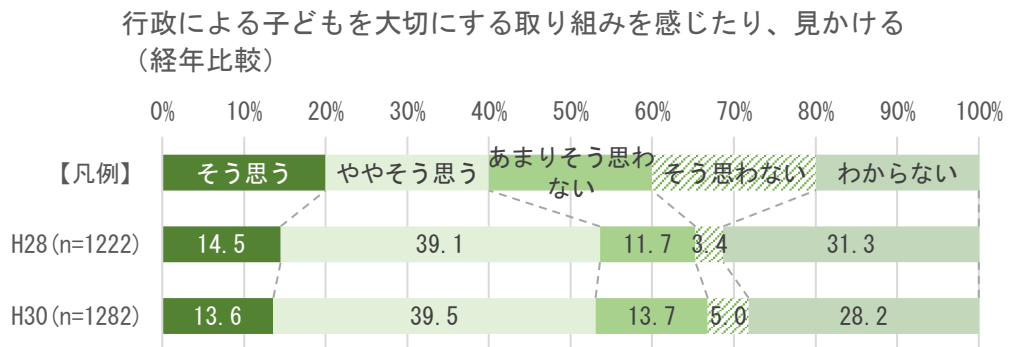
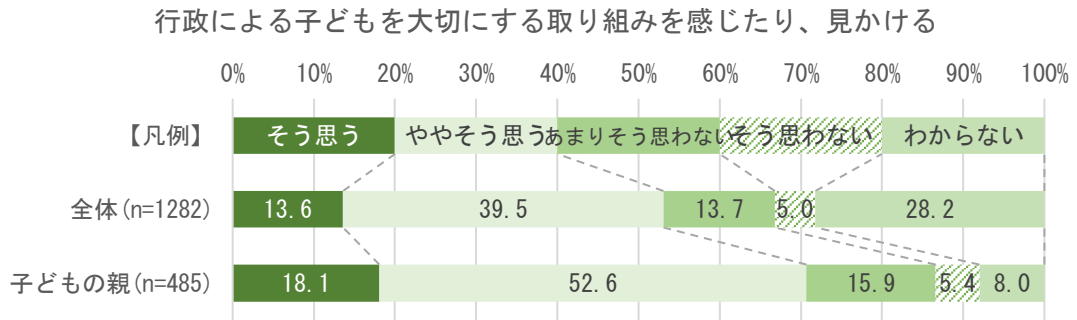
子どもを持つ親は70%以上が感じたり見かけると答えており、経年変化をみると少しずつ上昇しています。



### 出産や育児を支えるための環境(体制)やサービスを感じたり、見かける（経年比較）

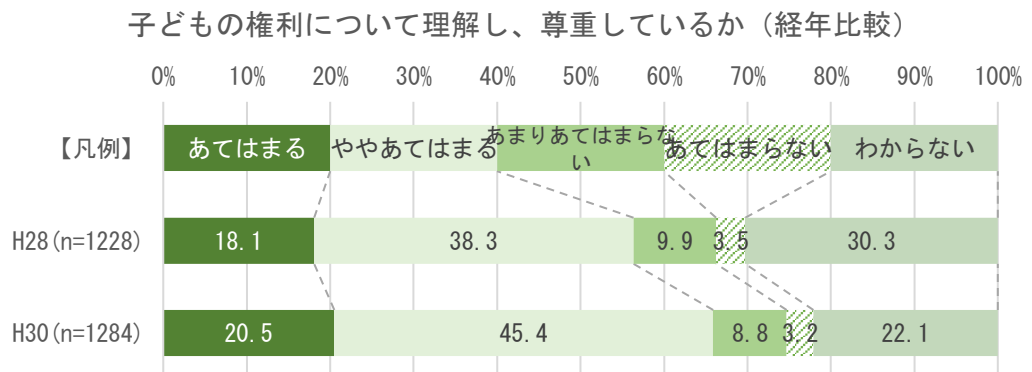
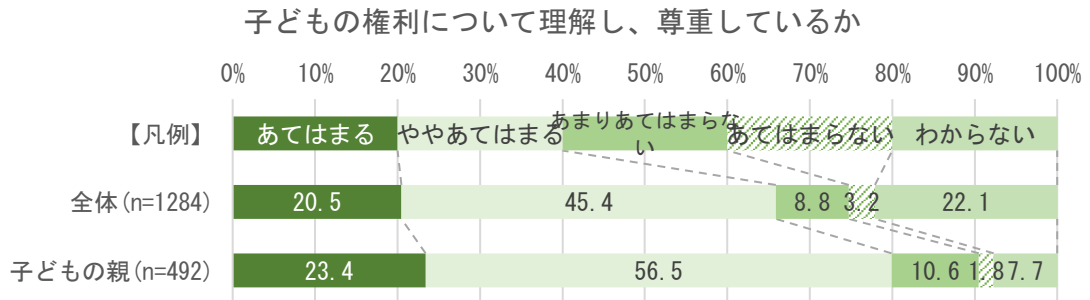


## エ 行政による子どもを大切にしている取り組みを感じたり、見かける



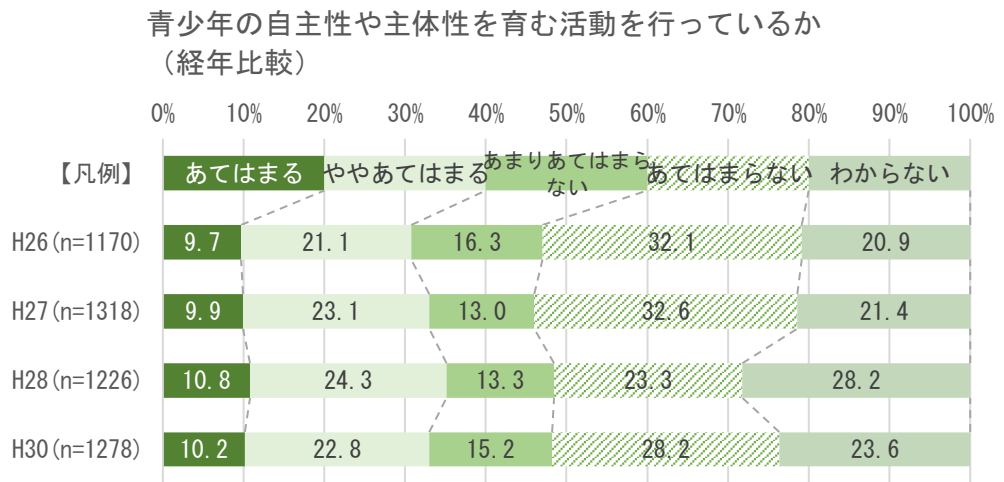
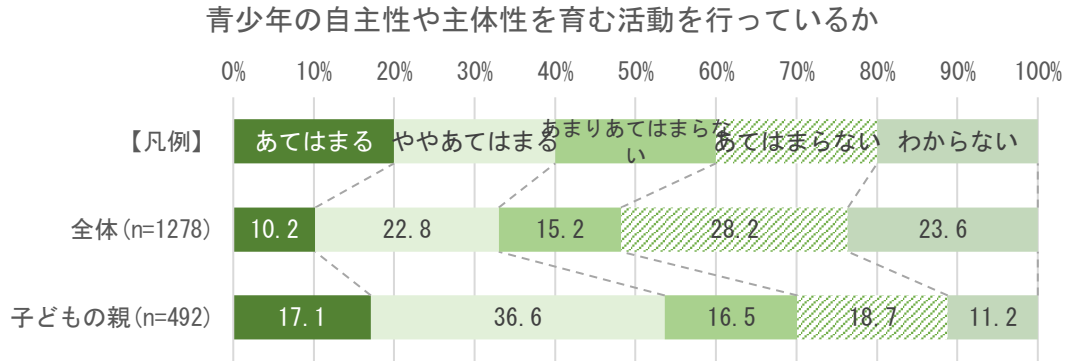
## オ 子どもの権利について理解し、尊重している

全体では65.9%、子どもの親は79.9%が、子どもの権利について理解し、尊重していると答えています。





## カ 青少年の自主性や主体性を育む活動を行っているか



## 第3章 基本理念、基本目標、施策の方向

### 1 基本理念

#### すべての子どもにやさしいまちづくり

子どもの権利は、子どもが成長し、自己実現していくために欠くことができない大切なものです。

子どもは、子どもの権利が保障されることで、一人ひとりの違いが「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ等から守られ、いのちを育み、成長していくことはもとより、自分の考えを自由に表現し、自分に関わる場に自由に参加することができます。

子どもは自分が大切にされることで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子ども同士、子どもとおとなとのよい人間関係がつけられるようになります。

松本市は、そのような、子どもの権利の実現を目指し、子どもの権利条例を制定しました。

子どもの権利条例の前文に『わたしたちは「すべての子どもにやさしいまち」をめざします』と謳うように、次の基本目標に掲げるような、松本市らしい「子どもにやさしいまち」を目指します。

### 2 基本目標

以下の基本目標に沿ったまちづくりを目指します。

#### 基本目標1 どの子どもいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち

子どもは、どの子ども一人の人間として尊重され、かけがえのないいのちを育み健やかに成長していく権利があります。市民一人ひとりのいのちと暮らしを大切に考え、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを進めるという「健康寿命延伸都市・松本」の創造の理念に沿って、子どものいのちと健康を守る取組みを推進するとともに、子どもが社会の一員として、自立した社会性のある大人へ成長できるように支援します。

#### 基本目標2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、安心して生きることができるまち

子どもは、どの子ども一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ等から守られ、安心して生きていく権利があります。その権利の侵害に対しては、早急に子どもを救済し、心身の回復することを支援するだけでなく、子どもの権利についての学習を通して権利侵害が起きないような環境整備に努めます。

### **基本目標3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち**

松本市は北アルプス連峰や美ヶ原の豊かな自然環境に囲まれ、旧開智学校に象徴される学びを大切にする文化を育んできました。子どもたちが、その恵まれた環境の中で、自己肯定感を高めながら生き生きと過ごし、自分らしくのびのびと成長していけるように支援します。

### **基本目標4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち**

松本市は地域のコミュニティ活動が活発であり、地域住民によって地域の課題を掘り起し、その解決に向けて地域の人材、つながりを大切にして地域づくりを進めています。子どもと地域のつながりをつくることにより、子どもが安心して日々の生活を過ごせるような居場所づくりを進めるとともに、子どもが主体的に遊び、学び、活動できるように、子どもが主語となる活動を地域が受け止められる環境づくりに努めます。

### **基本目標5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち**

子どもは、どの子ども自由に学び、感じたこと、考えたことを自由に表現したり、自分に関わる様々な場に参加する権利があります。子どもが自分の意見を育めるように、行政、学校、地域ではそれぞれ子どもの意見を尊重し、その意見が反映するように支援するとともに、子どもの主体的な学習について支援します。

### **基本目標6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち**

子どもは、いろいろなことに挑戦することや、失敗することで多くのことを学び成長します。たとえ失敗しても自信をなくさず、子どもの気持ちや希望を大切にしながら、子どもがいろいろなことに再挑戦していけるような環境づくりを進めます。

### 3 施策の方向（8つの施策の方向）

#### 【施策の方向1】 子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり

推進施策1 子どものいのちを守り、大切にする環境づくり

推進施策2 子どもの健康を守り、大切にする環境づくり

#### 【施策の方向2】 子どもの権利の普及と学習への支援

推進施策1 子どもの権利の普及

推進施策2 子どもの権利に関する学習への支援

#### 【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実

推進施策1 子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実

推進施策2 子どもの権利に関する相談機関の充実

#### 【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進

推進施策1 市政や社会における子どもの意見表明・参加の促進

推進施策2 学校における子どもの意見表明・参加の促進

推進施策3 地域における子どもの意見表明・参加の促進

#### 【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進

推進施策1 子どもの居場所づくりの推進

推進施策2 子どもの居場所としての環境づくり

**【施策の方向6】 子どもが地域で健やかに成長するための支援**

推進施策1 子どもが主語となる活動ができる地域づくり

推進施策2 地域で子どもが安心して育つことができる環境づくり

**【施策の方向7】 子どもの育ちを支援する環境づくり**

推進施策1 子どもが主体的に挑戦し、失敗しても再挑戦できる環境づくり

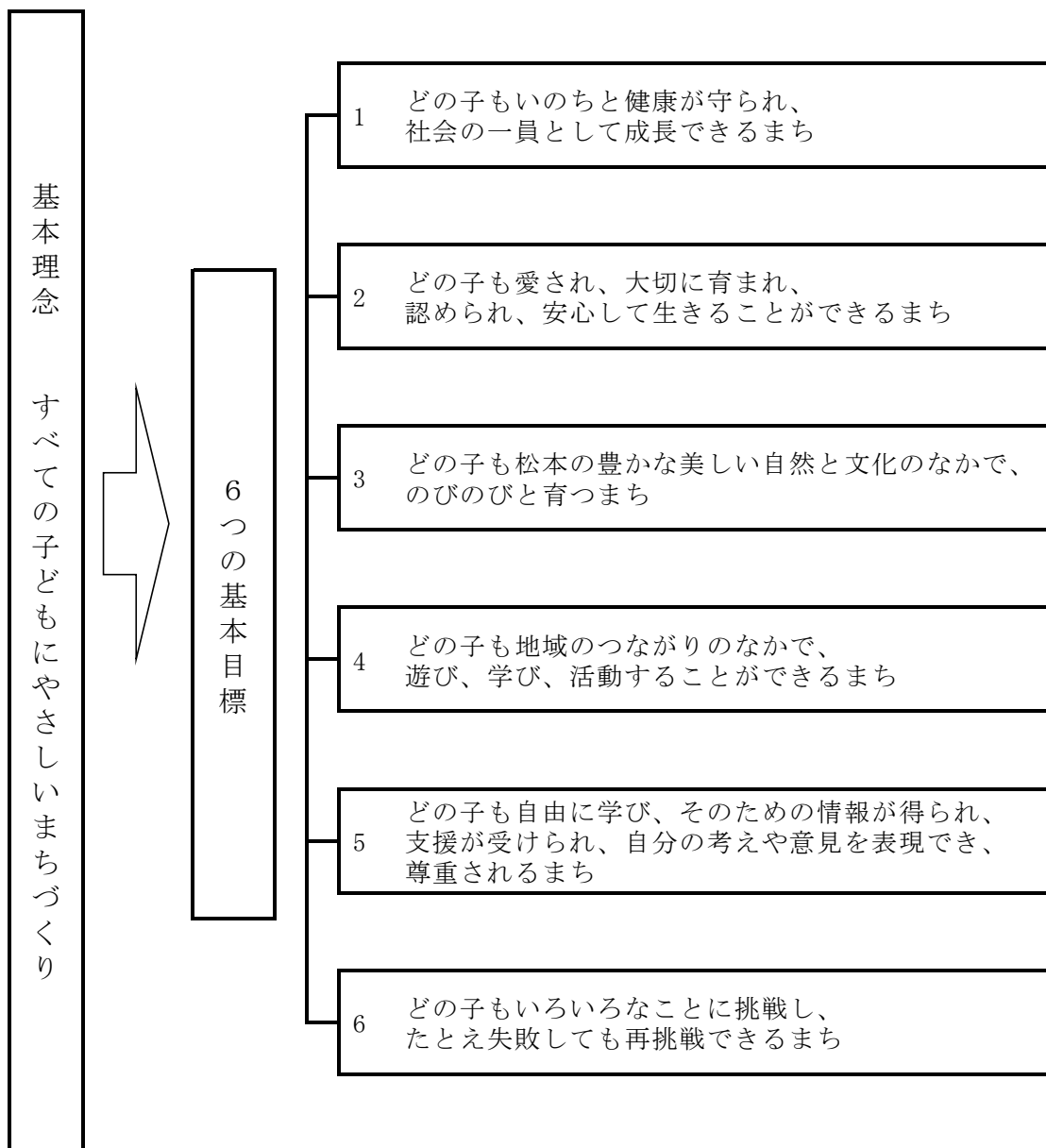
推進施策2 子どもが安心して育つことができる環境づくり

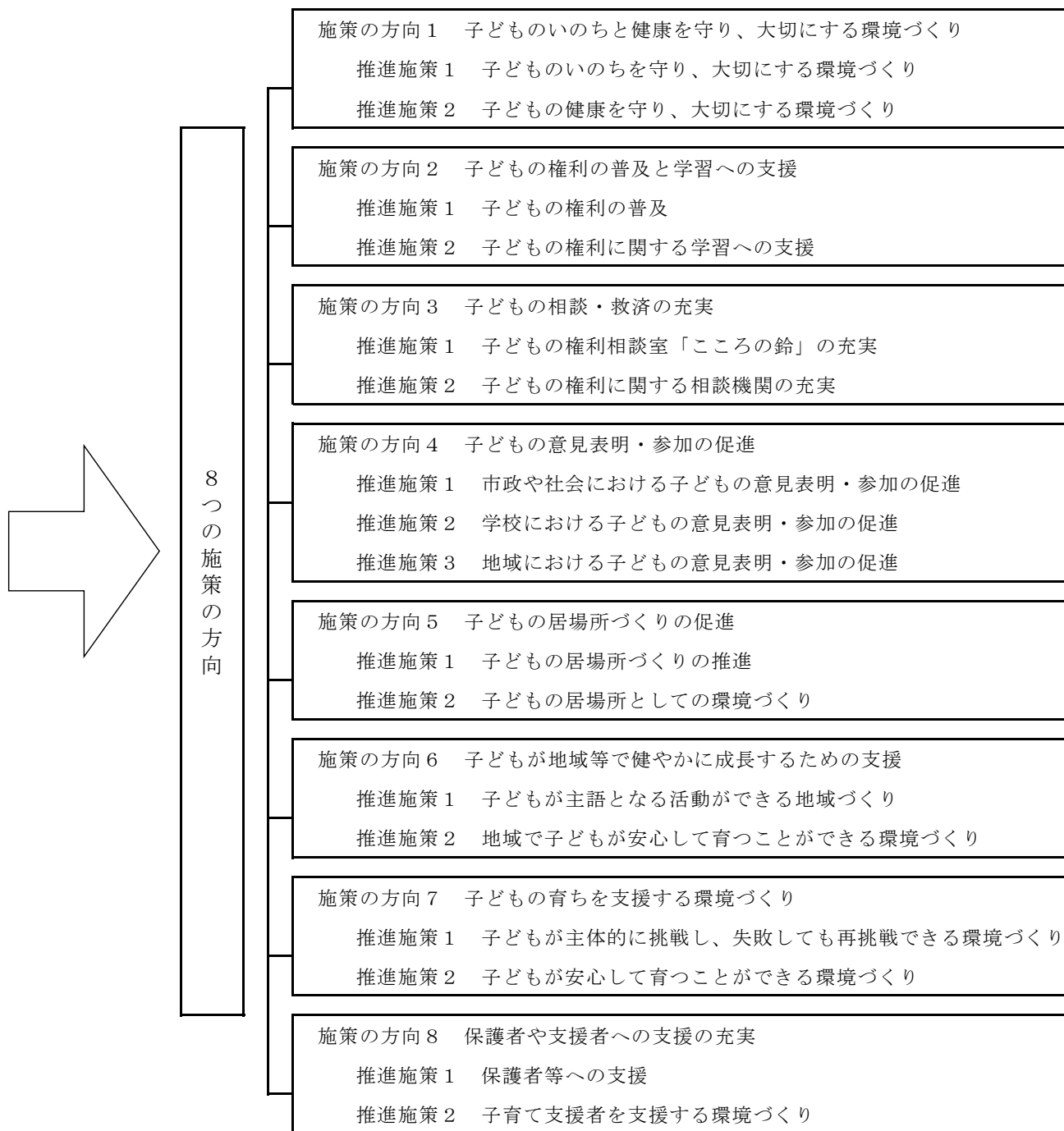
**【施策の方向8】 保護者や支援者への支援の充実**

推進施策1 保護者等への支援

推進施策2 子育て支援者を支援する環境づくり

## 4 基本理念、基本目標、施策の方向の体系図





## 第4章 推進施策と事業一覧

### 1 推進施策

#### 【施策の方向1】 子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり

##### 子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てよう努めます。

#### 推進施策1 子どものいのちを守り、大切にする環境づくり

かけがえのないいのちを大切にし、子どものいのちを守る取組みを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	乳幼児家庭等の育児不安への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出産後の「産後うつ」の早期発見や、心身のケア及び育児相談等を実施</li> <li>○「こんにちは赤ちゃん事業」等を通じた、支援が必要な家庭への早期援助の実施、孤立防止</li> <li>○育児不安をもつ就園前の親子関係を豊かにする母子支援教室を実施</li> <li>○子どものいのちを守るため、関係機関（児童相談所等）との連携を推進</li> </ul>
2	小中学校等での「いのち」を守り大切にすることを推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止のための小中学校での人権教育等の推進</li> <li>○いじめや不登校に関わる指導・助言・相談を行う自立支援教員の拡充</li> <li>○小中学校でのいのちや性についての出前講座の推進</li> <li>○小中学校給食の食材の放射線測定やアレルギー対応食による安全な給食の提供</li> </ul>
3	子どもに寄り添い「いのち」を守り安全に過ごせる事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談体制の推進</li> <li>○住環境・交通環境等を整え、防災・減災及び交通事故防止事業を推進</li> </ul>
4	豊かな感性を育む事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな感性を育むため、芸術などに触れ、親しむ事業を推進</li> </ul>



## 推進施策2 子どもの健康を守り、大切に作る環境づくり

子どもの健康づくりの推進を図るとともに、遊び場づくり等を通して、子どもが自主的に自然に関わる環境を整えます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもの心と体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どものいのちと健康を守るため、健診や予防接種事業等の推進</li> <li>○乳幼児健診等による疾病や障害等の早期発見などや保護者への育児支援を実施</li> <li>○子どもに関わる福祉医療サービス等の推進</li> <li>○子どもの体力向上の推進</li> <li>○地産地消推進事業をはじめ、望ましい食生活等の定着を図るため、食育事業を推進</li> </ul>
2	屋外での自然体験や、小中学校等での環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが遊びの中で、自然に触れあえる事業を推進</li> <li>○小中学校、保育園・幼稚園での環境教育を推進</li> </ul>

**【施策の方向2】 子どもの権利の普及と学習への支援**

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

**推進施策1 子どもの権利の普及**

子どもの権利（条例や条約）について、多様な方法や場を通して切れ目のない普及・啓発に取り組みます。

項 目		主 な 取 組 み
1	計画的な市民への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全市民への継続的な子どもの権利等の周知・啓発</li> <li>○子どもの権利の日（11月20日）の前後を子どもの権利ウィークとし、啓発活動を拡充</li> <li>○多様性を認めるための周知・啓発</li> <li>○関係部局と連携した子どもの権利等の周知・啓発</li> </ul>
2	幼児・低年齢児童への周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもプラザや保育園等で、子どもの権利紙芝居を活用し、わかりやすく説明</li> <li>○児童センター等で、子どもの権利に関する幼児向けの絵本の活用や、わかりやすい情報提供</li> <li>○周知・啓発する支援者への支援の充実</li> </ul>
3	小中学校・高校等での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学生や高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発</li> <li>○子どもの権利の視点を取り入れた、人権啓発ポスター展の開催</li> <li>○高校生への効果的な周知方法の検討</li> </ul>

## 推進施策2 子どもの権利に関する学習への支援

小中学校や児童福祉施設の職員へ子どもの権利に関する情報を提供するとともに、子どもの権利について専門知識のある団体等と連携を取りながら学習支援を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	児童生徒への学習支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの権利学習パンフレットについて、小中学校と連携しながら必要により見直し、小中学校での活用を推進</li> <li>○子どもの権利について、専門知識のある民間団体等と連携し、小中学校や児童センターで子どものいのちや子どもの権利の学習を支援</li> </ul>
2	保護者等への学習支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や子どもに関わる施設職員等への学習を支援</li> <li>○子どもの権利について、子育てガイドブックや子育て支援サイト等へ掲載し、未就学児の保護者へ周知</li> <li>○ブックスタートやセカンドブック等の機会を利用して子どもの権利に関する情報を提供</li> </ul>
3	地域等での学習支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの権利について、町会や関係団体に向いて講座を実施</li> </ul>

**【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実**

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

**推進施策1 子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実**

「こころの鈴」について、子どもや子どもに関わる大人が、安心して相談できる体制や環境整備を進めるとともに、小中学校・高校や児童福祉施設等でわかりやすく効果的な普及・啓発に取り組みます。

項 目		主 な 取 組 み
1	相談救済体制整備の推進	○「こころの鈴」で安心して相談ができ、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上
2	環境整備の推進	○相談しやすい環境（場所・相談方法等）づくりの検討
3	わかりやすい周知・啓発の推進	○小中学生・高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発 ○わかりやすい方法（カード、シール等）での周知や定期的な「こころの鈴」通信の発行
4	職員等による講演会や交流の推進	○子どもの権利擁護委員による講演会等を、小中学校、高校などで行い「こころの鈴」につなげる活動を推進 ○「こころの鈴」の職員による、児童センター等での交流・相談の実施

## 推進施策2 子どもの権利に関する相談機関の充実

子どもの権利に関する相談機関を充実するとともに、「こころの鈴」との連携を図り、子どもが安心して相談でき、効果的に救済されるように支援します。

項 目		主 な 取 組 み
1	小中学校、保育園・幼稚園等での相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校に心の相談の専門家を配置し、思春期に大切な教育や相談を実施</li> <li>○スクールカウンセラーによる相談の推進</li> </ul>
2	地域での相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちかど保健室や青少年相談等、子どもの相談の推進</li> <li>○児童虐待や子どもの貧困等の相談の推進</li> <li>○女性センターで実施している子育てや家庭内又は親子関係の相談の推進</li> </ul>
3	相談機関等との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「こころの鈴」の活動報告を通じた、市内の高校や市内外の相談機関との連携の推進</li> </ul>

**【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進**

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(意見表明や参加の促進)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

(4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしゅくみを設けるよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に努めます。

**推進施策1 市政や社会における子どもの意見表明・参加の促進**

子どもが市政や社会に対して意見表明するための環境づくりや、様々な機会や事業を通じ、子どもが意見表明や社会参加できるよう支援します。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもの意見表明や社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まつもと子ども未来委員会を開催し、市政等を学び・話し合い、市へ意見表明を行う。</li> <li>○子どもをめぐる情報に合わせ、子どもの視点に立ったわかりやすい情報の提供</li> <li>○広島平和記念式典参加等を通して、いのちの大切さ等の意識の高揚を図る。</li> <li>○子どもの権利を推進する自治体との子ども交流事業を通じて、意見表明や参加を推進</li> <li>○子どもの社会参加を図るため、意識調査や学習会を開催し、意識の醸成を図る。</li> </ul>

### 推進施策2 小中学校における子どもの意見表明・参加の促進

小中学校の中で子どもが意見表明する機会をつくとともに、小中学校についても子どもの意見を反映する環境整備を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	小中学校での意見表明のしくみづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校の様々な活動で、自分の意見を言いやすくする環境づくり</li> <li>○子どもの意見が反映されやすいしくみづくり</li> <li>○松本版コミュニティスクールの運営委員会等で、子どもの意見を反映するしくみづくり</li> </ul>

### 推進施策3 地域における子どもの意見表明・参加の促進

地域の行事や児童センター等で子どもが意見表明したり、主体的に参加できる環境整備を進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	地域での意見表明や社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童センター等で、子ども運営委員会を開催し、施設運営への子どもの参加を推進</li> <li>○子どもに関係する施設の建設に当たり、子どもの意見を聴くしくみづくり</li> <li>○地域（町会、公民館、子ども会育成会等）で、子どもの意見表明や事業への参加を推進</li> <li>○地区の防災事業に子どもの視点を生かし、子どもが参加できる環境整備</li> </ul>

**【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進**

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

**推進施策1 子どもの居場所づくりの推進**

子どもの居場所の充実を図るとともに、困難を抱えた子どもや不登校の子どもの居場所の支援を充実させます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年の居場所づくり</li> <li>○児童センター等の安心・安全な居場所づくりの推進</li> <li>○福祉ひろば等で、高齢者と子ども（幼少時から中高生）の世代間交流を実施</li> </ul>
2	様々な事情を抱えた子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの豊かな食事や、学習支援・保護者支援を行う居場所づくりを推進</li> <li>○ひきこもりがちな子どもの居場所づくり及び社会的自立に向けた支援の拡充</li> </ul>
3	外国籍児童生徒等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国籍児童生徒等の居場所の確保及び、公民館での日本語教室等の推進</li> </ul>



## 推進施策2 子どもの居場所としての環境づくり

子どもの居場所について、利用しやすくなるような環境整備を進めるとともに、施設職員のスキルアップを図ります。

項 目		主 な 取 組 み
1	居場所の環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後の子どもの安全な居場所づくりの運営を推進</li> <li>○子どもが利用する施設職員のスキルアップ</li> </ul>
2	居場所の安心・安全な施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童センター等で、子どもが安心・安全にすごせる施設整備を推進</li> <li>○公園や運動施設等で、子どもが安心・安全に遊べるように、施設整備を推進</li> </ul>

**【施策の方向6】 子どもが地域等で健やかに成長するための支援**

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

**推進施策1 子どもが主語となる活動ができる地域づくり**

子どもと地域の交流事業により、地域と子どものつながりをつくとともに、子どもが主語となる活動を地域で受け止め、促進するようにします。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが主体的に関わる地域づくりの推進	○地域づくりセンターを中心に、地域活動に子どもの意見が反映され、主体的に関わる地域づくりを推進
2	子どもが地域等と関わる取組みや活動を推進	○特色ある学校づくりの一環として、小中学校での「トライやるエコスクール事業」の推進 ○小中学校・家庭・地域が一体となって、子どもの育成に取り組む松本版「コミュニティスクール事業」の推進 ○公民館での子育て支援事業の推進 ○家庭や地域等で、読み聞かせ活動を推進

**推進施策2 地域で子どもが安心して健やかに育つことができる環境づくり**

子どもの権利の実現に向けて、地域全体で取り組むしくみづくりを進めるとともに、子どもが地域で安心して健やかに過ごせるよう取り組みます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが地域で安心して過ごせる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まつもと子どもスマイル運動の推進</li> <li>○地域で自主的に行う子育て支援の環境づくりを推進</li> <li>○地域での子どもの安全や防犯活動等の取組みを推進</li> <li>○地域での青少年の健やかな育ちを促す取組みを推進</li> </ul>

**【施策の方向7】 子どもの育ちを支援する環境づくり**

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(子どもの育ちを支援)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。

**推進施策1 子どもが主体的に挑戦し、失敗しても再挑戦できる環境づくり**

子どもの思いや意見を大切にしながら、子どもがいろいろなことに何度でも挑戦でき、たとえ失敗しても再挑戦できる環境づくりを進めます。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもが主体的に挑戦できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まつもと子ども未来委員会の子どもたちが、主体的に様々な事に挑戦できる活動を支援</li> <li>○子どもの権利フォーラムでの、子どもたちによる主体的な運営に挑戦できる活動を支援</li> <li>○子どもまつり等で、子どもたちの主体的な活動を支援</li> <li>○地域における子どもたちの主体的な活動を支援</li> </ul>
2	社会的支援が必要な子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひきこもりがちな子どもへの学習支援や保護者への支援</li> <li>○不登校等の子どもたちや保護者への支援活動を拡充</li> <li>○NPO や地域等と連携し、親がいないまたは様々な事情で家族と一緒に暮らすことができずに施設に入所している子どもたちや日本語を母語としない子どもたちなど、社会的支援が必要な子どもを支援</li> </ul>
3	支援団体との連携による自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域若者サポートステーション等と連携し、子どもの再挑戦（就労や自立支援等）への支援を推進</li> </ul>

## 推進施策2 子どもが安心して育つことができる環境づくり

子どもが安心して育つことができるように、行政は様々な支援を行います。

項 目		主 な 取 組 み
1	子どもへの包括的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メディアリテラシー教育による、適切な使い方等の普及の推進</li> <li>○子どもが安心して育つことができるように、様々な支援を推進</li> </ul>
2	官民連携による情報整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政・関係機関・市民及び、子どもたちとの連携による、子どもに関する情報整備</li> </ul>

**【施策の方向8】 保護者や支援者への支援の充実**

子どもの権利に関する条例条文抜粋

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

**推進施策1 保護者等への支援**

保護者が家庭や地域等で安心して子育てができるように、行政は積極的な支援を行うとともに、子育て支援のための環境づくりを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援サービスを円滑に利用できるように、関係する専門職が連携し、切れ目のない相談・支援を推進</li> <li>○外国にルーツを持つ未就学児の保護者への進学案内の実施</li> <li>○ファミリーサポートセンターによる、保育や送迎等の支援を実施</li> </ul>
2	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心して子どもを産み育てられるよう保護者等への経済的な支援を推進</li> </ul>

**推進施策2 子育て支援者を支援する環境づくり**

子どもの育ちや学びに携わる職員等へのサポート体制を促進する等、子育て支援者等を支援するための環境づくりを推進します。

項 目		主 な 取 組 み
1	子育て支援に携わる職員等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員に対する支援(医師、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援)体制と連携の推進</li> <li>○子どもの学びに関わる職員に対する研修活動への支援</li> <li>○子育て支援ネットワークを通じた、研修会や交流会の促進</li> <li>○子どもの権利について支援し、コーディネートする市民サポーターの育成</li> </ul>

## 2 推進施策別事業一覧

	施策の方向 推進施策 主な取組み	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-1-1	101	産後ケア事業	出産後の母親に対し、心身のケア及び授乳・育児相談を行い、安心して育児できる環境を整備するものです。医療機関等に委託し、利用料の一部を市が負担します。	健康づくり課	
	1-1-1	102	産婦健診事業	出産後の母親が育児への不安や重圧によって精神的に不安定になる「産後うつ」の早期発見や、新生児の虐待予防等を目的に健康診査費用を補助します。	健康づくり課	
	1-1-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立化を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	6-2-1 8-1-1
	1-1-1	104	新生児プレゼント事業	こんにちは赤ちゃん事業の訪問時に、乳児に「手作りの木製スプーン」を贈ることにより、食の大切さや物を大切にする心を伝えます。	こども福祉課	
	1-1-1	105	母子支援教室	育児不安を抱える親子に、早期に母子愛着形成を促すための教室を開催します。	健康づくり課	
	1-1-1	106	家庭児童相談室事業	家庭における子育て全般の相談、子育て関連情報提供等の支援を行います。DV、離婚等自立に向けての支援、保護も女性相談センターと連携して行います。	こども福祉課	3-2-2
	1-1-1	107	母子関連機関との連携	育児不安を解消し、健全な子育てができるよう、切れ目のない支援を行うため関係機関との連携を行います。	健康づくり課	
	1-1-1	108	育児ママヘルプサービス事業	昼間に産褥婦や乳幼児を支援する方がいない家庭で、育児が困難な方、多胎児を出産した方等を対象として、助産師による育児に関する相談を行います。	健康づくり課	
	1-1-1	109	松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業	松本地域で安心して出産・子育てができるよう、分娩医療機関と健診協力医療機関で妊婦情報を共有するための共通診療ノートの作成・配布、住民への広報活動などの取組みをします。	医務課	8-1-1



施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向 主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-1	110	児童虐待相談事業	児童虐待通告の受付、児童の安全確認等初期調査を行い、児童相談所との連携をします。子どものいのちを守ることを第一に、家庭に寄り添う支援を行います。	こども福祉課	
	1-1-1	111	児童虐待防止連絡事業	児童虐待防止のため松本市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携して、要保護児童への効果的な対応を行います。	こども福祉課	
	1-1-2	112	いじめ防止対策の推進	学校におけるいじめ等の実態を把握し、対応について共有を図り、必要に応じて調査・審議します。	学校指導課	
	1-1-2	113	道徳教育の充実	全教育活動における人権を意識した道徳教育を実践します。	学校指導課	2-2-1
	1-1-2	114	学校人権教育推進	同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意欲と実践力をもった児童生徒を育てるために、学校での人権教育を推進します。	学校指導課	2-2-1
	1-1-2	115	児童生徒の人権教室	あらゆる人権問題解決への実践力を身につけるために様々な環境、年齢の児童生徒が集って学習する機会を設けます。	学校指導課	2-2-1
	1-1-2	116	きめ細かな指導の充実	自立支援教員・学力向上推進教員等の配置、中間教室の設置、日本語を母国語としない児童生徒の支援をします。	学校指導課	
	1-1-2	117	思春期における心の問題への対応や、喫煙・薬物等に関する相談・教育	各学校において、思春期に大切な教育や教育相談を実施し、心の問題にかかわる専門家を配置します。喫煙や薬物に関する教育についても各学校で実施します。	学校指導課	3-2-1
	1-1-2	118	思春期保健対策事業	思春期の男女を対象として、タバコの害、性感染症予防、生命の大切さを考える場を、各学校や団体等からの要望に応じて実施します。	健康づくり課	
1-1-2	119	小中学校等への教育啓発	思春期の子どもに対し、対処法や、大人へ相談することの重要性について周知するため、中学2年生とその保護者へのパンフレット等を配布します。また、全小学校で1年生から、命や性に関する授業を行います。	健康づくり課 学校指導課		

施策の方向	主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-1-2	120	児童生徒及び保護者や教員向け研修会	子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAPプログラム)を用いたSOSの出し方に関する教育をNPOと連携し、出前講座を実施します。	健康づくり課	2-2-1 8-1-1
	1-1-2	121	学校給食食材の放射線測定	平成23年10月から市内給食センターにおいて放射線測定器による食材の抽出検査を行っています。	学校給食課	
	1-1-2	122	アレルギー対応食提供事業	「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底とアレルギー物質の混入を防止し、安全・安心なアレルギー対応食を提供します。	学校給食課	
	1-1-2	123	アレルギー対応食提供事業	保育園・幼稚園については、アレルギー対応食実施基準に基づき、アレルギー対応食を提供します。	保育課	
	1-1-2	124	小中学校の安全管理に関する取組み	学校施設の劣化を抑制する改修・プールの改築・天井や壁の耐震対策・遊具点検・施設修繕・不審者対策等、児童生徒の安全の確保や教育環境向上のため実施します。	学校教育課	
	1-1-2	125	防犯指導推進事業	危機管理マニュアルや防犯マップ等に沿った訓練の実施、校内パトロール、さすまた等を使用した模擬訓練など児童生徒の安全確保のための体制を整備します。	学校指導課	
	1-1-2	126	乳幼児とのふれあい体験事業	小中学校の指導計画により、保育園、幼稚園との交流学习や保育園・幼稚園の協力による保育実習を行います。	学校指導課	
	1-1-3	127	長野県交通災害共済事業	交通事故共済事業(県内15市)の加入及び見舞金の支給に係る事務をおこないます。義務教育以下の子どもの掛け金(年額100円/人)を市が負担します。	地域づくり課	
	1-1-3	128	住環境の整備促進事業(地区計画)	良質な住環境を確保するため、地区住民等関係者の合意の基に地区計画を決定し、建築行為の規制・誘導を行い良好な住環境の維持・保全を図ります。	都市政策課	
	1-1-3	129	公営住宅建設事業	ユニバーサルデザインを取り入れた住宅を建設します。	住宅課	
	1-1-3	130	市有施設ユニバーサルデザイン化推進事業	市営住宅における手摺りの設置、市有施設におけるユニバーサルデザインを取り入れた設計を推進します。	住宅課	
	1-1-3	131	託児コーナー等設置推進事業	トイレ整備の際に、トイレ内にベビーベットやベビーホルダー等の託児コーナーを設置します。	住宅課	

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向	主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-1-3	132	生活ゾーン交通安全対策事業 （「ゾーン30」の推進）	通学児童・生徒の安全な通行確保と通過車両の速度抑制を目的とした時速30キロのゾーン規制を松本警察署と連携して実施します。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	133	歩行空間あんしん事業	路面標示（外側線・グリーンベルト）の新設・補修をします。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	134	交通安全施設等整備事業	歩道設置、路肩整備、防護柵・注意標識等の交通安全施設の整備をします。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	135	小学生自転車運転免許証交付事業	主に小学校4年生を対象に、交通ルールを遵守することへの意識付けのため、自転車運転免許証を交付します。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	136	子どもの事故防止対策事業	交通事故を未然に防ぐために、警察等と連携して保育園等で、子どもや保護者向けの交通安全教室及び啓発活動を実施します。また、交通安全意識を高めるため、交通安全ワッペン、ランドセルカバー等を配付します。	交通安全・都市交通課		
	1-1-3	137	子どもを守るパトロール	「子どもを守るパトロールカー巡視中」のステッカーを公用車両、学校及びPTA車両に貼付して犯罪の抑止効果を図り、地域で一体となり防犯体制の一層の強化を図ります。	学校教育課		
	1-1-3	138	パーキングパーミット制度の活用	妊娠届出の際、「許可証」を交付することにより、妊産婦が障害者用駐車施設を利用しやすくなるようにします。	健康づくり課		
	1-1-3	139	さわやか空気思いやり事業	妊娠届出時に、受動喫煙を防止するため、マタニティータグを配布します。	健康づくり課		
	1-1-3	301	「こころの鈴」の運営（相談体制）	子どもの権利擁護委員及び、調査相談員を置き、子どもの権利侵害に対して、救済、回復を支援します。	こども育成課	3-1-2 3-1-1 3-1-3 3-2-3 7-1-2	
1-1-4	140	セイジ・オザワ松本フェスティバル 子どものための音楽会	子どもたちに本物の音楽に触れてもらうため、フェスティバル設立の年から「子どものための音楽会」を開催し、地元の子どもたちを無料で招待します。	国際音楽祭推進課			
1-1-4	141	文化芸術活動の推進	子どもが気軽に文化芸術に触れ合い、参加できる事業を開催します。（信州・まつもと大歌舞伎とまつもと街なか大道芸を開催）	文化振興課			

施策の方向 主な取組み 推進策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-1-4	142	乳幼児情操教育事業	乳幼児期から豊かな情操を育むため、公立保育園幼稚園でクラシック音楽等を聴いたり、専門家による生の演奏を聴きます。	保育課	
	1-1-4	143	ブックスタート事業 セカンドブック事業 サードブック事業	10か月健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業、新たに絵本に興味を持た始める時期のセカンドブック事業、1人読みを始める時期のサードブック事業を行い、読書の習慣化に向けた取り組みを行います。	中央図書館	2-1-2
	1-1-4	144	おはなし会	各図書館で定期的に、子どもの年齢に応じて、絵本の読み聞かせやおはなし、紙芝居などによる「おはなし会」を行い、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介します。	中央図書館	2-1-2
	1-1-4	145	「花を育てる心」育成事業	小中学校において環境及び情操教育の一環として「花を育てる心」育成事業を実施します。	学校指導課	
	1-1-4	146	こども教育普及事業(所蔵品カードの活用)	こどもが美術に親しむ機会を創出するため、美術館所蔵品をカードにした鑑賞教育教材を作成し、学校への出張講座や見学対応時に活用します。	美術館	
	1-1-4	147	こども教育普及事業(アート・ツアー・ガイドの活用)	美術館の素敵な作品を知る手助けとなる「アート・ツアー・ガイド(書きこみ式ノート)」を作成し、児童生徒が芸術に触れる機会を設けます。	美術館	
	1-1-4	148	子どもの短歌作品募集事業	窪田空穂記念館で、市内小中学校の児童・生徒から短歌を募集するものです。応募児童全員にその年の短歌集を配付します。	博物館	
	1-2-1	149	乳幼児健診・乳児一般健康診査	乳幼児の疾病、障害等の早期発見、成長の確認、及び健康増進とその保護者への育児支援をします。	健康づくり課	
	1-2-1	150	育児学級	離乳食初期教室、離乳食中期教室、1歳児教室、多胎児の交流会を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	151	妊婦一般健康診査	妊娠中の異常を早期に発見し、母体や胎児の健康確保をするため、健診費用の補助をします。	健康づくり課	
	1-2-1	152	母子健康手帳交付	育児不安を解消し、健全な子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を記録するものとして妊娠届出の際に母子健康手帳の交付と妊婦相談を行います。	健康づくり課	

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向1 子どもの心と健康を守り、大切に する環境づくり	1-2-1	153	地域保健活動	地域での保健活動を推進するため、35地区に地区担当保健師を配置し、育児支援を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	154	母乳・育児相談事業	育児困難や育児不安解消のため、母乳相談や育児相談を行います。また、助産院や医療機関等に委託し、市が費用の助成を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	155	育児・健康相談	心身の健康に関する悩みに対応するため、保健センターや支所・出張所等において面接及び電話による相談を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	156	二次乳幼児健診による専門的な相談	乳幼児健診及び健康相談等で経過観察が必要と思われる乳幼児等に対し、フォロー方針を定め、育児支援を行うため、専門職による相談等を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	157	新生児訪問	新生児の心身の健全な発育とその保護者の育児支援のため訪問による健康相談を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	158	歯科管理登録事業	幼児のむし歯罹患率を減少させるため、定期健診、口腔衛生指導、予防処置等を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	159	予防接種	予防接種法に基づき、感染症の発生、蔓延を防ぐために予防接種を実施します。	健康づくり課	
	1-2-1	160	私立幼稚園歯科集団指導	口腔内の状態を知り、生活習慣の見直しの動機づけを図るために、私立幼稚園で指導を行います。	健康づくり課	
	1-2-1	161	母子栄養指導	豊かな食習慣を育て、健やかな心と体の自立を目指すため、乳幼児健診、育児学級等での栄養相談、保育園での肥満、やせに対する継続的な指導及び効果判定を行います。	健康づくり課 保育課	
	1-2-1	162	歯科健診・歯科指導	両親学級・乳幼児健診・育児学級や保育園・幼稚園で歯科に関する指導を行い、継続的に歯科健診・指導を行います。	健康づくり課 保育課	
1-2-1	163	小児科医出前講座事業	小児科医師が講師となり、市内の保育園等を会場に保護者等を対象として、子どもが急病になったときの対応法等について講座を開催します。	医務課		

施策の方向 主な取り組み 推進施策 の方向	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-2-1	164	小児救急医療対策事業	初期救急医療体制の整備、子育て支援の充実及び二次救急病院の負担軽減の為、小児科・内科夜間急病センターを開設、運営をします。	医務課	
	1-2-1	165	子育て支援講座	夜間急病センターのスタッフ等が講師となり、保護者等を対象として子どもが急病になったときの対応方法について講座を開催します。	医務課	
	1-2-1	166	福祉医療費給付事業	保険給付対象医療費の自己負担分について助成します。	こども福祉課	
	1-2-1	167	障害児医療費助成事業	一定の障害のある児童に、保険給付対象医療費の自己負担分について助成します。	こども福祉課	
	1-2-1	168	児童発達支援事業	就学前の心身障害児が保護者とともに通園し、基本動作の指導や集団生活への適応訓練指導等を行います。	こども福祉課	
	1-2-1	169	放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児に対して、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を実施します。	こども福祉課	
	1-2-1	170	児童生徒保健管理事業	児童生徒の生活習慣病の予防対策を含む、健康管理上必要な検査や、検査機器、消耗品類の整備を進めます。	学校教育課	
	1-2-1	171	こどもの生活習慣改善事業・保健指導プログラム事業	小学校で、子どもの体力向上や食習慣の改善等保健指導プログラムを実施し、将来の生活習慣病を改善します。	健康づくり課	
	1-2-1	172	受動喫煙防止対策事業	子どもの受動喫煙を防ぐため、健診時に家族の喫煙状況を確認し、喫煙している家族に対し、禁煙啓発・指導を積極的に行います。	健康づくり課	
	1-2-1	173	親子体操教室	親と子が遊びながら運動の楽しさを味わい、運動が好きになることで子どもの心と体に健全な発達を促すため、3歳児又は4歳児の未就園児を対象に親子体操教室を実施します。	スポーツ推進課	
	1-2-1	174	保育園幼稚園芝生化整備事業	園庭芝生化を実施します。	保育課	

施策の方向	主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	1-2-1	175	食育推進事業	食生活改善推進協議会と協働で、小学生の親子を対象に、調理実習、食生活についての栄養講話等を行い、食に関する関心を高め、食育実践活動を推進します。 (中高生の卒業時にレシピ集を配布)	健康づくり課	
	1-2-1	176	保育園における食に関する学習事業	食育の推進として、実習を含めた栄養士等による食に関する学習会を実施します。	保育課	
	1-2-1	177	家族団らん手づくり料理を楽しむ日	毎月19日を「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」として、日常生活で家族が個々に取りがちな食事を“みんなで作って楽しむ”ことで家族の団らんを進めてもらうよう取り組みます。	農政課	
	1-2-1	178	地産地消食育推進事業	未来を担う子ども達を対象に地元産の農産物又はそれを原料とする加工品の生産過程の体験と地元産食材を学校給食等に提供し、地域の農業、伝統文化、バランスのとれた食事の重要性について、理解を深めます。	農政課	
	1-2-1	179	地産地消推進事業	学校給食における、地元食材を使用した献立による「松本の日」の実施や、子どもたちが農作物の収穫体験等を行った食材を学校給食に取り入れます。	学校給食課	
	1-2-1	180	学校での食育事業の推進	毎日の給食を通して、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成等、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	学校給食課	
	1-2-1	181	薬物乱用防止対策事業	青少年を薬物乱用の危険から守るため、小中学校での啓発講座の開催及び市民総ぐるみで薬物乱用防止を啓発するための街頭啓発活動を実施します。	こども育成課	
	1-2-1	182	メディアリテラシー教育推進事業	携帯電話・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりなどについて、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	7-2-1 8-1-1
	1-2-1	183	障害児保育事業	集団保育が可能で、日々通園することのできる心身に障害を持つ児童に対して、健常児と集団で保育を実施します。	保育課	
	1-2-2	184	ネイチャリングフェスタ	「自然とのふれあい」をテーマに、体験プログラムを実施します。	こども育成課	
	1-2-2	185	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。	公園緑地課	4-3-1 5-2-2

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に する環境づくり	施策の方向 推進の方向	主な取組み 推進の方向	事業 番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	1-2-2	186	美ヶ原少年自然の家運営事業	自然との関わりや集団生活を通じて、児童生徒の健全な心身発達を図ります。	学校教育課		
	1-2-2	187	スポーツ少年団等支援事業	スポーツ少年団の育成指導及び援助とともに、スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成により、子どもの健やかな心身の育成を図ります。	スポーツ推進課		
	1-2-2	188	夏休み・水の研究お助け隊	小学生親子を対象に、水の循環をテーマに私達が毎日使う水の作り方や、使った水をきれいにする仕組みについて学ぶ講座を夏休み期間中に開催します。	上水道課 下水道課		
	1-2-2	189	環境教育の充実	環境教育を推進し、子どもから大人までのあらゆる世代における人々の環境保全意識の醸成を目指します。	環境政策課		
	1-2-2	190	園児を対象とした参加型環境教育事業	保育園(幼稚園)の年長児を対象に「ごみの分別」、「食べ残し」等の身近なテーマを取り上げた参加型の環境教育を実施します。	環境政策課		
	1-2-2	191	食品ロスをテーマとした小学校環境教育	食べ物を「もったいない」と思う気持ちが育まれるように、市内の小学3年生を対象に、食品ロスをテーマとした環境教育を実施します。	環境政策課		
	1-2-2	192	太陽光発電設備設置事業	各小中学校において、太陽光発電を継続し、地球温暖化対策及び環境教育を推進します。	学校教育課		



施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援	施策の方向 主な取り組み 推進の方向	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	2-1-1	201	市政広報番組制作事業	市政広報(番組も含む)による子どもの権利や子どもにやさしいまちづくり事業を紹介します。	こども育成課	
	2-1-1	202	子どもの権利ウィーク	子どもの権利の日(11月20日)の前後を子どもの権利ウィークとし、啓発活動を拡充します。	こども育成課	
	2-1-1	701	子どもの権利フォーラム 青少年健全育成市民大会	子どもの権利フォーラムで、子どもたちの主体的な活動を支援します。 また、青少年健全育成市民大会で、子どもたちの活動を周知します。	こども育成課	7-1-1
	2-1-2	143	ブックスタート事業 セカンドブック事業 サードブック事業	10か月健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業、新たに絵本に興味を持た始める時期のセカンドブック事業、1人読みを始める時期のサードブック事業を行い、読書の習慣化に向けた取り組みを行います。	中央図書館	1-1-4
	2-1-2	144	おはなし会	各図書館で定期的に、子どもの年齢に応じて、絵本の読み聞かせやおはなし、紙芝居などによる「おはなし会」を行い、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介します。	中央図書館	1-1-4
	2-1-2	203	子どもの権利紙芝居	子どもの権利を子どもたちにわかりやすく伝えるため、子どもの権利紙芝居を活用します。	こども育成課	
	2-1-2	204	子どもの権利推進に資する絵本の活用	子どもの権利を子どもたちにわかりやすく伝えるため、子どもの権利に関する絵本を活用します。	こども育成課	
	2-1-3	205	子どもの権利学習パンフレットの活用	小・中学生を対象とした子どもの権利学習パンフレットの見直しと高校生へのパンフレット等を作成し、周知啓発に活用します。	こども育成課	
	2-1-3	206	人権啓発ポスター展の開催	「人権」をテーマとしたポスターを小中学生から募集し、その作品のポスター展を開催します。	人権・男女共生課	
2-2-1	113	道徳教育の充実	全教育活動における人権を意識した道徳教育を実践します。	学校指導課	1-1-2	
2-2-1	114	学校人権教育推進	同和問題やいじめをはじめとする様々な人権問題を解決しようとする意欲と実践力をもった児童生徒を育てるために、学校での人権教育を推進します。	学校指導課	1-1-2	

施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	2-2-1	115	児童生徒の人権教室	あらゆる人権問題解決への実践力を身につけるために様々な環境、年齢の児童生徒が集って学習する機会を設けます。	学校指導課	1-1-2
	2-2-1	120	児童生徒及び保護者や教員向け研修会	子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAPプログラム)を用いたSOSの出し方に関する教育をNPOと連携し、出前講座を実施します。	健康づくり課	1-1-2 8-1-1
	2-2-1	207	子どもの権利の授業	小・中学校で、子どもの権利学習パンフレットを使用して、子どもの権利の授業を実施します。	学校指導課	
	2-2-1	208	子どもの権利に関する教材の改訂	学習パンフレットをより良いものにするため見直しを行います。	こども育成課 学校指導課	
	2-2-1	209	男女共同参画意識啓発事業	5年に1回実施している「男女共同参画・人権に関する意識調査」の中で、中高生を対象に、暴力や虐待・DVについての調査を行うとともに、高校生を対象とした「デートDV防止出前講座」を実施し、男女共同参画の視点からの人権尊重・人権教育を行います。	人権・男女共生課	
	2-2-2	210	子どもの権利学習会	子どもや保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とした、子どもの権利の出前講座や講演会等を開催し、子どもの権利の広報を行うとともに、学習を支援します。	こども育成課	2-2-3 3-1-4
	2-2-2	211	保護者や教職員を対象とした子どもの権利学習支援	保護者や教職員等を対象に子どもの権利の広報や研修会を開催します。	こども育成課	
	2-2-2	212	保護者に対する子どもの権利の広報	子育てガイドブックや子育て支援サイトはぐまつ等により、子どもの権利を広報します。	こども育成課	
	2-2-3	210	子どもの権利学習会	子どもや保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とした、子どもの権利の出前講座や講演会等を開催し、子どもの権利の広報を行うとともに、学習を支援します。	こども育成課	2-2-2 3-1-4

	施策の方向 推進施策 主な取り組み	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施設の方向3 子どもの相談・救済の充実	3-1-1	301	「こころの鈴」の運営(相談救済体制整備)	安心して相談でき、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上	こども育成課	1-1-3 3-1-2 3-1-3 3-2-3 7-1-2
	3-1-2	301	「こころの鈴」の運営(環境整備)	相談しやすい環境(場所・相談方法等)づくりの検討	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-3 3-2-3 7-1-2
	3-1-3	301	「こころの鈴」の運営(周知・啓発)	小中学生・とりわけ高校生を対象にした「子どもの権利」に関するパンフレット等による周知・啓発 わかりやすい方法(カード、シール等)での周知や定期的に「こころの鈴」通信を発行します。	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-2-3 7-1-2
	3-1-4	210	子どもの権利学習会	子どもや保護者、地域の大人、教員等子どもに関わる施設の職員を対象とし、子どもの権利や相談救済の出前講座や講演会等により、子どもの権利やこころの鈴の周知を図るとともに、職員等との交流や相談に応じます。	こども育成課	2-2-2 2-2-3
	3-1-4	302	子どもの権利擁護委員による講演会	子どもの権利擁護委員が学校等で子どもの権利について講演会や授業等を行います。	こども育成課	
	3-2-1	117	思春期における心の問題への対応や、喫煙・薬物等に関する相談・教育	各学校において、思春期に大切な教育や教育相談を実施し、心の問題にかかわる専門家を配置します。 喫煙や薬物に関する教育についても各学校で実施します。	学校指導課	1-1-2
	3-2-1	303	相談体制の強化	子どもの相談に丁寧に対応するとともに、相談しやすい環境整備を進めます。 また、必要な場合は県費スクールカウンセラーの活用も視野に支援します。	学校指導課	
	3-2-1	304	教育相談員等の活用事業	子どもの発達・就学・教育に関する相談や指導助言等を行います。	こども福祉課	
	3-2-1	305	保育園での相談事業	保育園に通っている子どもの保護者または地域の子育て中の保護者の相談を実施します。	保育課	
	3-2-2	106	家庭児童相談室事業	家庭における児童の全般的相談を行います。	こども福祉課	1-1-1

施設の方角3 子どもの相談・救済の充実	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	3-2-2	306	まちかど保健室	心や体に不安を抱える中・高校生の相談に応じます。	こども育成課	
	3-2-2	307	青少年相談	青少年の相談に応じます。	こども育成課	
	3-2-2	308	女性センター相談事業	面接及び電話による人間関係等の相談や、キッズコーナーにおける子育て中の母親からの相談、子どもの相談窓口を利用しづらい青少年の相談等に対応します。	人権・男女共生課	
	3-2-3	301	「こころの鈴」の運営(関係機関との連携)	こころの鈴の活動報告を通じて、相談機関との連携を図ります。	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-1-3 7-1-2

施策の方向 推進施策 主な取組み	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進	4-1-1	401	まつもと子ども未来委員会	子どもの意見表明や参加の機会として「まつもと子ども未来委員会」を開催します。	こども育成課	7-1-1
	4-1-1	402	子どもへの情報提供	子どもへの情報提供について、子どもたちから意見を募り、子どもの視点による情報提供に努めます。	こども育成課	
	4-1-1	403	広島平和記念式典参加事業	若い世代に対して、広島平和記念式典への参加や被爆体験者の講話などを通して、原爆の恐ろしさ、平和の尊さを自らの五感で実感し、平和や人権に関する意識の高揚を図ります。	平和推進課	
	4-1-1	404	松本市小中学生平和ポスター展開催事業	「平和」をテーマにしたポスターを小中学生から募集・展示することにより、平和や命の尊さ、戦争の悲惨さを改めて多くの方々に考える機会を提供し、平和意識の高揚を図ります。	平和推進課	
	4-1-1	405	子ども交流事業	子どもの権利条例のあるまちとの子ども交流事業を実施します。	こども育成課	
	4-1-1	406	ユニバーサルデザイン普及啓発事業	誰もが安全で、安心して暮らすことのできるまちづくりの推進に向け、ユニバーサルデザインの考え方を広げ、良好な生活環境の確保を目的に実施します。	政策課	
	4-1-1	407	男女共同参画・人権アンケート	次期男女共同参画計画策定の基礎資料とすることを目的に5年に1度実施している「男女共同参画意識調査」と同時期に実施し、人権教育や男女共同参画啓発に活用します。	人権・男女共生課	
	4-1-1	408	明るい選挙推進啓発ポスター事業	明るい選挙実現の一助とするため、市内の小・中・高校生を対象に、明るくきれいな選挙の推進に役立つ啓発ポスターを募集し、参政権の意識啓発を図ります。	選挙管理委員会事務局	
	4-2-1	409	意見表明しやすい環境をつくるための取組み	これまで同様、学校の児童会・生徒会、学級会、部活動で、子どもが自分の意見を持ち、その意見を言いやすくする環境づくりに努めます。	学校指導課	
	4-2-1	410	子どもの意見が反映されやすいしくみづくりへの取組み	これまで同様、三者懇談会や学校評価を通して、子どもの意見を聴き、反映するようなしくみづくりに努めます。	学校指導課	

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
策の方向4 子どもの意見表明・参加の促進	4-2-1	411	特別支援教育の充実	特別支援教育支援員の配置、「ふれあい教育展」充実のための運営支援をします。	学校指導課	
	4-2-1	603	松本版コミュニティスクール事業	学校と地域が連携・協働しながら、子どもたちを地域全体で見守り育てる地域づくりを目指して、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会とします。	生涯学習課・中央公民館 学校指導課 地域づくり課	6-1-2
	4-3-1	185	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。	公園緑地課	1-2-2 5-2-2
	4-3-1	412	子ども運営委員会	児童館、児童センターで、子ども自身が事業内容や運営について話し合う「子ども企画事業」をしたり、施設運営について考える「子ども運営委員会」を実施します。	こども育成課	
	4-3-1	413	子どもに関わる施設における子どもの意見取り入れ	児童センター等の施設の建設の際には子どもからの意見を聞き、その意見を尊重します。	こども育成課	
	4-3-1	414	子ども会活動支援	市内35地区の子ども会育成会への助成及び松本市子ども会育成連合会が取り組むリーダー講習会やジュニア・リーダー育成事業を共催し、子ども会活動の中心となる人材育成を支援します。	こども育成課	7-1-1
	4-3-1	415	立志式(里山辺地区、入山辺地区、田川地区)	里山辺、入山辺、田川に住む中学2年生を対象に立志式を行います。「地域に住む自分」を意識させ、将来の夢を持って志を新たに、将来の決意や目標などを明らかにします。	生涯学習課・中央公民館	
	4-3-1	416	地区文化祭、運動会等イベント	各地区の文化祭・運動会等のイベントで、展示・発表・競技参加等の場をつくりまします。	生涯学習課・中央公民館	
	4-3-1	417	出前講座(危機管理)	職員が児童館・児童センター・公民館等へ出向き、地震や水害についてわかりやすい話やゲームを行い、身近で起こり得る危険やその対処方法を学びます。	危機管理課	

施策の方向	主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向5 子どもの居場所づくりの推進	5-1-1	501	子ども居場所づくり推進事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行う居場所づくりを推進します。	こども福祉課	7-1-2
	5-1-1	502	放課後子ども教室推進事業	学校の余裕教室や地域施設を活用し、小学生の安心・安全な居場所を設けて地域住民との交流活動等を実施します。	こども育成課	
	5-1-1	503	放課後児童健全育成事業	児童館・児童センター・放課後児童クラブ等において、就労等で放課後留守家庭になる小学生の保育を実施します。	こども育成課	
	5-1-1	504	児童館等運営事業	27館の児童館・児童センターを運営します。	こども育成課	
	5-1-1	505	地区福祉ひろば世代間交流	高齢者と子ども(幼少時～中高生)との世代間交流を実施します。	福祉計画課	
	5-1-1	506	地区福祉ひろば子育て支援事業	身近な地域で親同士・子ども同士が触れ合い、ともに育つ場の1つとして、福祉ひろばを位置付け、未就園児とその父母を対象とした事業を実施します。	福祉計画課	8-1-1
	5-1-1	507	青少年の居場所	青少年が休日、放課後に活動できる体育施設、市施設での居場所を提供します。	こども育成課	
	5-1-1	508	町内公民館活動	各町内公民館で子どもを対象にした事業を計画し実施しています。必要に応じて、地区公民館でも活動への支援を行います。	生涯学習課	
	5-1-2	509	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	不登校等で、引きこもりがちな小・中学生などの居場所として、子どもや保護者の相談に応じ、学習支援を行います。	こども育成課	7-1-2
	5-1-2	510	不登校児童生徒対策事業	不登校や集団不適應の児童生徒・保護者・学校に対する集団適応指導や教育相談等の不登校支援活動を実施します。	学校指導課	7-1-2
	5-1-3	511	ヤングにほんご教室	日本語を母語としない外国由来の青少年に対し、日本語学習及び教科支援、居場所作りを行います。	生涯学習課・中央公民館	7-1-2

施策の方向5 子どもの居場所づくりの推進	施策の方向	主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	5-2-1		512	放課後子どもプラン運営委員会	松本市放課後子ども総合プランに基づき、放課後の子どもたちの居場所確保及び、次世代を担う子どもたちの健全育成の支援を目的に、効果的な事業運営を協議する委員会を開催します。	こども育成課	
	5-2-1		513	施設の職員向けの子どもの接し方等のスキルアップ向上	児童館センター職員等に対する子どもとの接し方の研修会を開催します。	こども育成課	
	5-2-2		185	公園整備事業	年次計画により、アルプス公園等の総合公園から、ごく身近な開発行為緑地まで、緑豊かで安全で快適に利用できる公園を整備します。	公園緑地課	1-2-2 4-3-1
	5-2-2		514	児童遊園等整備	必要に応じて児童遊園の改修工事を実施します。	こども育成課	
	5-2-2		515	児童館等整備事業	18歳未満の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、健全な遊びを通じて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に施設整備します。	こども育成課	
	5-2-2		516	放課後児童クラブ施設整備	放課後児童健全育成事業の専用施設を設置します。	こども育成課	
	5-2-2		517	運動施設整備事業	子どもが安全に安心して体を動かしたり、遊んだりできるように運動施設を整備します。	スポーツ推進課	



施策の方向	主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向6 子どもが地域等で健やかに成長するための支援	6-1-1	601	松本市地域づくり推進事業	住民が主体となって行う子どもの権利の保護や子どもにやさしいまちづくりに関する取組みに対し、地域づくりセンターが、部局横断の連携により支援します。	地域づくり課	
	6-1-2	602	トライやるエコスクール事業	地域や海外との交流、自然体験、栽培活動、ボランティア活動、伝統文化を学ぶ活動等、各学校で取り組む特色ある学校づくりへの支援をします。	学校教育課	
	6-1-2	603	松本版コミュニティスクール事業	学校と地域が連携・協働しながら、子どもたちを地域全体で見守り育てる地域づくりを目指して、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会とします。	生涯学習課・中央公民館 学校指導課 地域づくり課	4-2-1
	6-1-2	604	公民館における子育て支援事業	子育て期の親同士がお互いの悩みを持ち寄り、仲間づくり、交流、ふれあいを通じた学習会・講座などを、全35地区公民館において実施します。	生涯学習課・中央公民館	
	6-1-2	605	あがたの森未来サミット	小・中・高校8校とあがた児童センターの子どもが地域のために何ができるか話し合っ、て、地区であいさつ運動を実施します。	生涯学習課・中央公民館	7-1-1
	6-2-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立化を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	1-1-1 8-1-1
	6-2-1	606	まつもと子どもスマイル運動	スマイルバンドやポスター等とおして「まつもと子どもスマイル運動」の趣旨をふまえて推進します。	こども育成課	
	6-2-1	607	地域子育て支援活動助成事業	地域で自主的に行われる子育て講座などに年額3万円を限度に補助を行います。	こども育成課	8-1-1
	6-2-1	608	防犯活動事業	市民が登録した携帯電話やインターネットに、希望する情報(不審者情報等)を配信し、地域の安心・安全に努めます。	危機管理課	
	6-2-1	609	災害時要援護者支援プラン推進事業	災害時に配慮が必要となる障害児者や高齢者などを支援するため、日ごろから地域で見守る体制や情報共有、福祉事業者との連携体制を構築します。	福祉計画課	
	6-2-1	610	防犯発動事業(青色防犯パトロール)	青色回転灯を装着した自動車を使用した通学路の自主防犯パトロールを各課に要請し、防犯、事故、災害の未然防止に努めます。	消防防災課	
	6-2-1	611	民生・児童委員活動事業	民生・児童委員が地域における児童虐待、不登校、青少年の非行問題等への対応及び子育て支援事業を行います。	福祉計画課	
	6-2-1	612	青少年育成センター事業	補導員による街頭補導、有害環境実態調査を実施します。	こども育成課	

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり	7-1-1	401	まつもと子ども未来委員会	子どもたちが、主体的に様々なことに挑戦できる機会として「まつもと子ども未来委員会」を開催します。	こども育成課	4-1-1
	7-1-1	414	子ども会活動支援	市内35地区の子ども会育成会への助成及び松本市子ども会育成連合会が取り組むリーダー講習会やジュニア・リーダー育成事業を共催し、子ども会活動の中心となる人材育成を支援します。	こども育成課	4-3-1
	7-1-1	605	あがたの森未来サミット	小・中・高校8校とあがた児童センターの子どもが地域のために何ができるか話し合っ、地区であいさつ運動を実施します。	生涯学習課・中央公民館	6-1-2
	7-1-1	701	子どもの権利フォーラム 青少年健全育成市民大会	子どもの権利フォーラムで、子どもたちの主体的な活動を支援します。 また、青少年健全育成市民大会で、子どもたちの活動を周知します。	こども育成課	2-1-1
	7-1-1	702	松本子どもまつり	自然豊かなアルプス公園で、子どもたちが伸び伸びと手作り遊びを楽しむイベントを実施し、子ども同士の交流の輪を広げます。	こども育成課	
	7-1-1	703	海外留学生奨学金給付事業	海外の学校に6ヶ月以上留学する高校生に奨学金を給付します。	学校教育課	
	7-1-2	301	「こころの鈴」の運営(相談救済体制整備)	安心して相談でき、効果的な救済に向けた体制の推進及び職員の資質向上	こども育成課	1-1-3 3-1-1 3-1-2 3-1-3 3-2-3
	7-1-2	501	子ども居場所づくり推進事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行う居場所づくりを推進します。	こども福祉課	5-1-1
	7-1-2	509	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	不登校等で、引きこもりがちな小・中学生などの居場所として、子どもや保護者の相談に応じ、安心して過ごせる居場所の運営	こども育成課	5-1-2
	7-1-2	510	不登校児童生徒対策事業	不登校や集団不適應の児童生徒・保護者・学校に対する集団適応指導や教育相談等の不登校支援活動を実施します。	学校指導課	5-1-2
	7-1-2	511	ヤングにほんご教室	日本語を母語としない外国由来の青少年に対し、日本語学習及び教科支援、居場所作りを行います。	生涯学習課・中央公民館	5-1-3

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり	7-1-2	704	社会的支援が必要な子どもへの支援団体との連携	社会的支援が必要な子どもへの支援団体と交流を図ります。	こども福祉課	
	7-1-3	705	若者職業なんでも相談事業	若い未就業者やフリーターを対象に、産業カウンセラー等の専門の相談員が、就職や資格取得などについて相談・助言を行います。	労政課	
	7-2-1	182	メディアリテラシー教育推進事業	携帯電話・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりなどについて、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	1-2-1 8-1-1
	7-2-1	706	あるぶキッズ支援事業	発達に心配のある児童とその保護者に対し、継続して総合的に支援します。(就園前の発達に心配のある子どもとその保護者の教室、保育園・幼稚園・学校などへの巡回支援)	こども福祉課	8-1-1 8-2-1
	7-2-1	707	外国にルーツを持つ児童生徒への進学ガイダンスの実施	外国人児童生徒に理解が進んでいない高校への進学について説明し、個別相談に応じる事業で、長野県国際化協会他実行委員会が実施します。	学校指導課	
	7-2-1	708	外国籍児童生徒等への支援	日本語支援員やバイリンガル支援員等を学校へ派遣し、外国籍児童生徒等を支援します。	学校指導課	
	7-2-1	709	学校行事運営事業	卒業音楽会、教育文化センター学習等、小中学校における学校行事を実施します。	学校指導課	
	7-2-1	710	英語指導助手配置事業	コミュニケーション能力の素地を養い、またその向上や国際感覚を身に付けた人間性豊かな児童生徒を育てることを目的として、外国人の英語教師を配置します。	学校指導課	
	7-2-1	711	学校用備品整備事業	小中学校における児童生徒の学習環境を整備するため、教材備品、校用備品の充実を図ります。	学校教育課	
	7-2-1	712	情報教育推進事業	全小中学校でICT機器の整備を計画的に行います。	学校教育課	
	7-2-1	713	読書活動支援事業	学校、幼稚園、保育園等に図書補完のために、図書資料の貸し出しを行います。また、子どもの社会見学の一環として、普段は体験できない図書館の仕事、図書館の裏側を案内する体験ツアーを実施します。	中央図書館	

施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	7-2-1	714	図書館のレファレンス事業	図書館を利用した調べ学習の支援を行います。	中央図書館	
	7-2-1	715	図書館における講座・講演会	親子向けや子どもの年齢に応じた各種講座や講演会を開催します。	中央図書館	
	7-2-1	716	保育施設的环境整備、安全対策の推進	老朽化の進んだ木造保育園を改築、また建設後一定の年数を経過した園舎について大規模改造工事を実施します。	保育課	
	7-2-1	717	公衆便所整備事業	街角に建つ公衆トイレを「安心・快適・親しみ」の視点から、子どもにも配慮した「おもてなし公衆トイレ」として整備します。	環境保全課	
	7-2-1	718	子ども体験講座	博物館で、子どもを対象とした各種の講座を開催します。	博物館	
	7-2-1	719	小中学生親子用博物館パスポート配付事業	市内小中学校に、児童・生徒1名と付き添いの保護者1名を無料または割引で、松本市立博物館・国宝松本城など18施設を観覧できるパスポートを配布します。	博物館	
	7-2-1	720	園児体験支援事業	就学前児童に対する古時計の説明会を開催します。	博物館	
	7-2-2	721	子どもに関する情報整備と提供	松本市の子どもに関する施策と課題を明確にするため、子どもに関する情報を整備し、(仮称)子ども白書を作成します。	こども育成課	

施策の方向	主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	8-1-1	103	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を民生児童委員等が訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ、孤立化を防ぎ乳児の健全育成を支援します。	こども福祉課	1-1-1 6-2-1
	8-1-1	109	松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業	松本地域で安心して出産・子育てができるよう、分娩医療機関と健診協力医療機関で妊婦情報を共有するための共通診療ノートの作成・配布、住民への広報活動などの取り組みを行います。	医務課	1-1-1
	8-1-1	120	児童生徒及び保護者や教員向け研修会	子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム(CAPプログラム)を用いたSOSの出し方に関する教育をNPOと連携し、出前講座を実施します。	健康づくり課	1-1-2 2-2-1
	8-1-1	182	メディアリテラシー教育推進事業	携帯電話・インターネットの正しい使い方や家庭でのルールづくりなどについて、子どもと保護者を対象とした講座を実施します。	こども育成課	1-2-1 7-2-1
	8-1-1	506	地区福祉ひろば子育て支援事業	身近な地域で親同士・子ども同士が触れ合い、ともに育つ場の1つとして、福祉ひろばを位置付け、未就園児とその父母を対象とした事業を実施します。	福祉計画課	5-1-1
	8-1-1	607	地域子育て支援活動助成事業	地域で自主的に行われる子育て講座などの事業に年額3万円を限度に補助を行います。	こども育成課	6-2-1
	8-1-1	706	あるぶキッズ支援事業	発達に心配のある児童とその保護者に対し、継続して総合的に支援します。(就園前の発達に心配のある子どもとその保護者の教室、保育園・幼稚園・学校などへの巡回支援)	こども福祉課	7-2-1 8-2-1
	8-1-1	801	地域子育て包括支援センター(子ども子育て安心ルーム)	子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、健康づくり課、保健センター、こどもプラザ、保育課の専門職員が連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援を行います。	こども育成課	
	8-1-1	802	地域子育て支援センター	4カ所の支援センター(こどもプラザ)で育児相談や講座、子育ての情報提供を実施します。	こども育成課	
	8-1-1	803	外国にルーツを持つ未就学児の保護者への進学ガイダンスの実施	外国人等で日本語を母語としない住民の中で、次年度に就学を控えた保護者向けに学校制度や日本語支援について理解を得る機会(ガイダンス)を設けます。	学校指導課	

施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	8-1-1	804	ひとり親相談事業	ひとり親家庭の身上相談に応じ、その自立に必要な助言、指導を行います。	こども福祉課	
	8-1-1	805	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や出産、育児疲れ等で子どもの養育が一時的に困難になった時、児童養護施設と乳児院に委託して一時的に宿泊を伴った養育・保護を実施します。	こども福祉課	
	8-1-1	806	タイムケア事業	心身障害児で一時的に家庭介護の困難時に介護サービスを提供し生活を支援します。	こども福祉課	
	8-1-1	807	母子ホーム運営事業	母子が安心して生活できる環境を保障し、子どもの健全育成を生活全般にわたって支援して自立を図ります。	こども福祉課	
	8-1-1	808	幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児の保護者と幼稚園通園児の保護者との交流会を実施します。	保育課	
	8-1-1	809	一時預かり事業	一時的に保育を要する5か月～就学前の保育園・幼稚園に在籍しない幼児を保育園で一時的に保育します。	保育課	
	8-1-1	810	通常保育事業	保護者が仕事等により保育を必要とする児童を保育園・認定こども園で保育します。(公立43園、私立7園、認定こども園2園)	保育課	
	8-1-1	811	延長保育事業	保育園・認定こども園において認定時間内の保育時間を超えた保育ニーズに対応するため、延長保育を実施します。	保育課	
	8-1-1	812	保育園開放事業	未就園児の保護者対象に保育時間内に園を開放し、園児と交流します。	保育課	
	8-1-1	813	市立幼稚園開放事業	園の行事等に地域の方を招待します。	保育課	
8-1-1	814	企業内人権・多様性ある職場環境づくりの周知啓発事業	松本市企業人権啓発推進連絡協議会を通じて、雇用・労働に関する法律・制度の周知を図る事業を実施します。	人権・男女共生課		

施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	施策の方向	主な取り組み	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
	8-1-1		815	松本キッズ・リユースひろば事業	子育て世代への支援とごみの減量化を図るため、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、希望者に無料配付します。	環境政策課	
	8-1-1		816	妊婦歯科検診	妊娠中の歯科検診により異常の早期発見を行い、安心して出産に臨めるように支援します。	健康づくり課	
	8-1-1		817	子育てガイドブック作成	市の子育て支援施策に特化した冊子を作成して乳児世帯に配布します。	こども育成課	
	8-1-1		818	休日保育	保護者が就労等で休日に保育できない未就学児を保育します。	こども育成課	
	8-1-1		819	病児・病後児保育	保護者が就労等で保育できない、病児や病気回復期にある児童を保育します。	こども育成課	
	8-1-1		820	子育てサークル等支援事業	子育てサークルに絵本を貸出したり、こどもプラザの保育士が出向いて手遊びなどを指導します。	こども育成課	
	8-1-1		821	赤ちゃん休憩室整備事業	市の公共施設に、乳幼児をもつ保護者がおむつ替え等に利用できる休憩室を整備します。	こども育成課	
	8-1-1		822	思春期の子どもたちと向き合うための講座	思春期の子どもたちと向き合うための講座を実施します。	こども育成課	8-2-1
	8-1-1		823	子育てコミュニティサイト事業	官民の子育て情報を総合的に提供するインターネットサイトを運営します。	こども育成課	
8-1-1		824	ファミリーサポートセンター事業	0～15歳の子どもがいる家庭に対して保育や送迎等の援助活動を実施します。	こども育成課		
8-1-1		825	子育て家庭優待パスポート	18歳未満の児童がいる世帯に、買い物等の際にサービスを受けられるカードを配布します。	こども育成課		

施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	8-1-1	826	子育てサポーター訪問事業	0～15歳の子どもがいる家庭に対して自宅での保育や家事援助等を実施します。	こども育成課	
	8-1-1	827	緊急サポート事業	ファミリーサポートの開設時間を拡大して、早朝や夜間・休日に援助等を実施します。	こども育成課	
	8-1-1	828	つどいの広場	児童センター等を会場に未就園児を持つ保護者が気軽に集い、交流する場を提供します。	こども育成課	
	8-1-1	829	医療機関との連携による教育相談	精神科医師による不登校、いじめ等で問題を抱える児童・保護者を対象とした相談支援をし、市のスクールソーシャルワーカーが追跡支援、医療との連携に係わる支援を行います。	学校指導課	
	8-1-1	830	子育てパパ・ママの美術鑑賞日	美術館を来館する子育て家族が、気軽に安心してアートを楽しめるよう「子育てパパ・ママの美術鑑賞日」を設け、子育て世代を支援します。	美術館	
	8-1-2	831	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦からの申請により、申請年度内の不妊治療に要する医療費の自己負担分に補助します。	健康づくり課	
	8-1-2	832	不育症治療費助成事業	不育症治療を受けている夫婦からの申請により、1治療期間ごとの扶育治療に要する医療費の自己負担分に補助します。	健康づくり課	
	8-1-2	833	子育て支援事業利用料助成制度	ひとり親家庭等にファミリーサポートと子育てサポーター訪問事業の利用料を助成します。	こども育成課	
	8-1-2	834	助産事業	経済的理由から入院助産が困難な方が、助産施設に入所分娩し費用の一部を負担します。	こども福祉課	
	8-1-2	835	自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母及び父が職業能力開発のために受ける講座の受講料を補助します。	こども福祉課	
	8-1-2	836	高等職業訓練促進事業費給付事業	ひとり親家庭の母及び父が就職に有利な資格取得のため養成機関に就学する場合、訓練促進給付金を給付します。	こども福祉課	



施策の方向 主な取組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考	
施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	8-1-2	837	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立援助のため資金等の貸付を行います。	こども福祉課	
	8-1-2	838	障害児通園施設療育支援事業	就学前児童が2人以上いる世帯で、1人が保育所等に通所し、もう1人が障害児で、児童発達支援事業を利用している児童がいる世帯の利用者負担を軽減します。	こども福祉課	
	8-1-2	839	児童手当給付事業	15歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方に支給します。	こども福祉課	
	8-1-2	840	児童扶養手当給付事業	母子家庭、父子家庭等で18歳までの児童や20歳未満の障害児を養育している父母等に支給します。	こども福祉課	
	8-1-2	841	交通及び災害遺児等福祉金給付事業	交通事故や労災等により父母が死亡又は障害(1級程度)となった満18歳に満たない児童に支給します。	こども福祉課	
	8-1-2	842	特別児童扶養手当給付事業	20歳未満の精神又は身体に障害を持つ子どもを養育している父母等に支給します。	こども福祉課	
	8-1-2	843	奨学金貸付事業	経済的理由で就学が困難と認められる市内居住の高校生に奨学金を貸与します。	学校教育課	
	8-1-2	844	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な家庭の児童生徒を対象に学用品費や給食費の一部を助成します。	学校教育課	
	8-2-1	706	あるぷキッズ支援事業	発達に心配のある児童とその保護者に対し、継続して総合的に支援します。(就園前の発達に心配のある子どもとその保護者の教室、保育園・幼稚園・学校などへの巡回支援)	こども福祉課	7-2-1 8-1-1
	8-2-1	822	思春期の子どもたちと向き合うための講座	思春期の子どもたちと向き合うための講座を実施します。	こども育成課	8-1-1
	8-2-1	845	子育て家庭支援者養成講座	子育て家庭をサポートする人材を養成する講座を開催します。	こども育成課	

	施策の方向 主な取り組み 推進施策	事業番号	事業名	事業概要	担当課	備考
施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実	8-2-1	846	子育て支援ネットワークづくり	子育て支援団体等に呼びかけて、子育てに関する学習会や交流会を開催します。	こども育成課	
	8-2-1	847	子育て支援に関わる職員への学習支援	子育て支援に関わる職員を対象とした研修会を開催します。	こども育成課	
	8-2-1	848	シルバーボランティア子育て支援事業	児童館等・児童センターの支援活動に、地域に住む高齢者がボランティアで参加します。	こども育成課	
	8-2-1	849	子どもの権利事業サポーター育成	子どもの権利事業を支援する大学生サポーター、市民ボランティアを育成します。	こども育成課	
	8-2-1	850	教職員住宅支援事業	教職員住宅の整備により、住環境の面から教職員を支援します。適正な管理戸数を目指していくとともに、ニーズのある住宅については改修等を進めます。	学校教育課	
	8-2-1	851	幼保小連絡協議会	就学を控えた子どもが、園の生活からスムーズに学校生活に受け入れるように、幼稚園保育園小学校の関係者が話し合いを持ち連絡協議をします。	保育課 学校指導課	
	8-2-1	852	シルバー保育サポーター事業	身近で人生経験の豊かなお年寄りが、保育園・幼稚園で園児と一緒に遊んだり、話し相手を行います。	保育課	



## 第5章 計画の推進体制と評価・検証

### 1 計画の推進体制

#### (1) 松本市全体としての推進体制

第2次推進計画を効果的に推進し、実効性のあるものとしていくためには、市民全体の理解と協力が欠かせません。そのためにも、子どもにやさしいまちづくり委員会をはじめ、子どもに関わる市民や団体との協働や連携を通じて、情報の収集及び共有を図りながら、子どもの権利に関する視点から、子どもについての施策を推進します。

#### (2) 庁内推進体制

子どもの権利に関して施策の検討や調整を行う「子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議」で、第2次推進計画の内容や実施状況について協議し、計画をより実効性のあるものとしていきます。

また、庁内の子ども施策に関わる情報を共有し、互いに連携を図りながら計画を推進します。

### 2 計画の評価及び検証

#### (1) 行政による自己評価

第2次推進計画について、進捗状況を把握するため、計画を実施する各担当課において自己評価を行い、その後「子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議」で検討・調整していきます。

評価の基準は、目標値の達成度のみの評価ではなく、下表「行政による評価基準」の4項目のうち、事業ごとに適切なもの1項目以上で、多角的に評価を行います。条例に基づいて何を実現することができたか、また各事業をどのように継承・発展または変更しなければならないかなどを評価していきます。計画全体での目標値は次ページの「全体目標値」のとおりです。

行政による評価基準

項 目
ア 事業量や目標値で評価
イ 条例の趣旨への達成度で評価
ウ 条例・計画に対しどう実施したかで評価
エ 市民の認識や態度の変化で評価

全体目標値

項 目	実績 H30	目標値 R6
ア 子ども権利に関する条例の認知度	57.4%	75.0%
内容まで知っている	9.0%	40.0%
名前だけ知っている	48.4%	35.0%
イ 相談室「こころの鈴」の認知度	64.8%	80.0%
ウ 子どもの自己肯定感（自分のことが好きな割合）	60.7%	80.0%

(2) 子どもにやさしいまちづくり委員会による検証

行政が評価・検証した内容について、子どもの権利に関する条例第24条に基づき、子どもにやさしいまちづくり委員会で調査や審議を行い検証し、提言・報告をします。この検証のプロセスでは、行政による事業評価や「子どもの権利アンケート」の結果等を踏まえながら、委員が参加することにより、行政だけでは把握できない子どもの現実や取組みの更なる実態を明らかにし、条例や第2次推進計画の実施をより現実的で効果的なものにしていくことを目指します。

この検証システムは、行政と子どもにやさしいまちづくり委員会がそれぞれの役割を確認し合いながら、パートナーシップのもとに、子どもの権利保障をいかに進展させられるかを重視したもので、第2次推進計画をいっそう効果的に実施していくものです。

## 参考資料

### 1 名簿

#### (1) 第3期松本市子どもにやさしいまちづくり委員会 名簿

(任期：平成30年2月13日から令和2年2月12日まで)

区分	氏名	団体及び役職名	備考
有識者	荒牧 重人	山梨学院大学 教授	会長
	森本 遼	弁護士 長野県弁護士会子どもの権利委員会 委員長	副会長
	西森 尚己	松本市子育てコミュニティーサイトプロジェクト会長 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」代表	
	豊嶋 さおり	本と子どもの発達を考える会事務局長 おはなしの会「すがのっくる」代表	
	齊藤 茂	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 准教授	
子ども関係機関	大月 悦子	主任児童委員会 (委員長)	
	一ノ瀬 浩子	松本市小学校長会 幹事 (鎌田小学校長)	
	柳澤 厚志	松本市中学校長会 幹事 (山辺中学校長)	～H31.3
	横田 則雄		H31.4～
	角田 恵子	松本児童相談所 所長	～H31.3
	武田 弘子		H31.4～
	海野 智絵	松本市保育園保護者会連盟 (会長)	～H30.4
	須澤 加奈子		H30.5～ H31.3
	市川 純基		H31.4～
	吉澤 由紀子	松本市PTA連合会 (会長)	～H31.3
内藤 謙	H31.4～		
地域関係団体	臼井 和夫	松本市子ども会育成連合会 (会長)	
公募委員	岡田 忠興	市民公募委員	
	神津 ゆかり	市民公募委員	
	山口 茂	市民公募委員	

(2) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議 委員

行政管理課長	環境政策課長	建設総務課長
人権・男女共生課長	福祉計画課長	公園緑地課長
政策課長	健康づくり課長	上下水道局総務課長
財政課長	こども育成課長	病院局事務長
危機管理課長	こども福祉課長	教育政策課長
地域づくり課長	保育課長	学校教育課長
文化振興課長	農政課長	学校指導課長
スポーツ推進課長	商工課長	生涯学習課長

(3) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議幹事会 幹事

行政管理課 担当係長	こども福祉課 担当係長
人権・男女共生課 担当係長	保育課 担当係長
政策課 担当係長	農政課 担当係長
財政課 担当係長	商工課 担当係長
危機管理課 担当係長	建設総務課 担当係長
地域づくり課 担当係長	公園緑地課 担当係長
文化振興課 担当係長	上下水道局総務課 担当係長
スポーツ推進課 担当係長	病院局 担当係長
環境政策課 担当係長	教育政策課 担当係長
福祉計画課 担当係長	学校教育課 担当係長
健康づくり課 担当係長	学校指導課 担当係長
こども育成課 担当係長	生涯学習課 担当係長

(4) 事務局

こども育成課

## 2 松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

### 前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになることができます。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

### 第1章 総則



(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしていたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

(市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

(1) かけがえのない自分が大切で尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。

(2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。

(3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。

(4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。

4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にされた主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取り組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

#### 第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
  - (2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
  - (3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。
- (公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。
- 3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

## 第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

---

---

## 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画

発 行 松本市

編 集 松本市こども部こども育成課

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話 0263-34-3291 Fax 0263-34-3309

令和2（2020）年3月発行

---

---

